

# 「日系企業の 対中投資サポート調査」 報告書

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION



この事業は、競輪の補助金を受けて  
実施したものです。



<http://keirin.jp>

平成 19 年 2 月

財団法人日中経済協会  
日中投資促進機構

## 前 書

我が国と中国との経済交流は近年拡大・深化の一途をたどり2005年には我が国の中国への貿易総額は米国を追い抜き、2年連続で第1位となった。同時に我が国から中国への直接投資額も同年には65億ドルに達し、中国にとって実質的に最多投資国となった。

一方、我が国と中国との首脳レベルでの人的交流は、年の前半については両国間の事情等により停滞し、一時は「政冷経熱」という言葉が流行話にもなったほどであったが、後半に至り両国間の環境の変化から急速に改善され、その結果、各階層における人的交流は極めて活発化した。

このような状況下のもとで日本企業の対中投資への勢いは力強いものであったが、大型の投資案件が進行するほか、中堅・中小企業の新たな進出も急速に増加した。しかし新たに進出を予定しているこれら小規模な企業にとっては、中国の法律内容や許認可事項について馴染みが薄い上、中国の発展に伴い生じる様々な問題にも対処せざるを得ない。実際にこれら企業からの相談の多くは、全く経験のない中国での事業会社設立に関する相談、或いは操業後生じる様々な障害、トラブルなど多岐に及んでいるが、これらは類して共通的事項も多くあり、これらを典型的に整理・分類し、その方策を示唆することは既進出・進出予定の日本企業の経営判断に資するものと考えられる。

日中投資促進機構では、財団法人日中経済協会からの委託を受けて本報告書を作成するにあたり、日本企業の対中投資に伴う比較的関心の多い10項目についてその特徴的事項（共通的事項）を質問（Q）及び回答（A）形式に取りまとめた。この取りまとめに当たっては事務局スタッフが中心となり、これに専門の法律事務所や会計事務所の専門家からのアドバイスを受けたほか、必要に応じ中国政府関係機関などに対する調査や中国側からの助言・情報提供などを受けて作成した。

以 上

# 目 次

## 第1部 日系企業の対中投資サポート調査

第1章 経営範囲に関するQ&A	1
1. 小売、卸売企業の設立について	3
2. 商業企業の設立認可申請について	5
3. 中国企業への営業活動委託について	6
4. 生産設備のリースについて	7
5. 外資サービス業について	8
6. メンテナンスサービスの委託について	9
7. 自動車製造業の範疇について	10
8. CKD輸入の管理弁法について	11
9. インターネット事業について	13
10. 商業企業の分公司について	14
11. 外資に関する奨励業種について	16
12. 古紙再生業について	17
13. 保守修理サービスについて	19
第2章 会社経営に関するQ&A	21
1. 董事の任期について	23
2. 合弁会社総経理変更手続きについて	24
3. 事後設立について	25
4. 会社分割について	26
5. 合弁会社清算時の配当について	29
6. 会社の休眠について	30
7. 香港企業の中国支店設立について	31
8. 新『公司法』の連帯保証制度導入について	32
9. 現地法人の駐在員事務所における従業員雇用について	33
10. 監査役の設定について	34
11. 合弁会社の幹部の兼務について	36
12. 土地購入と総投資の関係について	38
13. M&A後の合弁先企業との関係について	39
14. 清算委員会について	41
第3章 加工貿易に関するQ&A	43
1. 加工貿易禁止類について	45

2. 来料加工における加工賃の税務について	46
3. 来料加工における増値税の控除について	47
4. 輸出加工区内企業の国内販売について	48
5. 進料加工企業から来料加工企業への設備移動について	49
6. 金型の貸与について	50
7. 無償貸与設備の廃棄について	52
<b>第4章 保税に関するQ&amp;A</b>	<b>53</b>
1. WTO加盟と外資優遇措置の関係について	55
2. 『外商投資産業指導目録』奨励類の優遇措置について	57
3. 企業所得税の優遇税率について	58
4. 商業企業の増値税発票について	59
5. 商業企業の一般納税者認定について	61
6. 輸出増値税還付について	62
7. 個人所得税の賞与調整について	63
8. 配当に対する源泉徴収について	64
9. ソフトウェアの使用にかかわる税金について	65
10. 耕地占用税について	67
11. 技術料収入に係わる営業税免税について	68
12. 長期投資損益の税務処理について	70
13. 地方教育附加について	71
14. 燐青銅条の輸出関税について	72
15. 生産法人と販売法人の税制について	73
16. 技術支援とPE認定について	74
17. 出資持分譲渡に関する課税について	77
18. 清算時の税務調査について	78
19. タックス・スペアリング・クレジットについて	80
20. 個人所得税法改正に伴う外国籍従業員の控除費用について	82
21. 惠州での増値税還付実態について	83
22. 輸入関税引き下げについて	84
<b>第5章 外貨・資金管理に関するQ&amp;A</b>	<b>85</b>
1. 総投資額と資本金・外債の関係について(1)	87
2. 総投資額と資本金・外債の関係について(2)	89
3. 外貨指定銀行の外貨担保問題に関する通知について	90
4. 親会社支給物品の代金回収について	91
5. リースでの免税枠使用について	92
6. 三角貿易について	93

7. 輸出設備代金の追加請求について	94
8. 中国企業による対外債務保証と外貨送金について	95
9. 借入保証料の対外送金について	97
<b>第6章 会計に関するQ&amp;A</b>	<b>99</b>
1. 中国の会計年度について	101
2. 年度決算の承認について	102
3. 固定資産の償却年数について	103
4. 財務会計ソフトについて	104
5. 連帯責任保証について	105
6. 損失の繰越について	107
<b>第7章 人事労務に関するQ&amp;A</b>	<b>109</b>
1. 兼務者の給与処理について	111
2. 中国駐在日本人社員の健康保険加入義務について	112
3. 駐在員の就労ビザ、居留証の取り消しについて	114
4. 法定休日の賃金報酬について	115
5. 現地従業員への賃金支給について	116
6. 処罰（罰金）と最低賃金基準について	118
7. 中国境外企業の在華中国人雇用について	119
<b>第8章 投資性公司に関するQ&amp;A</b>	<b>121</b>
1. 地域本部設立について	123
2. 投資性公司からの出資について	124
<b>第9章 保税區・物流園區に関するQ&amp;A</b>	<b>125</b>
1. 保税區企業の仲介貿易における増値税還付について	127
2. 物流園區内における名義の変更について	128
3. 保税加工された製品を調達する際の部品の輸入関税について	130
<b>第10章 その他のQ&amp;A</b>	<b>131</b>
1. 土地使用権の名義人について	133
2. ソフトウェアと技術輸出入管理条例について	134
3. 契約書の言語について	135
4. 中国輸入申告価格について	136
5. 中国輸出信用保険会社について	137
6. 代金回収に対する保険について	138

7. 土壤汚染に関する基準について	139
8. 香港子会社株式の投資性公司への譲渡について	141
9. 退職金制度（経済保証金）について	143
10. 未払配当金の取消について	147
11. 地質環境調査について	148

## 第2部 WTO加盟後の中国外資政策関連法規の整備状況

1. 最近の外資政策関連法規(2006年1月～2006年12月)	151
2. 外資利用「11・5」計画	163

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

## 第1部 日系企業の対中投資サポート調査

### 第1章 経営範囲に関するQ & A

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

## 1. 小売、卸売企業の設立について

**Q** : 一般的に投資額などを別にして、保税区内で貿易会社を設立した方がよいのか、商業企業として設立した方がよいのか、それぞれメリットになる点、デメリットになる点について、ご教示ください。

**A** : ご質問の件ですが、中国（上海）で卸売、小売企業を設立するにあたり、上海外高橋保税区内に貿易企業（以下「貿易企業」）を設立するケースと商業企業（以下「商業企業」）を設立するケースとで比較させていただきます。

### 1. 登録資本金

- (1) 貿易企業：50万人民元（上海外高橋保税区内）
- (2) 商業企業：小売業30万人民元、卸売業50万人民元 ※1

### 2. 経営範囲

- (1) 貿易企業：国際貿易、代理貿易、貿易コンサルティングなど。
  - ・ 自社製品以外（親会社、関連会社製品など）の仕入販売が可能。
  - ・ 保税加工貿易。
  - ・ 取扱製品を明確化する必要なし（F/Sの提出不要）。
- (2) 商業企業：卸売業、小売業、手数料代理、フランチャイズ経営など。
  - ・ 自社製品以外（親会社、関連会社製品など）の仕入販売の可能性あり。
  - ・ 取扱製品を明確化する必要があり（F/Sに取扱品目、販売計画について詳細に記載が必要）。
  - ・ 現状総合商社的な経営範囲は認めら

れていない。 ※2

### 3. 企業所得税

- (1) 貿易企業：15%（上海外高橋保税区内。他の保税区内では優遇税率の適用のないところもあり）
- (2) 商業企業：33%

### 4. 関税・増値税

- (1) 貿易企業：自ら増値税インボイスを発行することはできない。  
取引市場を通じて区外の企業と人民元取引をすることは可能。
- (2) 商業企業：一般納税人であれば増値税インボイスの発行は可能。

### 5. 外貨管理

- (1) 貿易企業：
  - ・ 対外決済、保税区内との保税貨物の決済→外貨による決済
  - ・ 保税区内の決済、非保税貨物の決済→外貨または人民元による決済
  - ・ サービスなどの貿易外取引の決済→人民元による決済
- (2) 商業企業：
  - ・ 対外決済→外貨による決済
  - ・ 中国国内取引→人民元による決済

### 6. 分公司設立

- (1) 貿易企業：分公司の設立は不可能 ※3。  
区外事務所の設立は可能（但し、その



- 場合でも営業行為は不可) ※4。
- (2) 商業企業：分公司の設立は可能。
7. メリット
- (1) 貿易企業：
- ・設立の認可申請が比較的早い。
  - ・保税區貨物の取引などの本来的機能を享受できる。
- (2) 商業企業：
- ・中国での仕入販売が合法的に可能（保税貨物の取扱は不可）。
  - ・小売業ができる。
8. デメリット
- (1) 貿易企業：
- ・人民元取引については根拠規定がない。
  - ・保税區の商業企業化は現状認められていない。 ※5
  - ・小売業ができない。
  - ・保税區から輸出する場合輸出増値税の還付が難しい。
- (2) 商業企業：
- ・設立にあたり商務部の批准が必要。 ※6
  - ・取扱品目に限定あり（現状では政府担当者の口頭指導のみの模様）。 ※7

**【回答後の変更】**

- ※1 『公司法』（主席令第42号 2005年10月27日改定公布 2006年1月1日施行）により最低資本金は有限責任会社3万人民元、株式有限会社500万人民元に改定。
- ※2 2005年9月以降、総合商社型も認可。
- ※3 2005年9月1日に「外商投資商業（分銷）企業指引手冊」が發布され、その「四、その他(二)」においては保税區の外商投資企業は商務主管部門の認可を経て区外に經營性の分支機構を設立できる旨が規定されていることから、營業行為が可能な分公司の設立が認められる余地も出てきたこととなります。もっとも本文書の性質は明らかでなく実際にこれが認められるか否かについては定かとはいえず、今後の実務の動向をみる必要があります。
- ※4 『会社登記管理条例』（國務院令451号 2005年12月18日公布 2006年1月1日施行）の改正により有限責任制の外商投資企業について事務所の設立が認められなくなったという解釈も成り立つようになり、これによって事務所設立登記が受理されないという可能性も出てきました。最終的な関係政府機関の取扱いについては今後の実務運用例をみて判断する必要があります。
- ※5 『保税區および保税物流園區貿易管理の関連問題に関する通知』（商資字[2005]76号 2005年7月13日）により認可。
- ※6 『外商投資商業企業審査を地方部門へ委託することに関する通知』（商資函[2005]94号 2005年12月9日公布 2006年3月1日施行）によりかなりの部分の批准権限を地方レベルへ委譲。
- ※7 ※2同様、2005年9月以降、取扱品目をあまり制限されない総合商社型商業企業認可。

## 2. 商業企業の設立認可申請について

**Q**：現在、上海で商業企業の設立認可申請を予定しているのですが、その登録資本金額の決定で問題があると聞いています。卸売業の最低資本金は50万人民元とされているのに、実態はその10倍以上でないと許可が下りないとのことですが、事実でしょうか。どうも「運転資金としてその位は必要でしょう」と指導されるようです。

**A**：現在お問合せの問題について、現地にて事務局スタッフがヒアリングをしておりますので、ヒアリング結果の一例をご紹介します。

卸売業では最低50万元人民元の登録資本が必要であることは変わっていませんが、審査の段階においてF/S、キャッシュフローなどの事業計画関連資料を踏まえて、50万元以上(\*)であつても過度に低い登録資本金であると判断した場合、中央の商務部

から登録資本金の見直しを指示した事例もあるとのこと。

ご存知の通り、特に借入で運転資金をまかなう場合、投資総額と登録資本金との比率が法律で規定されており、その差額の枠内で借入れを実行する必要があるため、提出した資料に記載されている借入予定額が枠を超えているケースもあるのではなかろうかと推測します。

### 【回答後の変更】

『公司法』（主席令第42号 2005年10月27日改定公布 2006年1月1日施行）により最低資本金は有限責任公司3万人民元、株式有限公司500万人民元に改定されました。

### 3. 中国企業への営業活動委託について

**Q** : 当社では製品の中国での販促のため中国側パートナーとの協業を考えています。将来的には合弁形式とすることを視野に置いています。第一段階としてはパートナーの実力把握と事前マーケティングのため、中国側に単独で営業活動をしてもらいたいと思っています。この段階で、当社名、製品名、ブランドロゴなどを掲げた看板を中国側に出させることは問題ないでしょうか。また、看板以外に留意すべき点などはあるでしょうか。

**A** : 御社名、製品名、ブランドロゴを掲げた看板を中国側が出すことについて、基本的には問題はないと考えますが、中国側と日本側との間で、看板の掲示を含めた営業活動について契約を締結すべき、と考えます。

看板の掲示に限っていえば、主に以下のような点に気をつける必要があると考えます。

- ・ 看板に用いる商標について、中国で商標登録を済ませているか。
- ・ 中国側と当該商標の使用許諾契約を締結して届出を済ませているか。
- ・ 看板をどのようにして提供するのか。中国側が自ら手配して自らの所有権にするのか、または日本側手配として日本側からの無償貸与とするのか。
- ・ 看板の設置場所（例えば、目立つところで、他の障害物で邪魔されないこと）について日本側の指示に従う、または同意を取り付けること。
- ・ 看板における御社名、製品名、ブランドロゴ（商標やサービスマーク）の使用方法について日本側の指示を守ること。
- ・ 看板の定期的なメンテナンスを中国側の費用と責任で行わせること。

- ・ 看板には中国側の費用で保険を付与させること。
- ・ 看板設置を止める場合、その後の処理をどうするのか。中国側が看板を所有している場合、日本側立会いのもと看板を廃棄する、日本側からの無償貸与であれば、返却または日本側立会いのもと中方の費用で看板を廃棄してもらうなどの取決めが必要。

看板以外で留意すべき点として、上記の営業活動に関する契約において様々な点を取り決めておくべきでしょう。幾つかの事例を挙げると以下の通りです。

- ・ 中国における営業活動を当該中国側に絞るか（Exclusive）否か。
- ・ 中国側が日本側の代理であることを否認するか否か。
- ・ 具体的な営業活動の中身と営業活動の目標設定（売上、販売拠点の設置など）。
- ・ 価格政策、宣伝広告活動（看板掲示を含む）。
- ・ 品質不良、お客様クレーム、PL訴訟への対応政策など。

具体的には、御社が中国側にどのような営業活動を展開してもらいたいかにより契約の内容が異なってくると考えます。

#### 4. 生産設備のリースについて

**Q** : 現地の合弁会社（会社の経営範囲はリース業ではありません）が自社の生産設備（1台）を直接に中国の会社（製品の購入先）にリース（有償貸与）することが可能でしょうか。可能であれば、支払いリース料にかかる税金関係はどうなるでしょうか。

リース会社を利用する予定はありません。

**A** : 生産型企業が自己所有の建物の一部や設備を第三者に賃貸しているケースは実務上よくあります。工商行政管理の観点から、建物や設備の第三者に対するリースは経営範囲を逸脱し、違法性の問題が生じるといえるでしょう。しかしながら、実態として建物や設備の賃貸が、貸主における主要業務にならなければ問題視されることはないようです。具体的には、売上の50%に達しないならば許される、といったアドバイスが国際会計事務所からなされることもあるとのこと。

税務面では、リース料に対して営業税の5%が賦課されるのではないかと考えます。尚、外資優遇策である輸入設備の免税枠等を利用して輸入した設備は、税関の監督管理下の状態で第三者にリースすることはできません。設備であれば、税関の監督管理期間は5年ですので、当該期間中に第三者にリースする場合には、保税の状態を解除するために、輸入関税と輸入増値税を支払い税関の監督管理からはずす必要があります。

## 5. 外資サービス業について

**Q**：外食産業、エステサロンなどのサービス業種が認められている根拠法をご教示ください。

**A**：お問い合わせの「エステサロン」について、散髪、シャンプー、パーマ、染髪、化粧、スキンケアなど一連のサービスを行う美容理容企業に対する関連規定として『美容理容業管理暫定弁法』（商務部令2004年第19号 2004年11月8日公布 2005年1月1日施行 以下「同規定」）および『美容理容業管理暫定弁法徹底実施に関する通知』（商務部弁公庁 商改字[2005]6号 2005年3月19日公布・施行）があります。

同規定第4条では、経営者に対する資格要件として①民事責任能力を有すること ②固定的な経営場所を有すること ③提供サービスに関する設備を有すること ④専門資格を有する従業員を雇うことを要求しています。

また、同規定第5条では「美容理容業で、整形手術など医療業務を行う場合は衛生局管理部門の関連規定に従わなければならない」旨規定しています。

これを踏まえ、当機構の北京事務所から、北京市投資促進局、北京市工商行政管理局

および北京市衛生局に対し北京市における「エステサロン」設立に関し注意点など問い合わせをしましたので、以下ご参考ください。

### 1. 企業形態

経営範囲に整形手術などの医療業務を行う場合…中外合弁のみ可能

スキンケアなど単純な美容理容業の場合…外商独資可能

### 2. 投資総額、資本金

地域により違いがあり、F/Sに記載した規模により判断する。

（例：北京市海淀区の場合、最低登録資本金は10万米ドル）

### 3. 衛生許可証

経営範囲に整形手術などの医療業務を行う場合…必要

スキンケアなど単純な美容理容業の場合…必要なし

なお、外食産業について、関連質問がありますので、Q&A集第7集P31をご参照ください。

## 6. メンテナンスサービスの委託について

**Q** : 日本にて製造輸出され、中国国内に設置されている機械に対して、中国企業（機械製造会社）とメンテナンス委託契約を結ぶことは可能でしょうか。その際、補修部品を日本より輸出販売した場合、輸出入公司を介しての取引であればよいのでしょうか。内資製造会社は貿易権・卸売り販売権は現状取得できないと認識していますがいかがでしょうか。

**A** : 中国企業とのメンテナンス委託契約の締結は可能だと考えます。メンテナンスを行う場合補修用の部品を日本から輸入する必要があり、メンテナンスを実行する中国の製造企業が輸入権限を有していないため、そのような中国企業と補給部品の輸入を前提としたメンテナンス委託契約を締結することは無効ではないかとの懸念がある、ということですね。

『対外貿易法』（全人代常務委員会 1994年5月12日公布 1994年7月1日施行 2004年4月6日改正公布 2004年7月1日施行）には、「貨物の輸出入または技術の輸出入に従事する対外貿易事業者は、国务院対外貿易主管部門が委託する機構に届出・登録を行わなければならない。」（第9条より）とあります。これは対外貿易権について同法改正前に「国务院の対外経済貿易主管部門の許可を得なければならない」とされていたのを、大幅に緩和したものであり、この改正『対外貿易法』に基づき、当該中国企

業は届出・登録のみで容易に対外貿易権を取得できると解します。もちろん、自ら対外貿易権を取得せずに輸出入公司を介することも依然可能です。

但し、当該中国企業が本件のようなメンテナンス業を営むには、厳密に言えば、その経営範囲にメンテナンス業および部品販売が含まれている必要がある、とされる可能性があります。

以上の条件をクリアした上で、メンテナンス委託契約において、実際のメンテナンスにあたり当該中国企業が御社指定の部品（＝いわゆる純正部品）を使用することを義務付け、御社指定部品の調達を前提に当該中国企業に任せれば契約上問題ないと考えます。

なお、御社指定の部品を当該中国企業あるいは輸出入公司が第三者に横流ししないよう、メンテナンス契約あるいは売買契約において部品の使用目的を限定する必要があると考えます。

## 7. 自動車製造業の範疇について

**Q** : 自動車製造業の合弁企業は、外資出資比率50%以下に制限されていると認識しています。特殊車両である「高所作業車」という製品を製造する合弁企業も、上記出資比率の制限を受けるでしょうか。

「高所作業車」とは、トラックの荷台部分に、ブームおよびバケットを装着したもので、作業者が搭乗して高い位置での作業をするときに使用します。トラッククレーンと非常に近い形です。

**A** : 中国の自動車製造業における外国側の出資比率制限について2004年5月21日施行の『自動車産業発展政策』第48条にて「自動車完成車、専用自動車、農業用輸送車両およびオートバイの中外合弁生産企業の中国側株式比率は50%を下回ってはならない」と定められています。

問題は、ご質問の『高所作業車』がこの『自動車産業発展政策』にいう「自動車完成車」または「専用自動車」に該当するかどうかになるかと考えますが、具体的には中国の国家標準に定められています（『自動車産業発展政策』付属資料1）。

国家標準『汽車和挂车類型的術語和定

義』（GB/T3730.1-2001）によれば、「自動車」の категорияに含まれるものとして「専用作業車（Special Goods Vehicle）」があります。具体的な定義は、「その設計および技術の特性上特殊な作業に用いられる貨車。例えば、消防車、救難車、ゴミ収集車、『応急車』（中国語原文）、道路清掃車、除雪車、清掃車など」です。

この規定に照らせば、ご質問の『高所作業車』も「自動車」に含まれ、『自動車産業発展政策』にいう外資50%以下の出資制限を受けると考えますが、最終的には技術的な詳細情報を政府当局に提供して確認した方がよいと思います。

## 8. CKD輸入の管理弁法について

**Q** : 2005年の2月に記事が掲載された完成車の特性を備えた部品、所謂CKDの輸入に関する管理弁法についてご教示ください。

**A** : ご質問にいう「CKDの輸入に関する管理弁法」とは、『完成車の特徴を構成する自動車部品輸入管理弁法』（税関総署、国家発展改革委員会、財政部、商務部令第125号 2005年2月28日公布 2005年4月1日施行）になろうかと考えます。

本管理弁法により、輸入する自動車部品のうち、「完成車の特徴を構成する」と見なされたもの（具体的には本管理弁法第21条に規定）は、完成車と同じ税率で関税および輸入増徴税を賦課（第28条）されることになりました。

そもそも、新しい『自動車産業発展政策』（国家発展改革委員会令第8号 2004年5月21日公布・施行）第55～57条では、輸入する自動車部品への課税について完成車の特徴と見なす範囲および条件を定めているに留まり、完成車の特徴を構成する場合に完成車と見なして同等の関税率を適用して関税および輸入増徴税を賦課することを明確に定めておらず、更に具体的な徴税方法にまで踏み込んだの規定はなされていませんでした。今回、これらを明確に規定することにより「自動車産業発展政策」の方針を実効化することにこぎつけたと理解してもよいと考えます。

本管理弁法では、以下の場合、自動車輸入部品を「完成車の特徴を構成する」と見

なすと定めています。

1. CKDまたはSKD形式により自動車を組立てる場合
2. アッセンブリ部品（第4条にて「車体（キャビンを含む）、エンジン、変速機、ドライブアッセンブリ、非ドライブアッセンブリ、車体フレーム、ステアリング、ブレーキの各アッセンブリ」と規定）による以下の組み合わせで組み立てる場合
  - (1) 車体およびエンジンの2大アッセンブリを輸入して組立てる場合
  - (2) 車体またはエンジンの何れか1つおよび他のアッセンブリの3つ以上を輸入して組立てる場合
  - (3) 車体およびエンジン以外の5つ以上のアッセンブリを輸入して組立てる場合
3. 輸入部品の価格総額が完成車総価格の60%以上の場合（本項のみ2006年7月1日より適用）

自動車部品を輸入する場合、自動車メーカーは、当該自動車部品が「完成車の特徴を構成するか否か」につき自己評価を行ない、「完成車の特徴を構成する」と評価した場合、税関総署に届出を行わなければならない、逆に「完成車の特徴を構成しない」と自己評価した場合、税関総署に再審査を申請する必要があります（第7条）。



自動車メーカーは、輸入しようとする部品が「完成車の特徴を構成する」旨届出を行った後、月平均の輸入部品について納める必要がある税額総額を下回らない金額を所在地の税関に担保として提供する必要があります（第12条）。

徴税については、自動車部品を輸入して完成車に組立てた後、自動車メーカーは税関へ納税申請を行います（第28条）。加工貿易で生産する自動車を国内販売する場合、完成車の特徴を構成する輸入部品について、

本管理弁法の規定に従って徴税され、あわせて輸入部品の税額猶予利息をも徴税され、保税區や輸出加工區の自動車メーカーが国内販売をする場合、完成車の特徴を構成する輸入部品に対して、国内販売の実状に従って徴税する旨規定しています（第30条）。保税區や輸出加工區で生産された完成車における「完成車の特徴を構成する」自動車部品の課税取扱については曖昧な表現になっており、現時点では事務局において詳細不明です。

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

## 9. インターネット事業について

**Q** : 中国でインターネット事業を行う会社を中方パートナーと合併で設立することを計画しており、今後の事業展開を考えるにあたってご教示いただきたいことがあります。

有償のインターネット事業を行う場合、ICP経営許可証が必要であると定められています。ここでいう有償とは、ウェブサイトのユーザーに課金することを言うのでしょうか。それともウェブサイトに広告を掲載し、広告主から広告掲載料を徴収することも「有償」にあたるのでしょうか。もし后者は「有償」ではないということであれば、ユーザーに課金しなければ届出性のICPだけで足りるのではないかと考えています。

**A** : インターネット情報サービスについては『インターネット情報サービス管理規定』（国務院令第292号 2000年9月25日公布・施行）に規定されており、この中でインターネット情報サービスを営利性と非営利性のサービスに分類しております。この営利性の定義についてですが、インターネット情報サービスによって収益が発生する類のサービスは全て営利性で見なされると考えます。つまり、ユーザーから直接課金をしなくても、ウェブサイト上の広告

によって広告掲載料を徴収する場合も営利性サービスと見なされ、同法で定める通り、付加価値通信営業許可証の取得が必要になると考えます。

付加価値通信については『外商投資電信企業管理規定』（国務院令第333号 2001年12月11日公布 2002年1月1日施行）および『外商投資産業指導目録』で定める通り外国企業の最大出資比率が50%までに制限されています。

## 10. 商業企業の分公司について

**Q**： 商務部8号令「外商投資商業領域管理弁法」に基づき商業企業は分公司を設立できます。この分公司の機能に関する質問です。

### 1. 輸出入貿易

分公司自身が輸出者あるいは輸入者となって貿易取引を行うことはできるでしょうか。

### 2. 国内取引（卸売り）

分公司自身も増値税発票を発行し、国内取引の主体になることはできるでしょうか。

いずれも「可能」とは聞いているのですが、確認したいと思います。

**A**： 『外商投資商業領域管理弁法』（商務部 2004年第8号令 2004年4月16日公布 6月1日施行 以下、商務部8号令）に基づく商業企業の分公司を設立して、実際にオペレーションを行っている実例について不知ですので、投資性公司等の一般的な分公司オペレーションの観点から回答申し上げます（会員企業を中心に複数の企業からヒアリングを致しましたが、ヒアリングの対象先が限定されている点、且つ運用面で地域性がある点はご了承下さい）。

### 1. 輸出入貿易

分公司が輸出入の主体となり貿易取引が行えるかどうかについては、結論から申しあげますと、理論上可能ですが、分公司名義で輸出入ができないという点から、現時点では実務上難しいようです。

投資性会社が分公司を設立することについて、『外国企業の投資による投資性会社の設立に関する規定』（商務部2004年11月

17日改正・公布）の第21条により、一定の条件がありますが、商務部の認可を取得すれば設立は可能で、商業企業が分公司を設立することについても、『商務部8号令』第1条、および『公司法』（全人代常務委員会主席令第42号 2005年10月27日改正・公布 2006年1月1日施行）第14条により可能と考えます。またその営業活動の範囲についても、本店に認められた範囲内の営業活動に従事することができると考えます（『公司登記管理条例』（国务院令第156号 1994年6月24日公布 7月1日施行）第39条）。

分公司の輸出入については、税関に提出する通関申告書に公章（公印）を押印する必要がありますが、その公章は本店の印鑑を使用しなければならないため、本店と分公司が省を跨る場合など、書類をクーリエサービスでわざわざ分公司から本店に発送したりと、実務的に手間がかかることから、分公司で経常的な貿易取引を行わない企業が多いようです。

従って、経常的な貿易取引は分公司名義ではなく、本社名義で異地通関登記をして行い、輸出増値税の還付申請手続きも本社名義で行うようです。

## 2. 国内取引（卸売）

分公司自身が増値税発票を発行することは実務上可能で、一般納税人の資格を保有している分公司もあります。上記1のケースを鑑みると分公司で国内販売はできるも

のの、輸入販売は実務上できないこととなります。

今後、商務部8号令に基づく商業企業が設立され、分公司を販売網構築のためのツールとして活用するケースが増加するかと思いますが、事務局としても、分公司の実務上の運営状況について注視していきますので、新しい情報がありましたら、機構ニュースやHP上で還元させていただきます。

### 【回答後の変更】

新『**公司登記管理条例**』（国务院令**第451号** 2005年12月18日改定・公布 2006年1月1日施行）では、分公司の営業活動の範囲について**第46条**に定めています。

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

## 11. 外資に対する奨励業種について

**Q** : 国務院発行 2002年4月1日実施の『外商投資産業指導目録』奨励業種の電子および通信設備製造業の中にはプリント基板は含まれていません。2002年4月1日以前は奨励業種にプリント基板が含まれていたのでしょうか。

**A** : 『外商投資産業指導目録』には、それらの奨励業種の「電子工業」カテゴリーのいずれにおいてもプリント基板は明記されていませんでした。2002年以前に実施されたものとして、1995年6月20日、1997年12月31日にそれぞれ施行された旧バージョンがありますが、



## 12. 古紙再生業について

**Q** : 中国で古紙を回収し再生後、中国内の製紙会社に販売するための投資を考えています。

1. 独資企業として設立できますか。
2. 再生には回収した古紙をプレスする機械を輸入する必要があります。関税はどのくらいかかるでしょうか。
3. この場合の業種は、日本では卸売業になりますが、中国では加工業になるとのことでした。中国では製造業と加工業を分けて考えているようですが、実務上どのような違いがあるのでしょうか。

**A** : 1. 独資形態での企業設立可否について、日本企業が江蘇省において古紙回収プロジェクトを合弁形式で企業化しているようです。また、北京市では古紙回収プロジェクトを招商項目としてあげており、外資は独資、合弁、合作のいずれも可能と説明しているようです。

2. より正確な関税率を調べるには古紙をプレスする機械のHSコードを特定する必要があります。そちらでお分かりでしたら事務局にて関税率表に照らして調査することは可能です。
3. 中国の国家標準である『国民経済業種分類』（国家質量監督検閲検疫総局 GB/T4754-2002 2002年5月10日公布 10月1日施行）によれば、「廃棄資源和廃旧材料回収加工業」という業種項目があり、この業種は「製造業」のうちの1業種との位置付けになります。

また、現時点で実務上の違いとして考えられるのは、企業所得税における優遇制度の差ではないでしょうか。

企業所得税について『外商投資企業・外国企業所得税法』（全人代 主席令第45号 1991年4月9日公布 1991年7月1日施行）第7条および第8条によれば、生産型企業のうち特定地域に設立された企業に対する優遇税率、および経営期間10年以上の企業に対する二免三減の優遇制度の適用を定めております。ここでいう「生産型企業」とは『外商投資企業・外国企業所得税法実施細則』（國務院令第85号 1991年6月30日公布・施行）第72条に定められており以下の通りです。

- (1) 機械製造、電子工業
- (2) エネルギー工業（石油、天然ガスの開発採掘を含まない）
- (3) 冶金、化学、建材工業
- (4) 軽工業、紡織、包装工業
- (5) 医療器械、製薬工業
- (6) 農業、林業、牧畜業、漁業および水利業
- (7) 建築業
- (8) 交通運輸業（旅客運送を含まない）

- (9) 生産に直接関わる科学技術開発、地質全面調査、産業情報コンサルティングおよび生産設備、精密計器の補修サービス業
- (10) 国務院税務主幹部門が規定するその他の業種

しかしながら、「廃棄資源和廃旧材料回収加工業」は上記「生産型企業」の中で明確に該当する項目が見当たらず、優遇税率や二免三減の適用を受けることができるか不明です。この点、個別に税務当局に確認するしかないと考えます。

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

### 13. 保守修理サービスについて

**Q** : WTO加盟後3年以内に、卸売業と小売業を独資企業に開放するという約束については、「外商投資商業分野管理弁法」にて遵守されたわけですが、同様にWTO加盟文書内にある「保守修理サービスを3年以内に独資に認める」という約束については、まだ弁法が公布されていないように思われます。

独資による保守修理サービスについては、今後遅れて弁法が公布されるのか、あるいはすでに解決済みとされているのか、どのように考えたらよいのでしょうか。

**A** : ご指摘の通り、WTO加入議定書の付属書9における「保守修理サービス」の分野で「加入後3年以内に、全額出資の子会社を認める」と記載されていますが、「保守・修理サービス」分野に特化した法規は公布・施行されていないと考えます。

しかしながら、『外商投資商業分野管理弁法』（商務部 2004年第8号令 2004年4月16日公布 6月1日施行）では小売や卸売に従事する場合の経営活動の中に「付属サービス」を含めていますし、さらに商務部外国投資管理司 胡景岩司長は、「この付属サービスの中に販売した製品のアフターサービスが含まれる」と当機構が2004年7月に主催した外資政策セミナーにおいてコメントをしています。

これを踏まえると、商業分野に従事する外商投資企業であれば自ら販売した商品の「保守・修理サービス」に従事することができ、規定上は2004年12月11日より独資の外商投資企業も商業分野に従事することができるため、WTOにおける「保守修理サービス」の開放スケジュールを満足しているといえるのかもしれませんが。

しかしながら、これまで「保守修理サービス」の開放は『外商投資商業分野管理弁法』の施行をもって履行されているとの明確な説明を商務部から受けておらず、現状では何ともいえません。

また、個別産業で見ると、例えば自動車の保守修理サービスについて、『自動車ブランド販売管理実施弁法』（商務部・発展改革委員会・工商行政管理総局令 2005年第10号 2005年2月21日公布 4月1日施行）において外商独資が自動車ブランドディーラーを経営することにより、保守修理サービスを提供することが可能になっています。しかしながら、これ以外の業種で、保守修理サービスにその経営範囲を特化させた外商投資企業の設立・運営を認めたものはないと考えます。

以前、数社ほど独資形態でのサービス会社の設立が認められたケースがあるようですが、明確な根拠法規があるのではなく、設立申請した企業の諸条件を考慮して個別交渉で認められたものではないかと伺っています。



*JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION*

## 第2章 会社経営に関するQ&A

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

*JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION*

## 1. 董事の任期について

**Q**：董事の任期について、合弁企業法実施条例にて4年と規定されていますが、任期途中で董事交替をした場合、後任の董事は日本の取締役のように前任者の任期を引き継ぐのでしょうか。また任期4年といいながら董事会で改選の決議をしたことがありませんが、法律上はどのようになっているのでしょうか。

**A**：任期途中で董事が退任した場合、一般的には、前任の董事の任期の期間を引き継ぐ旨、定款で定めているところが多いと考えます。

董事の任命は各合弁当事者が行ない（『中外合弁経営企業法』第6条）、董事会がそれを確認することであって、厳密には董事会の決議事項ではないと考えます。

しかしながら、『企業法人登記管理条例施行細則』（国家工商行政管理局 2001年1月1日改正公布・施行）第44条第4項におい

て、「董事会の成員に変更が生じた場合には原登記主管機関に対して報告し記録に留めなければならない」と定められており、工商行政管理局に董事会の構成員の変更を報告するにあたっては、董事の変更を確認した董事会の議事録の提出を求められているのが実態のようです。

従って、実務上は董事の改選を行った場合には、董事会を開催し、董事の変更を確認した董事会議事録を作成して工商行政管理局に提出しているようです。

### 【回答後の変更】

『会社登記管理条例』の改正（国务院令第451号 2005年12月18日公布 2006年1月1日施行）により、2006年1月1日以後、有限責任制の外商投資企業の登記管理について『企業法人登記管理条例』が適用されなくなる可能性があります。もっとも、その場合でも『会社登記管理条例』第38条に「会社の董事、監事及び経理に変動が生じた場合には、原会社登記機関に対し報告して記録にとどめなければならない。」という規定が存在しており、こちらの適用を受けることになると考えられます。

## 2. 合弁会社総経理変更手続きについて

**Q**：弊社は日中合弁企業です。この度、総経理が交替したため当地の工商行政管理局に変更手続きをしようとしたところ、「法定代表人や董事が変更する場合は必要であるが、総経理は必要ではない」との指摘を受けました。

当地の工商局は頼りないので上記工商局の発言を裏付ける法根拠をご教示ください。

**A**：ご存知の通り、董事会構成員に変更が生じたときには、原登記主管機関に対し報告し記録に留める必要があります。

一方、総経理の変更についても、『会社登記管理条例』（国务院令第156号 1994年6月24日公布 1994年7月1日施行）第33条において「会社董事、監事、マネージャー

（中文は「経理」）に変動があるときは、元の会社登記機関に届けなければならない」との規定がありますので、総経理交替の際は変更登記の必要があると考えます。お問合せのケースは地域差によるものではなかろうかと推察します。

### 【回答後の変更】

『会社登記管理条例』の改正（国务院令第451号 2005年12月18日公布 2006年1月1日施行）により、上記回答中の「第33条」は「第38条」に変更されています。

### 3. 事後設立について

**Q**：新会社を設立し、従来行っている事業を新会社に移管しようとするときに、日本の商法にある事後設立に類するような規定は中国の法律にありますか。

**A**：新会社への営業譲渡に関するお問合せですね。

日本の商法（第246条）によれば、「事後設立」とは、「現物出資と類似の効果を有し、会社の設立前より存在する財産で、営業のために継続して利用するものを設立2年以内に資本の1/20以上に相当する対価で譲り受ける契約を指し、その場合、裁判所選任の検査役などの価格証明、株主総会の特別決議を要する」と定められており、今回はその前提に基づき、以下コメントいたします。

まず、結論から申しますと、中国では「事後設立」そのものを明記した規定は存在していないようです。

「事後設立」に近いものとしては、『外国投資者による国内企業買収規定』（対外貿易経済合作部、国家税務総局、国家工商行政管理総局、国家外貨管理局令[2003]第3号 2003年3月7日公布 2003年4月12日施行）第2条における「外国投資者が外商投資企業を設立し、かつ当該企業を通じて協議により国内企業の資産を買い取って、当該資産を運用する」ケース、または「外国投資者が協議により国内企業の資産を買い取り、かつ当該資産をもって外商投資企業を設立し、当該資産を運用する」ケースが挙げられるかと考えます。

この場合、買収当事者は資産評価機関の売却予定資産に対する評価結果に依拠して、取引価格の確定を行わなければならないと定められています。（本規定 第8条）

ただし、本規定のいう「国内企業」に「内資企業」のみならず、「外商投資企業」を含むか否かという問題があります。本規定には「国内会社（中国語：境内公司）」と「国内企業（中国語：境内企業）」のいずれも登場するものの、前者のみを「非外商投資企業」と明記していますので、後者は「非外商投資企業」ではない、即ち、「外商投資企業」も含むと解釈しうるところですが、各部門で見解が分かれているようであり、実務上はこれを含まないことを前提としている運用が比較的多いと聞きます。

また、中国では日本の商法でいう「営業譲渡」のような法律制度も、現状、存在しておらず、基本的には『契約法』上の一般的な売買契約に基づいて資産を譲り受けることになり、原則として認可手続も必要ないようです。しかし、個別に譲り受ける資産を特定し、承継する債権債務の範囲を特定し、債務については債権者の同意を得なければならないなど、検討すべき課題は多岐にわたることになります。

#### 4. 会社分割について

**Q** : 中国の子会社を業務拡張のために分割することを検討しています。税関などの届出および資産分割の計算期間のために登記日と営業開始日を下記のようにずらしたいと考えています。制度的には認められていないが、交渉の世界とも聞いています。

1. 中国では登記日と営業開始日をずらすことは認められていますか。その際、留意する点がありましたらご教示願います。

(1) 会社分割の方式は

分割型分割—新設分割—適格分割のケース

(2) 仕訳日は営業開始日で行う

登記日から営業開始日までの貸借対照表の金額はゼロ

このように相違したケースでの留意点を教示願います。

例：登記日 11月22日

営業開始日 1月1日

11月22日から12月31日までは財産の移動はないため貸借対照表はゼロとし、企業所得税はゼロ申告する。

2. 1が認められるとして、営業日まで存続分割の仕訳を実施しない場合、開業準備期間の貸借対照表について例示にて教示願います。下記の認識でよいですか。

(1) 現金が存続会社にしかないため、分割会社ではどのように仕訳するのでしょうか。

例：12月10日 登記登録費が1万元とすると

<分割会社>

借方

貸方

現金1万元

/ 仮受金1万元

長期前払費用1万元 / 現金1万元

<存続会社>

仮払金1万元

/ 現金1万元

(2) 営業開始日(1月1日)の仕訳

例：資本金と資産を100万元とし、これを分割すると

<分割会社> →簿価ベースの分割

資産100万元

/ 資本金100万元

<存続会社>

資本金100万元

/ 資産100万元

(3) 準備期間中の振替(1月1日)

<分割会社>

仮受金1万元

/ 資産(現金)現金1万元

<存続会社>

現金1万元

/ 仮払金1万元

(4) 分割会社の長期前払費用の一括損益振替

<分割会社>

財務費用1万元

/ 長期前払費用1万元

**A** : 1. 『外商投資企業の合併と分割に関する対外貿易合作部、国家工商行政管理総局の規定』（対外貿易経済合作部、国家工商行政管理总局 2001年11月22日公布、同日施行、以下『合併分割規定』）第15条によれば、会社分割により新会社が設立された場合、登記機関が設立登記を認可し、かつ営業許可証を発行した日を分割後の会社の成立日と定めています。

この成立日が、おっしゃる登記日と同義であるものとして、以下コメントします。

ご存知の通り、事業を本格的に稼働させるためには成立日以降に、税関、税務、外貨管理など関係当局への諸登記手続きを要することから、いわゆる開業準備期間を設けることは必要であり、かつ一般的であると考えます。『合併分割規定』第37条でも「合併または分割後に存続または新設される会社は、営業許可証を更新または受取った日から30日以内に税務、税関、土地管理および外貨管理などの関係機関で相応の手続きを行わなければならない」と規定しています。

開業準備期間は個社毎に要する内容、作業も異なってくることから、当該期間の長短を一概に論じることは出来ませんが、『企業会計原則』においても開業準備期間中の会計処理方法を定めており、登記日と営業開始日にタイムラグが発生してくることは認められていると考えます。

次に、会社分割の方式については、日本で規定されているような適格組織再編および適格再編税制に関連する法規が中国では存在しておらず、組織再編法規は『合併分割規定』、組織再編税制は『外国投資企業の合併、分割、持分再編、営業譲渡などの

再構築業務にかかる所得税の処理にかかる所得税の処理に関する暫定規定』（国家税務総局 国税発[1997]71号 1997年4月28日公布・施行、以下『暫定規定』）によってのみ規定されている状況にあります。

なお、両規定では、分割方法について、①元の企業が解散し、分割された各社が各々別に新たな企業を設立する「解散分割」と②元の企業が存続し、その一部分が分かれて別の1社または複数の新たな企業となる「存続分割」を定義するにとどめています。

今回のケースは、「存続分割」に分類されるかと考えられますが、いずれの分割方式も分割前企業の債権債務を法律に規定する手続、および分割協議書に基づいて、分割後の企業が承継するものとされており、分割方式の違いが登記日と営業開始日のずれに影響を及ぼすことはないと考えます。

最後に、登記日から営業開始日まで貸借対照表上の金額はゼロとして、営業開始日から仕訳を開始する点についてですが、『合併分割規定』『暫定規定』いずれも、具体的な会計処理については触れられていません。

但し、仮に財産の移動が発生しないとしても、開業準備期間中には、貸金給与、事務所経費、登記登録費などが発生することが考えられ、『企業会計制度』では固定資産の購入、建設を除き、開業準備期間中に発生した費用は、企業が生産経営を開始するまで長期前払費用として資産計上し、生産経営を開始した月の損益に一括計上すると規定されていることから、営業開始日前においても、貸借対照表上の残高は発生してくると思います。



2. ご質問の趣旨を「資本金、資産などの分割実施日と営業開始日が同日であり、分割会社は開業準備期間中、現金資産が無く、存続会社から当該期間に発生する開業費用の手当を受ける場合の仕訳処理の流れ」と解釈して、会計士にもヒアリングしましたが、基本的には、お考えの仕訳処理の流れに問題はないかと思われま

す。なお、補足ながら(1)、(3)に勘定科目として挙げられている「仮受金」、「仮払金」は『企業会計制度』の科目分類上、それぞれ「その他未払金」、「その他未収入金」に含まれるものと定められています。

また、(4)の「分割会社の長期前払費用の一括損益振替」について、「財務費用」との振替処理をお考えのようですが、「財

務費用」とは企業が生産経営に必要とする資金などを調達するために発生する関連費用（利息収入差引き後の利息支出）として計上する科目であり、本件の場合は「管理費用」と振替処理を行なうこととなります。

「管理費用」とは「企業が企業の生産経営を組織および管理するために発生した費用を計算する科目であり、『企業会計制度』においても「長期前払費用」は「管理費用」と振替えることが明記されています。

但し、「企業分割」自体、実際には事例が少ないようであり、会計処理の実務についても明確な規定が存在していませんので、事前に顧問会計士などに確認された上で、具体的に進めていく必要があるかと考えます。

## 5. 合併会社清算時の配当について

**Q** : 今般、合併期間満了に伴い、合併会社の清算（普通清算）を予定していますが、中方当事者より、「合併会社の未処分利益について、清算前にできるだけ多く配当を受け取りたい。」との要望が出されています。

中方当事者の要望に応じることに異論はありませんが、配当を行うに際し、当然、清算時の欠損が発生しないよう、清算に要する費用を十分に残しておく必要があると考えていますが、清算に要する費用がどれくらい必要となるのかを正確に見積もることは不可能です。

そこで、配当を行うに当たって、エスクロー口座（Escrow Account）の手法を用いる、即ち、一旦、銀行の所定口座に配当金を支払うものの、清算処理が欠損を生じることなく終了することを条件とするという手法があるのではないかとあるところから聞きましたが、詳細が不明です。

そこで、以下の点について教えてください。

1. 中国においてエスクロー口座の利用は可能ですか。
2. 清算過程において、エスクロー口座なる手法を利用することは問題ありませんか。
3. エスクロー口座を利用できる場合、具体的にはどのような利用の仕方になるのでしょうか。

**A** : エスクロー口座については、清算委員会または弁護士の名義で銀行管理の預託口座として作成することは可能と考えます。

中国人律師（弁護士）の業務範囲について定めた『律師業務執行行為規範（試行）』（中華全国律師協会常務理事会 2004年3月20日施行）の第85条にも、「律師事務所は、委託人が委託する財産を保管し、律師事務所所在地の、信用が良好な金融機関に

開設される独立口座または委託人が指定する独立口座に保管する」旨の内容が規定されています。

但し、そのような口座は一定の条件下でしか払い戻しができないものですので、銀行が個別に受け入れるかどうかという問題があります。

まずは、地元の中国人律師事務所のエスクロー口座開設の可否について、ご相談されることをお勧めします。

## 6. 会社の休眠について

**Q** : 中国で作った合弁会社の営業を中止し、合弁期間が終わるまで休眠化し、その後清算することは許されるでしょうか。また、そのような実例はあるでしょうか。

**A** : 中国で設立された合弁企業は、『企業法人登記管理条例』（国务院令第1号 1988年6月3日公布 1988年7月1日施行）に基づき、企業法人登記を行います。この『企業法人登記管理条例』第22条に、「営業活動を満1年以上停止しているときは、営業停止とみなし、登記主管機関は、〔企業法人営業許可証〕および〔企業法人営業許可証〕副本を回収し、公式印（公章）を引取り、かつ抹消登記の状況をその企業法人の口座開設銀行に通知する。」という規定があります。

また、『企業年度検査弁法』（国家工商行政管理局令第61号 1996年12月13日公布 1997年1月1日施行）に基づき年度検査を受けなければなりません。主要検査内容の一部として、第11条(9)「企業が承認された経営範囲に従い経営活動に従事している

か否か」および第11条(13)「企業が成立した後に6ヵ月を超えて開業しておらず、または自ら連続6ヵ月以上営業を停止しているか否か」という規定があります。

これらの規定に基づき、年度検査のタイミングで連続6ヵ月以上営業を停止していた場合は年検を通過できないこともあり、その場合は営業許可証が取り消されます。また、営業活動を少なくとも満1年以上停止しているときは営業停止とみなされ、営業許可証の回収と登記の取り消しが行われます。

上記の法規の構造から、休眠化を認める法的基盤はないとは言えるのですが、実際のところは企業年度検査が徹底して行われていないなどの理由から、事実上休眠化している外商投資企業が存在している実例はある模様です。

### 【回答後の変更】

『会社登記管理条例』の改正（2005年12月28日公布 2006年1月1日施行）により、2006年1月1日以後、有限責任制の外商投資企業の登記管理について『企業法人登記管理条例』が適用されなくなる可能性があります。もっとも、その場合でも『会社登記管理条例』第72条に「会社成立の後に正当な理由なくして6ヵ月を超えて開業しない場合、または開業の後に自ら連続して6ヵ月以上業務を停止した場合には、会社登記機関が営業許可証を取り消す。」という規定が存在しており、こちらの適用を受けることになると考えられます。

## 7. 香港企業の中国支店設立について

**Q** : 香港に登録のある日系の貿易企業が、中国に支店を設立する事は可能でしょうか。

外国の企業（香港も中国から見れば外国）が中国に支店を持つことは、銀行、保険会社、航空会社など、一部の企業に限定されていると認識しています。

CEPAの制度により、中国に支店を持てるようになっていないのでしょうか。

**A** : CEPAの定めに従いサービス貿易の開放を受ける業者のなかに、販売（英文：Distribution 中文：分銷）業者

が含まれていますが、支店を中国大陸に設置する形式で開放を受けることは規定されていないので、不可能だと考えます。

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

## 8. 新『公司法』の連帯保証制度導入について

**Q** : 今回の『公司法』改正の中で、「個人などの出資者が会社の債務に連帯責任を負う」という条項が盛り込まれていると聞きました。こうした連帯保証制度の導入について、我々外資系企業はどのように考えていけばよいのでしょうか。

**A** : お問合せの連帯責任に関する条項は、新『公司法』（全人代常務委員会2005年10月27日改正・公布 2006年1月1日施行）第20条第3項のことと思われます。それによると「会社の株主が会社法人の独立的地位および株主の有限責任を濫用して、債務を逃れ、会社の債権者の利益を著しく損なった場合、会社の債務に対して連帯して責任を負わなければならない」と定められています。

今回の『公司法』の改正では会社設立の手続き条件を大幅に緩和して、個人による会社設立が簡単になりました。

弁護士にヒアリングしたところ、個人事業者が単に責任を回避するためだけに子会社を設立して、個人財産と会社財産が混然一体化しているようなケース、または実体として親会社にあたる個人事業者の事業であるにもかかわらず責任遮断のために契約名義のみを子会社名義にしたことが明らかなケースなどに限り、債権者の利益を著しく損なった場合に会社の債務に対して連帯責任を負わせるのがこの規定の趣旨のよう

です。

しかしながら、中国ではよくあることかもしれませんが、民間の債権者や行政当局などの法の運用・執行に携わる部門により、上記の地位の濫用を拡大して運用する可能性は否定できないと考えます。

立法趣旨から言えば、外国企業と外商投資企業との間には、法制度上、認可というスクリーニングがあり、かつ国籍（設立根拠法規）が異なるわけですから濫用事例は通常認められないものと思います。しかし、上記のように拡張運用への危惧に対応するためには、親子会社が一体となったような対外宣伝活動を行わない、子会社の計算に属させるような取引について親会社は極力事実上の関与（プレゼンテーション、契約交渉等の活動への参加等）を避ける、人事兼任・資金混同（親会社の債権の便宜的回収のための子会社の利用）等の日常的混同を避ける、等の方法を探っておくことが石橋を叩いて渡るという観点ではベターかもしれないとのアドバイスが弁護士からありました。

## 9. 現地法人の駐在員事務所における従業員雇用について

**Q** : 保税區に設立した独資の貿易会社が北京に駐在員事務所を設立した場合、当該「駐在員事務所」は對外服務公司等派遣会社經由ではなく従業員を直接雇用することは可能でしょうか。

**A** : 外商投資企業の「事務機構」で、従業員を雇用する場合は、外国企業服務公司（FESCO）などの渉外サービス單位に委託せずに、直接雇用することは可能だと考えます。

中国人スタッフを雇用する場合に直接雇用を認めず外国企業服務公司（FESCO）などの渉外サービス單位に委託することを要求されているのは、外国企業の「駐在員事務所」で（『外国企業常駐代表機構の管理に関する暫定規定』（國務院 1980年10月30日公布・施行）第11条）、外商投資企業の「事務機構」について同様に要求している規定はないと考えます。

ご存知の通り、『外資独資企業法實施細則』（國務院令第301号 2001年4月21日改正公布・施行）第64条では、外資企業が中国国内で従業員を雇用する場合、両者が労働契約を締結することを要求しており、これは直接雇用することを前提としていることとなります（但し、実際は外資企業が渉外サービス單位經由で雇用することは可能です）。事務機構は外商投資企業に從属する部門なので、事務機構の従業員を採用する場合は、上記のような渉外サービス單位に委託せずに直接雇用することは可能だと考えます。

### 【回答後の変更】

『外商が投資する公司の審査認可登記管理の法律適用範圍の若干問題に関する執行意見』實施に関する通知」（国家工商行政管理總局 工商外企字[2006]第102号 2006年5月26日公布）第2条(4)により、「事務機構」は登記なしで自由に設立できることになりました。しかし、そもそも登記のない事務所で直接雇用が可能なのか、従業員の社会保険登記が可能なのか、といった点については現在のところ不明です。

## 10. 監査役の設置について

**Q** : 中国現地法人の董事に対する牽制機能として日本と同じような監査役を設置したいのですが、定款で定めれば可能ですか。

**A** : まず、日本でいう「監査役(会)」は中国の『公司法』(全人代常務委員会 主席令第20号2004年8月28日改正・公布・施行)では「監事(会)」と表現されていますが、「監事(会)」を設置すること自体は可能だと考えます。

既にご存知かもしれませんが、「監事(会)」の設置については『中外合弁経営企業法』、『外資独資企業法』およびそれらの実施細則のいずれにも明記されておらず、『公司法』によってのみ設置が求められています。

このような場合、『公司法』第18条には「外商投資による有限責任会社には本法を適用するが、中外合弁企業、中外合作企業、外資独資企業に関する法律が別途定められているときは、その規定を適用する」と定められています。従って、本件のように「監事(会)」の設置に関する規定が外商投資企業の関連法規に存在しない場合、原則論として『公司法』の適用を受けることになると考えます。

但し、外商投資企業にはこの「監事(会)」の設置規定が厳格に適用されておらず、独資企業で「監事(会)」を設置している企業はほとんど見受けられないようであり、合弁企業の場合に中方パートナーや主管官庁から設置を指導されるケースが稀に

あるのが実態のようです。よって、現状での「監事(会)」設置の可否は出資者の判断によるものと考えます。

以下、『公司法』の規定に基づき、「監事(会)」の概要を説明いたします。

1. 具体的な区分は明記されていませんが、企業規模によって設置、構成方法が異なります。経営規模が比較的大きい場合には、3名以上の構成員からなる「監事会」を設置することになります。この「監事会」は株主代表と適当な比率の従業員代表から構成され、その比率は定款で定めることとなります。なお、従業員代表は従業員の選挙によって決定されます。一方、株主の数が少ない場合、または経営規模が小さい場合には、1~2名からなる「監事」を設置すれば足りるとされています。

但し、董事、經理および財務責任者が「監事」を兼任することは禁じられています。

2. 任期については1期3年であり、任期満了後の再任(再選)は可能となっています。

3. 権限としては①財務検査、②董事、經理の遵法状況の監督、③会社利益を害する董事、經理への是正要求、④臨時株主

総会の招集提案、⑤会社定款に定めるその他職権などが挙げられ、「監事」は董事会に出席することになります。

なお、定款は組織原則、経営管理方法などの事項を規定したものであり、董事に対する「監事(会)」の牽制機能に効力を持たせるためには、定款にその構成、職権、議事規則などの内容を盛り込み、審査認可機関（対外貿易経済部門）の認可を得ておく

必要があります。また、現地法人が合弁企業である場合には、定款との整合性を持たせるために合弁企業契約書に同様の内容を組み込んでおくことが必要かもしれません。

補足ながら、既存の現地法人で「監事(会)」を設置する場合であれば、定款変更の決議が必要となり、その上で審査認可機関（対外貿易経済部門）の認可を得ることになります。

#### 【回答後の変更】

新『公司法』（全人代常務委員会 主席令第42号 2005年10月27日改正公布 2006年1月1日施行）において「監事(会)」に関する規定については、上述の内容が以下のように改定されています。

- ・従業員代表が担当する監事の人数は監事会の1/3以上とする。
- ・監事(会)に株主代表訴訟を提起する権限を認める。
- ・監事の董事会会議における権限が質問・建議提起権であることを明記。
- ・監事の会社費用負担による調査権を明記。

一方、『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」実施に関する通知』（国家工商行政管理総局 工商外企字[2006]第102号 2006年5月26日公布・施行）第2条(1)には、「(前略)外商合弁、外商独資の有限責任公司および外商が投資する株式有限公司の組織機構は、新『公司法』の規定に合致し、健全な会社の組織機構を確立しなければならない。2006年1月1日以前に設立済みの外商が投資する会社が定款を改正するか否かは、公司登記機関は強制的な要求は行わず、会社が自ら決定する。改正した場合は、審査認可機関に報告して認可を受け、登記機関へ届出るとあります。ここから、2006年1月1日以降新設された外商合弁、外商独資企業には、監事(会)や株主会の設置を義務付けられたのに対して、中外合弁、中外合作企業には、監事(会)や株主会の設置を出資者の判断によって定款で定めることができると解釈されています。



## 11. 合弁会社の幹部の兼務について

**Q**：中国にある当方マジョリティの新規合弁会社に対し、幹部（総経理、副総経理、経理以上の幹部）の人選をしていますが、既に存在する当社出資の既存合弁会社の幹部を兼務させたいと考えています。この場合、新規合弁会社の幹部は、既存合弁会社の幹部と兼務できないという規則があるという情報と、同一出資者の場合は兼務が可能であるとの2つの情報を得ていますが、これに対する見解をお願いします。両合弁会社は、同一行政管轄内に所在しています。

**A**：『中外合弁経営企業法実施条例』（国务院令第311号 2001年7月22日改正・公布・施行 以下「実施条例」）第37条第4項に「総経理または副総経理は、その他の経済組織の総経理または副総経理を兼任してはならず、その他の経済組織の当該企業に対する商業的競争に参加してはならない」と規定していますが、兼任が禁止されているのは総経理または副総経理に限られています。

また、この規定によれば、一律に総経理または副総経理の兼任を禁止しています。この条項の具体的な解釈に対する法規定はありませんが、この条項の目的は、一般的に任命を受けた合弁企業への専従および競争禁止にあるといわれています。

一方、現行の『公司法』（全人代常務委員会 主席令第20号 2004年8月28日改正公布・施行）第61条では「董事および総経理は、その職務に任じている会社と同種の営業を自ら営み、もしくは他人のため営んではならず、または当該会社の利益を損なう活動をしてはならない」と定めており、

一律に総経理の兼任を禁止している実施条例とは異なり、同業種でなく、または任に預かる会社の利益を損なうことがなければ兼任は可能と考えます。

総経理または副総経理の兼任禁止について実施条例または『公司法』の規定のどちらの適用を受けるかは分かりませんが、実務上は、総経理または副総経理が兼任するに合理的な理由があり、総経理または副総経理の兼任を認める董事会決議を得た上で、認可機関に説明すれば了承される可能性はあると考えます。なお、合弁契約および定款に総経理または副総経理の兼任禁止条項があれば、修正申請して認可機関からの認可を取得する必要があります。

ご質問の中で「同一出資者の場合は兼務が可能」と言及していましたが、同一出資者が出資した合弁企業間で兼任しても出資者が同じなのでそれらの会社の利益を損なうことはないという説明が通ったという事例に基づくものではないかと推察しますが、これについて確証はありません。

**【回答後の変更】**

新『公司法』（全人代常務委員会 主席令第42号 2005年10月27日改正公布 2006年1月1日施行）において、兼業禁止については、第149条に次のように定めています。

「董事、高級管理職には、次の各号に掲げる行為があってはならない。（中略）(5)株主会または株主総会の同意を得ずに、職務上の便宜を利用して自己のため、または他人のために会社の商機を奪い、在任する会社と同種の業務を自営し、または他人のために経営すること（後略）」

旧『公司法』と異なり、株主会又は株主総会の同意を得れば、同種の業務を営むことも認められるとも解されます。

ここで言う「高級管理職」とは、同第217条(1)にて「会社の総経理、副総経理、財務責任者、上場会社の董事会秘書および会社定款に定めるその他の者を指す」と規定されています。

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

## 12. 土地購入と総投資の関係について

**Q** : いわゆるローテク企業が土地購入（50年賃借）する場合、200坪当たり最低資本金が30～40万米ドル必要である旨の法規が昨年施行されたとの話を聞きました。具体的な法規の名称、概要、趣旨をご教示ください。

**A** : ご質問は所謂「投資密度」に関わる規定のことだと思います。「投資密度」とは単位面積当たりの投資金額（投資総額または登録資本）を指します。一般的には、各地方政府において、これまでの実績数値を算出し、今後の外資誘致にあたり、一程度の登録資本基準を設けて投資効率を向上させることを目的とした基準です。

従って、「投資密度」に関する規定は、中央政府で定めたものはなく、開発区を含む各地方政府で独自に定めており、明文化された規定もあれば、そうでないものもあ

ります。

例えば浙江省湖州市呉興区の「工業性プロジェクト土地譲渡価格一覧表」によれば、一般的に投資密度（登録資本ベース）が10万米ドル／<sup>4</sup>畝以上であることを要求しているようです。

お問合せの最低資本金要求についても各地方で投資密度の基準に関する規定を出していると思われます。また、業種や進出形態（来料加工か否かなど）により、最低登録資本や投資総額の基準に差をつけている地方政府もあるようです。

### 13. M&A後の合併先企業との関係について

**Q** : 中国の生産型外商投資企業の持株会社を買収したことにより、合併企業での相手方国営企業との董事会等の進め方についてご相談します。

【経緯】

中国にある、中外合併会社(生産型)の外国出資者側の持ち株会社を買収し、結果的に当該合併会社のマジョリティを保有することとなりました。定款上は、当該合併会社の持分を他に売却する場合、出資者双方の合意の下に売却することとなっているため、持ち株会社自体を買収し、定款に抵触しない対応を取った次第です。また、定款上に、董事長は外資側、副董事長は中国側から出すことが明記されています。

ところが、中国側より、以下の2点の指摘が来ています。

1. 今回の持ち株会社買収は、無効であり、改めて話し合いを行う中での対応としたい。そのため、株式比率も踏まえて、相談事項としたい。中国法人がここまできたのは、中国側の今までの努力が大きいため、株の価格自体も見直すべきである。
2. 董事長の解任を要請し、董事の構成や人数も変更したい。

法的には今回のM&Aには問題がないと思うのですが、中国の場合、資本の考え方をこのように考えることがあるのでしょうか。また、中国で事業を行う場合、このような要求を受けることがあるのでしょうか。過去の事例を教えてください。また、このような要求を受けた場合、あくまでも法的な観点に立った中で対応することがよいのか、それとも別のやり方があるのかのアドバイスを頂ければと思います。

**A** : 詳細情報を知りませんが、合併企業の出資者たる持株会社の買収自体が無効という中方主張の根拠はないと考えます。しかしながら、買収自体の有効性よりも、対象となる合併企業存続の観点から、もう一度、合併企業の定款および合併契約の内容を確認する必要があると考えます。

特に、合併企業の中途解散事由として「合併企業の出資者のいずれかの株式また

は持分を保有するものに変更が生じ、かかる変更が生じた出資者の経営判断に影響が出たと他方の出資者が判断したこと」という趣旨の事由が含まれていないか確認してください。このように、出資者の株主変更が合併企業の解散事由になる旨規定されている場合、合併企業は最悪解散する可能性があり、今回の中方クレームの根拠がかかる解散事由に依拠している可能性が考えら

れます。仮に、上記のような解散事由が合弁契約に含まれていなくても、今回の中方のクレームは自らが預かり知らぬところで、外国側出資者の株主の突然の変更に対する反発に拠ることが十分に考えられます。

実務的には、中方に対して今回の株主の変更の経緯、合弁企業の経営に対する御社の方針を説明すると共に、合弁企業の経営に対する中方の意見を事務レベルでヒアリングしてみたいかがでしょうか。

お問合せでは、出資比率や董事会の構成（董事長の解任を含む）の見直しといった定款および合弁契約の中身の変更まで踏み

こんで中方は協議したがっており、今後の合弁企業の董事会の開催を考えると、上記の通り事務レベルで協議して対応を検討した方がよいのではないのでしょうか。

結果的には、定款および合弁契約の修正を回避しつつ合弁企業の経営に関与するという当初の対応方針と異なりますが、合弁企業にとって実質的に新しい出資者がその経営に関与することになった以上、従前の経営体制／方針での是非について、定款および合弁契約にまで立ち入って、中方と真剣に協議する必要があるのではなかろうかと考えます。

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

## 14. 清算委員会について

**Q** : 中国に設立11年目の独資企業を有しています。残念ながら営業不振のため、清算を考えております。

1. 『外資投資企業清算弁法』に規定されている清算委員会とは、どのようなメンバーで構成するのでしょうか。
2. 10年未満で外商投資企業を清算する場合、例えば二免三減など税制優遇を受けた部分について追徴課税されると聞きました。こうした清算に伴う“縛り的な事項”は、どの法規を参考にすればよいか、ご教示ください。その他、例えば設備処理売却行為の制限はありますか。

**A** : 1. 清算委員会メンバーについて  
『外商投資企業清算弁法』（対外貿易経済合作部令[1996]第2号 1996年7月9日公布・施行）によれば、清算にも通常清算（企業が自主的に清算委員会を置く場合）、特別清算（自主的に清算委員会を置けない、或いは障害がある場合）の2種類があります（第3条）。

通常清算の場合は、第二節で清算組織の規定があり、第9条には以下の記載があります。

「清算委員会は少なくとも3名で構成し、その構成員は企業権力機構の構成員の中から選任するか、或いは関係する専門員を招聘して担当させる。清算委員会には主任1名をおき、企業権力機構が任命する。清算委員会は企業権力機構の同意を経て業務職員を招聘し、清算の具体的事務を処理させることができる」（企業権力機構、を意思決定機関、と訳しているものもありますが、意味は同じかと思えます）。

実際には、それまで当該企業で総経理や

副総経理を担当されていた方と、日本からの経理担当の方を委員とするケースが多いようです。

特別清算の場合は第36条、第37条に定義がありますが、恐らく貴社のケースは通常清算、とのニュアンスですので第9条で足りるかと思えます。

2. 清算に関するその他規定について

10年未満で清算する場合については、ご指摘の通り追徴課税が発生いたします。これは『外商投資企業及び外国企業所得税法』（全人代 主席令第45号 1991年4月9日公布 7月1日施行）第8条の規定が根拠になります。

「生産型外商投資企業で、経営期間が10年以上のものについては利益が計上された年度から起算して、第1年度及び第2年度は企業所得税を免除し、第3年度から第5年度までは企業所得税を半減して課税する。但し、石油、天然ガス、希金属、貴金属等の資源開発プロジェクトに該当するものにつ

いては、国務院が別途規定する。外商投資企業の実際の経営期間が10年に満たないときは、すでに免除、または軽減された企業所得税の税額を追加納付しなければならない（後段略）」

その他、「縛り的な事項」をまとめた法律はありませんが、基本的に外商投資企業の所得税は同法に原則が書かれていますので（第18条には清算所得の納税、という項目もあります）ご一読をお勧めします。

また、清算時の設備売却に際しては、当然、財産鑑定が関係しますが、これは『外国投資者投資財産鑑定管理規則』（国家輸出商品検閲局・財政部 国検験聯[1994]78号 1994年3月18日公布 5月1日施行）に詳しく規定されています。これに基づき査定された財産価値と大きく差があるような処分は難しいと考えておいた方がよいと思われます。

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

### 第3章 加工貿易に関するQ & A

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION



*JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION*

## 1. 加工貿易禁止類について

**Q**：『商務部、税関総署公告 2005年第50号』の「加工貿易禁止類」に組み込まれた商品目録についてですが、この解釈は、「当該商品①～⑩を原料として中国へ輸入し加工した製品を輸出する形態を禁止する」ということでしょうか。または、「当該商品の含まれる製品を輸入し、加工後輸出する形態を禁止する」ということでしょうか。

**A**：中国政府は、中国にとって有毒有害なもの、悪影響を及ぼすものなどを制限してきており、『加工貿易禁止分野商品目録公告』（商務部、税関総署、国家環境保護総局 公告2004年55号 2004年10月13日公布 2004年11月1日施行）により、加工貿易禁止類商品目録を改正し、禁止類商品目録とHSコードを毎年調整、更新するとしています。

これを受けて『商務部、税関総署公告 2005年第50号』（2005年8月1日公布 2005年8月22日施行）が公布されました。

お問い合わせの本公告の加工貿易禁止類には、11種類のリストがあり、そのHSコ

ードに属する原料の輸入を禁止していると考えます。

また、加工貿易は、国外から原料、補助材料、部品、エレメントおよび包装材料を国外から輸入し、中国内で加工または組立を施し、完成品を輸出する来料加工や進料加工を意味していることから、『加工貿易審査認可管理暫定弁法』（[1999]外経貿管発314号 1999年5月27日公布 1999年6月1日施行）、および今回の本公告で、禁止類に組み込まれるHSコードに属する原料を加工貿易業務として輸入できないことになると考えます。

## 2. 来料加工における加工賃の税務について

**Q**：弊社は外資合弁の来料加工企業です。製品を輸出し1ヵ月後に委託加工賃を受領する契約を日本の親会社と結んでいます。委託加工賃は正確に1ヵ月後に入ってくるのですが、弊社経理担当者は委託加工賃収入における増値税などの免税許可が下りるまで売上計上していません（未収収益としてしまうと一旦増値税を納める必要があるとのこと）。即ち登記手冊（加工手冊）の登録数量の製品輸出がすべて完了し、外貨入金の核銷、登記手冊の核銷がすべて完了して初めて免税申請ができるのでその免税許可が下りるまで売上計上せず処理しています。この処理方法は正しいでしょうか。

質問の内容を単純に来料加工企業における加工賃の未収収益計上或いは加工賃入金の売上計上のタイミングをどうするかという内容に置き換えてもかまいません。

**A**：来料加工における加工賃の免税方法には、事前の免税方法と事後の還付方法の2通りがあるようですが、このケースは、登記手冊での登録数量の製品の輸出をした上で、外貨入金、登記手冊の核銷が完了した後に、免税を申請しているケースのようです。

この2つの免税方法を当局がどのように使い分けているかは、通達では特に規定されておらず、実質現地の運用によって異なるようです。事前に加工賃の免税申請できるかに関しては現地税務局にご確認していただければと思います。

また、加工賃の売上計上のタイミングについては、本来増値税は会社が売上処理した時点で売上増値税を計上して納税しなければならない関係で、免税措置を受ける前に売上計上することはできません。加工製品を輸出し、加工賃が入金された時点で売上計上するのであれば、事前に加工賃に対しての免税申請を行なうか、先に増値税を納付して、免税（還付）許可が下りた時点で還付未収入金を計上し、実際に還付された際に減算処理することになるかと考えます。

### 3. 来料加工における増値税の控除について

**Q** : 来料加工企業は、増値税の控除ができないと聞いています。  
通常企業なら仕入れて販売した場合、仕入の際の仮払い増値税と販売における仮受け増値税の差を増値税として納税しますが、来料加工であれば、例えば商品価格100に対して仕入増値税17を支払ったら、そのまま増値税17で計上しなければならない、つまり消耗品などを国内調達した場合、仕入れて支払った増値税をそのまま増値税として計上する必要があるとのことですが本当でしょうか。

例えば、許可を取得し製品を国内販売する場合は、輸入部材に関税と輸入増値税がかかりますので、この製品を国内販売したときに販売先から増値税相当の金額を受け取りますが、上記が正しいのであればこの金額も増値税として納税しなければならないことになります。

**A** : 来料加工企業は、輸入する原材料部品を国外企業より無償提供を受け、当該原材料部品を以って加工または組立装着を行ない、完成品を国外企業に提供して、国外企業より加工賃のみを受け取る経営活動に従事します。また、原材料部品の輸入にあたっては、輸入増値税および関税は免除され、完成品の輸出にあたっては関税を免除され、また加工賃に関わる増値税および消費税も免除になります。

即ち、来料加工企業に関わる取引では全て増値税が賦課されるケースは想定されないため、物品を購入する際に受け取った増値税発票を仕入控除に回すことはできません。

ご質問にある消耗品購入の際に発生した増値税は、通常増値税を最終消費者が負担しているのと同様に、来料加工企業が負担することになると考えます。

また、製品を国内販売する場合、その時点で来料加工取引ではなくなるため、通常取引と同じく各取引段階で増値税は発生し、原材料を購入した際に受け取る増値税発票を以って仕入控除に回すことは可能です。

来料加工取引と原材料輸入+国内販売取引とを明確に区別して運営すれば問題はないと考えます。

#### 4. 輸出加工区内企業の国内販売について

**Q**：弊社では上海の輸出加工区に生産型企業を設立しています。本生産型企業が、中国国内で販売を行うには、どのような方法が考えられるでしょうか。

**A**：輸出加工区から区外（中国国内）への搬出に際し、関連法規は以下のものがあります。

- ・『輸出加工区加工貿易管理暫定弁法』（対外貿易経済合作部[2001]外経貿管発第141号 2001年3月21日公布 2001年4月1日施行 以下「暫定弁法」）
- ・『輸出加工区税収管理暫定弁法』（国家税務総局 国税発[2000]155号 2000年9月7日公布・施行 以下「税収管理暫定弁法」）
- ・『税関の輸出加工区に対する監督管理暫定弁法』（2003年9月2日修正）
- ・『上海市輸出加工区管理弁法』（上海市人民政府令35号 2004年9月24日発布、11月1日施行）

上記「暫定弁法」第10条に、「区内企業は、加工製品を再輸出しなければならないが、特別な事情により、または外商投資企

業が契約に基づき、加工区外の中国国内に向けて製品を販売する必要がある場合は、区内企業は、加工区の税関において、区内から区外へ搬出する手続き（中国国内への輸入通関手続き）を取る」旨規定しています。

また、「税収管理暫定弁法」第2条に、「税関は、加工区から区外に運び出す貨物に対し輸入とみなし輸入通関手続きを行い、製品として関税、増値税を徴収すること、また、加工区外から区内に運び込まれる貨物に対し、輸出とみなし輸出通関手続きを行い、輸出貨物通関書類を発行する」旨規定しています。

このケースでは、加工区から区外へ搬出する際に、輸入通関手続きをとり、関税、増値税を納税し、中国国内へ販売を行うことになると考えます。

#### 【回答後の変更】

『輸出加工区加工貿易管理暫定弁法』の改正（商務部[2005]第27号令 2005年11月22日公布 2006年1月1日施行 以下「新暫定弁法」）により、「暫定弁法」が廃止されることとなり、「新暫定弁法」第16条では「輸出加工区企業と区外国内企業間との貨物の往来（輸出加工区貨物の内販を含む）は、輸出入貨物の関連する規定に照らして処理する。」と改定されました。

## 5. 進料加工企業から来料加工企業への設備移動について

**Q** : 現在、華東地区の合弁企業にて進料加工を行っておりますが、華南地区における香港現法からの来料加工へ事業を移転することになりました。

この合弁企業へ設備投資をしてから5年未満で、加工貿易設備の監督管理期間を過ぎておらず、合弁企業の免税枠内で輸入したため、積戻などを行う場合に、関税および増値税の納付が必要といわれています。

1. これらを回避するための直接的な方法はあるでしょうか。

2. 関税、増値税を納めて積戻を行い、再度香港現法へ売却し、来料加工の免税枠で中国へ輸入すると、再度加工貿易設備の管理に入ります。従って、関税、増値税を納めた後で、監督管理解除手続きを行えば、中国国内での転売（来料加工工場への移送）は可能になるのでしょうか。

**A** : 1. 加工貿易設備の監督管理については、『加工貿易輸入設備関連問題に関する通知』（対外貿易経済合作部、税関総署[1998]外経貿政発第383号 1998年7月1日公布・施行）にて規定しております。

この通知の第7、8条にて、加工貿易設備は5年間税関による監督管理が行なわれ、無断で国内販売、交換、譲渡、抵当または他の用途に転用してはならず、監督管理期間内に加工貿易を解除する場合、元の外経貿審査批准部門の審査を経た後、主管税関が審査をし、積戻し、設備の使用年数に基づき減価償却した後の価格で関税と輸入段階での増値税を納付し、監督解除手続きを行なうことになっています。

監督管理期間経過後であれば、関税・増値税の納税は不要ですが、監督管理期間内の場合は、関税・増値税を納めなければならず、納税を回避する方法は特段ありません。

2. 監督管理期間内に関税・増値税の納税と解除手続きをした後に、転売が可能かについてですが、2004年6月に加工貿易調査を行なった際には、税関は原則転売を認めないというスタンスでした（廃棄、積戻しは可能）。

仮に転売が認められたとしても、この設備は国内貨物となりますので、華南の来料加工工場に加工貿易免税設備として輸入することはできず、やはり一度、国外に積戻しをし、再度輸入する方法が現実的かと考えます。

また、再度輸入する場合の注意点ですが、本設備は既に進料加工において使用されている設備で「中古設備」扱いとなります。当初から中古設備として輸入していた場合は別ですが、当初新規で輸入していた場合は再度輸入する際に中古設備輸入の諸手続きが必要となりますのでご注意ください。

## 6. 金型の貸与について

**Q** : 当社タイ子会社より中国ローカル企業へ金型を貸与し、製品の組立を検討しています。金型は現状タイで使用しているものであり、中古設備となります。また製品はタイを含む海外へ輸出します。この場合に必要な手続きと課題についてご教示ください。

また、中国ローカルメーカーへの金型の貸与(リース)と売却とで設備輸入にかかる日数の違いはありますか。

**A** : お問合せについて、注意すべき点は、輸入金型に対する関税および輸入増値税の賦課の如何、および中古機電の輸入と同じ検査手続きを踏む必要があるか否かだと考えます。

まず、輸入金型に対して関税および輸入増値税は原則賦課されると考えます。その根拠として、輸入設備の免税について基本的な条件を規定した『輸入設備税収政策調整に関する通知』（国務院 国発[1997]37号 1997年12月29日公布・施行 以下「37号通知」）が挙げられ、そこでは輸入段階で関税および輸入増値税の免税適用を受ける設備の範囲を規定しています。

この37号通知では「設備と共に輸入する技術および部品、予備部品も関税と輸入段階での増値税の徴収を免除する」と定めるにとどめていますが、この37号通知の徹底を呼びかけた緊急通知（「国務院の『輸入設備税収政策調整に関する通知』の貫徹に関する緊急通知」（税関総署 署税[1997]1062号 1997年12月31日公布・施行））では、更に踏み込んで「建築材料、生産性原材料、消耗性物品、国が規則通りに徴税す

ることを規定する20種類の製品など、および単独で輸入するセット部品、予備部品は、規則通りに関税と輸入段階での増値税を徴収しなければならない」と規定しており、金型についてはこの「消耗性物品」に該当するとの解釈に基づき、原則関税および輸入増値税の適用を受けると理解してよいと考えます。

また、上記37号通知の内容を補足するものとして、『減免税政策執行中の若干問題を明確にすることに関する通知』（税関総署 署税発[2003]172号 2003年6月4日公布・施行）が公布されています。この172号通知によれば、金型のうち列挙されたHSコードに該当するものが単独で輸入される場合、これらに対して関税および輸入増値税が賦課されます。例えば、HSコード8480のモールド金型について、これを単独で輸入する場合、設備と見なさない旨定め、課税することになっています。

また、この172号通知によれば、HSコード8207に属する金型（プレス金型など）は、『外商投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録』（税関総署 1997年12月

29日公布・施行)に属しているため、単独輸入か、または設備と同時輸入かに係わらず徴税されると考えます。

ご質問から察するに、単独で金型を中国に輸入するケースのようですので、本件では、輸入する金型の評価額に基づき、関税および輸入増徴税が賦課されるのではなかろうかと考えます。

次に、中古金型の輸入について、それを禁止している規定はありません。また、中古金型の輸入に際して、中古機電設備の輸入と同様の各種審査手続を踏むべきか否かについても明確な規定がありません。

実務としては『輸入中古機電製品検査監督手続規定』(国家質量監督検査検疫総局第53号 2003年8月18日公布 2003年10月1

日施行)に従い、中古の機電製品を輸入する際に必要な検査を受ける前提で、予め地方の直属検査検疫当局に届け出ているケースが大半のようです。最終的に中古機電設備の輸入と同じ検査を受ける必要があるか否かは、地方の検査検疫当局の判断によるようです。

なお、中古機電の輸入に関わる検査手続の詳細は、投資機構ニュース112号「中古機電製品輸入手続調査レポート」をご参照ください。

また、金型の貸与(リース)と売却とで輸入にかかる日数の違いにつきましては、通関の手続きにおいて売買と貸与との間では差がないので輸入に関わる日数は変わらないと考えます。



## 7. 無償貸与設備の廃棄について

**Q** : 3年前、中国合弁企業に親会社より設備を無償貸与しました。現在、その設備を現地で廃棄したいのですが、監督管理期間（5年）未済のため、関税と増値税を納めなければならないと思います。その場合、関税と増値税は合弁会社或いは親会社、どちらの負担になるのでしょうか。法律法規上の規定、或いは参考にできる前例があるのでしょうか。

**A** : 加工貿易における輸入免税設備の監督管理について、関連規定として『加工貿易輸入設備関連問題に関する通知』（対外貿易経済合作部 税関総署 [1998] 外経貿政発第383号 1998年7月1日公布施行 以下「383号規定」）と『加工貿易項目下で外国企業が提供する輸入免税設備の税関監督解除関連問題を更に明確にする通知』（海関総署、対外貿易経済合作部、国家質量監督検閲検疫総局 署法発[2001] 420号 2001年11月7日公布 2002年2月2日施行 以下「420号規定」）があります。

ご指摘の通り、上記「383号規定」第7条および「420号規定」第2条に、「加工貿易設備は、輸入後5年間は税関の監督管理となり、監督期限内に無断で国内販売、交換、譲渡、抵当或いは他の用途に転用できず、監督管理期間内に加工貿易契約を解除する場合は、認可機関の審査、承認を経た後、主管税関が審査し、積戻し、または設備の使用年数に基づき減価償却した後の価格で

関税と増値税を納付し、監督解除手続きを行う」と規定しています。

質問は、輸入免税設備を5年以内に廃棄する場合、この関税と増値税の負担は日本側親会社または中国側合弁会社のどちらでするかということですが、どちらが負担するかは、当事者間の協議で決めることもできますが、通常は所有権をもっている委託側の日本の親会社が負担するのが一般的のようです。

手続きとしては、関税、増値税は人民元払いとなりますので、まず、合弁会社で代理納税し、親会社名義で納税証明を受け取ることになります。親会社側はその納税証明をもとに合弁企業側に納税金額相当額を外貨で送金することになります。

また、加工貿易契約の中に、監督解除期限内の取扱いについて、税金の負担義務を事前に定めておくことで、トラブルの回避策になると考えます。

## 第4章 税務に関するQ&A

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

*JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION*

## 1. WTO加盟と外資優遇措置の関係について

**Q** : 当社は輸出企業の認定を取得し、企業所得税の優遇を受けています。その優遇の期間は特に設定されておりませんが、いつまで続くのか心配しています。

中国のWTO加盟後、経済運営は普遍的になるはずで、これは好ましいことと思います。一方、外国資本に対する優遇が地場企業の不満の元とも聞いており、今後、中国政府は優遇措置の整理、廃止に動き始めるのではと心配しています。優遇措置はコストに織り込まれ廃止を前提としていませんが、今後、どのような考え方で事業運営を行ってゆくべきか教えてください。

**A** : 外商投資企業が享受する優遇税制には①地方レベルの開発区などが独自に実施しているもの、および②『外商投資企業および外国企業所得税法』に基づき中央政府策定のものの2通りあり、区別して考えた方がよいと考えます。

まず、上記①の例として『外商投資企業および外国企業所得税法』では「二免三減」と規定されている期間減免税を地方レベルの開発区で独自に「五免五減」と期間を延長しているケースや、国家レベルの開発区向けである15%の優遇税率（企業所得税）を地方レベルの開発区でも適用しているケースが挙げられます。

2004年7月開催の外資政策セミナーにおける質疑応答で商務部外国投資管理司 胡景岩司長より、「地方レベルの開発区の乱立に対し、中央政府は開発区の整理整頓に着手。既に整理第一段階として、全国に6,000ヶ所以上あった開発区のうち、約4,000ヶ所を整理した。整理対象となった開発区の進出企業が受けていた優遇措置は

今後履行されないだろう。」とのコメントを得ています。今後も中央政府の施策から逸脱した優遇措置を独自に採用する地方レベルの開発区は、淘汰されていく方向にあると考えられ、もし現在、地方独自の優遇措置を享受している場合は、当該優遇措置は近い将来なくなるものとして捉え、現地法人の経営計画の見直しに着手されておいた方がよいと考えます。

次に上記②について、ご承知の通り、国内外企業の間にある企業所得税の格差を是正し、所得税率を統一する動きにありますが、その具体的な実施時期は未だ明らかになっていません。

但し、2004年12月に北京で開催した定期合同会議では、今後の外資優遇税制について財政部税政司より「外資企業に対する優遇措置が一概に廃止される訳ではなく、現状の特区・開発区・沿海開発区といった『地域的優遇』に限定していたものを、今後は『産業的優遇』に転換していく予定であり、国が奨励する産業に投資をする場合

は、投資する地域に関係なく同じように優遇措置を享受できるよう予定している。また、新税法施行後も一定期間は、移行措置として旧来享受の優遇措置を検討している」旨のコメントがあり、内外企業の所得税率を統一しても、特定産業に対する優遇

措置や、所得税率統一に向けての一定の移行期間が設定される可能性はあるようです。

国内外企業所得税の統一に向けた立法動向については当機構でもフォローして参ります。

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

## 2. 『外商投資産業指導目録』奨励類の優遇措置について

**Q** : 当社は日本法人で中国に現地法人を設立しようと考えています。設立の際、『外商投資産業指導目録』の奨励類に該当すると免税などの優遇措置が受けられると聞きました。奨励類に該当した場合の優遇措置はどのようなものなのか教えてください。

**A** : 奨励類に該当する場合の優遇措置には以下のものがあります。

### 1. 輸入設備免税措置

『輸入設備税收政策調整に関する通知』（国発[1997]37号 1997年12月29日公布・施行）に規定されています。本通知では、『外商投資産業指導目録』の奨励類および制限乙類（現在は奨励類のみ）に合致し、かつ技術を譲渡する外商投資プロジェクトが、総投資額内で輸入する自社用設備は、『外商投資プロジェクト非免税輸入商品目録』に挙げられている商品を除き、関税と輸入段階での増値税の徴収を免除する、と定められています。

### 2. 国産設備の増値税還付

『外商投資企業国産設備調達税額還付管理試行弁法』（国税発[1999]171号 1999年9月20日公布 1999年9月1日施行）に規定されており、本弁法によれば、国産設備購

入時の増値税を還付申請できる設備は以下の条件を満たす必要があります。

- ・『外商投資産業指導目録』にある奨励類および『国が当面重点的に発展を奨励する産業、製品および技術目録』の投資プロジェクトに適合すること。
- ・『外商投資プロジェクト非免税輸入商品目録』に該当していないこと。
- ・『国内投資プロジェクト非免税輸入商品目録』に該当していないこと。
- ・現金で購入し、未使用の国産設備であり、現物出資および無形資産出資でないこと。
- ・税務機関査定による税額還付投資額内で、かつ、1999年9月1日以後に購入したもの。
- ・中国国内の企業が生産する設備であること。
- ・現金投資総額から既に購入した免税輸入設備の価値を差し引いた額の範囲内であること。

### 3. 企業所得税の優遇税率について

**Q** : いわゆる「二免三減」などの企業所得税優遇税制措置で、経済開発区内の生産型企业のように所得税率が15%となっている場合、半減期間中の税率は7.5%にならずに10%となると言われましたが、本当でしょうか。また、その根拠法は何でしょうか。

**A** : 経済技術開発区内の生産型企业であれば、『外商投資企業および外国企業所得税法』（全国人民代表大会 1991年4月9日公布 1991年7月1日施行）第7条、8条によって、企業所得税が15%、且つ経営期間が10年以上であれば、「二免三減」の半減期間中は7.5%の税率が適用されます。

15%の企業所得税率を享受している企業の半減後の税率が7.5%にならずに10%になるケースとしては、製品輸出型企业と先進技術企業が挙げられます。

製品輸出型企业については『外商投資企業および外国企業所得税法実施細則』（国务院 1991年6月30日公布 1991年7月1日施行）第75条(7)にて、年間の輸出比率が

70%以上と認定された製品輸出型企业は、企業所得税の免除・減額期間終了後も当該年度の税率を半減できるものの、経済特区、経済技術開発区などで既に15%の税率の製品輸出型企业については、半減ではなく10%の税率が適用されます。

同実施細則第75条(8)にて、税法の規定による企業所得税免除・減額期間が満了した後も先進技術型企业であるものについては、企業所得税の半額免除を3年間延長することができる」と規定されていますが、各地方法規などにおいて、先進技術企業の半減した企業所得税率が10%以下となる場合は、10%の税率で企業所得税を納付するという規定が置かれていることがあります。

#### 4. 商業企業の増値税発票について

**Q**：商業企業は増値税発票が発行できないと聞いていますが、本当でしょうか。

**A**：増値税専用発票が発行できないというのは、恐らく、増値税徴収管理上、専用発票を発行し、受取ることが可能な「一般納税者」の認定を受けられずに、専用発票を発行することも受取ることができない「小規模納税者」扱いになっていることが考えられます。

商業貿易企業に関する一般納税者の認定については細かい規定があり、以下にその概要を紹介します。

1. 新設の小型商業貿易企業は、その税務登記から1年以内の売上額が180万元に到達しないと、一般納税者としての認定を管轄の税務局から受けることはできない、という趣旨の規定（『新規設立商業貿易企業の増値税徴収管理強化の関連問題に関する緊急通知』（国家税務総局 国税発明電[2004]37号 2004年7月1日公布 2004年8月1日施行））があり、お問合せのケースではこの条件を満たしていないため「小規模納税者」扱いとなっていると考えます。

ところが、新設の商業貿易企業のなかでも、一定の経営規模を有し、固定の経営場所を有し、相応の経営管理者を擁し、商品購入契約または意向書を有し、明確な商品の仕入ルートを有し、年間売上見込額が180万人民元以上に達する場合、

一般納税者と認定されるとの例外規定（『新規設立商業貿易企業の増値税徴収管理強化の関連問題に関する補充通知』（国家税務総局 国税発明電[2004]62号 2004年12月1日））もあります。従って、新設商業貿易企業は全て「小規模納税者」扱いになるとは限らないので、今一度新設する企業の経営内容および売上予想などを確認する必要があると思います。

「一般納税者」としての認定を受けた後、税務機関が一定期間、企業の増値税申告に不備や誤りが無いことを確認した後、正式に「一般納税者」の認定を受けることとなります。この上記の期間にある一般納税者を「指導期間一般納税者」といいます。

また、通常指導期間は6ヵ月以上で、この間増値税の専用発票について、1回当たりの増値税発票の発行額を1万元に制限されながらも、発行・受取りが可能です。

2. 固定の経営場所を設置し、かつ貨物の現物を有する新設の商業貿易小売業、および登録資本金が50万人民元以上、人員が50人以上の新規設立大中規模商業貿易企業について、税務登記時に一般納税者の資格認定を申請すれば、すぐに指導期間一般納税者の身分を享受し、指導期



間後審査を受けて正式な一般納税人の資格を認められることとなります。

3. 経営規模が大きく、固定の経営場所、固定の貨物売買ルート、整備された管理と採算体系を有する大中型商業貿易企業は、指導期間一般納税者を経ることなく直接普通の一般納税者として認められます。

上記2または3のケースに該当すれば、増

値税専用発票の発行・使用が認められますが、上述の通り新設の小規模商業貿易企業に該当すれば原則「小規模納税者」の身分で営業を開始する必要があります。上記の特例を受けて最初から一般納税者の指導期間管理を受けることができるか否かは、担当の会計士や税務局の窓口と相談する必要があります。

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

## 5. 商業企業の一般納税者認定について

**Q** : 「一般納税者」と「小規模納税者」では増値税の専用発票に加え、見なし増値税の賦課問題も絡み、大きな差があると考えています。資本金と売上もさることながら、一番のネックは「人員50名」と考えています。各社各様の事情があると思いますが、卸売商業企業のケースで50名以上はかなり高いハードルです。これが緩和されるという見通しはありますか。

**A** : ご指摘の通り、卸売り企業で50人を確保するのは規模によりますが、大変かもしれません。残念ながらこの50人以上の要件が緩和されるという話はないようです。

一般納税者の資格認定が目的であるならば、最初から「新規設立大中型商業貿易企業」として一般納税者の資格認定を狙うの

でなく、小規模商業貿易企業として「一定の経営規模を有し、固定の経営場所を有し、相応の経営管理者を擁し、商品購入契約または意向書を有し、明確な商品の仕入ルートを有し、年間売上見込額が180万人民元以上に達する場合」ならば、指導期間がありますが、立ち上げ当初から増値税の専用発票の発行・受取りが可能です。

## 6. 輸出増値税還付について

**Q** : 次のルートで金型を中国から日本へ輸出しようとしています。

D社⇒C社⇒B社⇒A社

A社：顧客（日本）

B社：弊社（日本）

C社：弊社の生産子会社（中国）

D社：金型外注先（中国）

ここで、C社が中国国内で支払った増値税は100%還付されるのでしょうか。  
なお、このケースでC社の役割は「金型の代理購入者」です。

**A** : 増値税の還付についてのご質問ですが、まず前提としてC社の貿易権について確認させてください。通常生産型企業の場合、自社で製造した製品に限り輸出権を有しております。D社製造の金型を購入し、そのままB社に輸出することはC社の輸出権の範囲ではできません。『外商投資商業分野管理弁法』（商務部令 2004年第8号 2004年4月16日公布 2004年6月1日施行）に基づき、卸売の経営範囲拡大の申請をし、認可を得る必要があると考えます。

C社が金型メーカーであれば、D社に一部外注しC社が最終加工した金型をB社に輸出することは可能です。その場合の輸出増値税の還付ですが、2004年1月から特定品目を除き輸出増値税の還付率を引き下げる旨の通知が出ております。『輸出貨物税還付率調整に関する通知』（財政部、国家

税務総局 財税[2003]222号 2003年10月13日公布 2004年1月1日施行）には金型の輸出増値税還付率については直接明示されてはおりませんが、第4条(四)にて「(本通知) 第1条～3条および第4条(一)～(三)で規定する貨物を除き、現行の輸出税還付率が17%および15%の貨物は、その輸出税還付率を一律に13%に引き下げる」と規定しておりますので、恐らく金型に関しても13%の輸出税還付率が適用されると考えます。そして、最終的な還付税額の計算式として「免税控除還付方式」が取られ、増値税徴税率（17%）と還付率（13%）の差によって、還付できない税額が発生します。よって、C社がD社から購入した際に支払った増値税の一部は還付されませんので、実質全額還付を受けることはできないこととなります。

## 7. 個人所得税の賞与調整について

**Q** : 2005年7月の中国外資政策セミナーの中で、個人所得税の賞与調整について発言がありましたが、下記事項について確認させてください。

1. 日本企業では通常年2回賞与支給がありますが、賞与に対する税率調整は年1回しか認められないのでしょうか。
2. 賞与額を12ヵ月で割らなければ、賞与月の適用税率は高くなりますが、割ることにより適用税率を下げるができるとの解釈でよいのでしょうか。

**A** : 賞与の取扱について、2005年7月の外資政策セミナーにおける国家税務総局 宋哲氏の質疑応答での発言の趣旨は以下の通りでした。

『個人が取得する年間一回払賞与など個人所得税計算徴収方法の調整問題に関する通知』（国家税務総局 国税発[2005]9号 2005年1月21日公布 2005年1月1日施行）は文字通り年1回という内容なので年1回しか適用できない。現在中国の企業で年2回賞与を支給しているところがあり、そのような企業からも年2回の賞与支給についてどのように取り扱うかという質問を受けている。そのような場合でも、2回支給される

賞与のうち、より金額の大きな、より有利な1回を選択して、この規定を適用させることしかできない。2回とも適用することはできない。賞与について従来全く費用控除が認められていなかったという状況から、今回の改定を行った。年に1回のみ賞与を12ヵ月で割って費用の控除が認められることになった。過去の制度に比べれば十分よくなっている。』

従って、通常日本では賞与は年2回支給されますが、そのうち1回分しか12ヵ月で割れないことになります。

また、今回の通知の目的に対する解釈も2の通りでよいかと考えます。

## 8. 配当に対する源泉徴収について

**Q** : 香港所在（日本からの出資100%）の企業が中国国内の企業より配当を受ける場合、源泉徴収はどのようなのでしょうか。

**A** : 外国企業が中国の子会社から受ける配当について、『外商投資企業および外国企業所得税法』（全国人民代表大会 1991年4月9日公布 1991年7月1日施行）第19条3項(1)において、企業所得税を免税とする旨規定しています。よって、香港企業であっても、中国子会社からの配当については中国で源泉徴収は行なわれません。

但し、日本企業と香港企業とは、外国税額控除の取扱いが異なります。日本企業の場合、『日中租税条約』にて配当に対する限度税率を10%とし、二重課税の排除の観点から中国側で納付した税額について日本側で控除することができます(第23条2項

(a))。具体的には、中国側の課税について、合弁企業が支払う配当については10%、その他（独資企業など）が支払う配当については20%の「見なし税率」が適用されます。上述の通り、中国子会社から日本企業に支払う配当については中国において企業所得税が免税となりますが、例えば独資企業であればあたかも中国で20%源泉徴収されたものと見なされ、日本側で20%分の外国税額控除を行なうことが可能です。

一方、香港企業の場合、中国と香港の間にも二重課税の排除規定はあるものの、香港側で見なし控除されることはありません。

## 9. ソフトウェアの使用にかかわる税金について

**Q** : 中国企業にソフトウェアをライセンスアウト（複製権、販売権、使用権を許諾）する際に発生する税金について教えてください。相手企業が日本にライセンス使用料を送金する際、必要な手続は何でしょうか。また、相手企業の対外貿易権は必要でしょうか。

**A** : 中国企業とソフトウェアの使用許諾契約を結ぶ場合の税金と送金する際の必要な手続きについてのお問合せですね。ここでは手続きの流れに沿って説明します。

### 1. 商務部門での登記手続

ソフトウェアの使用許諾契約は「技術（無形資産）の輸入」として扱われ、『技術輸出入管理条例』に基づき、中国企業側で当地商務部門に対して、ソフトウェア使用許諾契約の登記申請を行ないます。登記が完了すると「技術輸入契約登記証」と「技術輸入契約データ表」を受領します。この場合、中国企業に対外貿易権がないと無形資産といえども輸入することはできませんので注意が必要です。

### 2. 税務部門での納税

中国企業側でソフトウェア使用料に対して、営業税と企業所得税（源泉所得税）を納税します。源泉所得税と述べたように、本来これらの税金の納税者はソフトウェアのライセンサー側（つまり御社）となりますが、使用料の送金前に、中国企業側で源泉徴収します。使用料を100とすると、営業税5%分（ $100 \times 5\%$ ）で5を納税、企業所得税は、営業税を納税した残り95に対して10%分（ $95 \times 10\%$ ）で9.5を納税します。

よって、御社に送金される使用料は100から納税分の14.5を差引いた85.5ということになります。

但し、営業税については、『我が国の国内にある企業が外国企業にソフトウェア代金を支払う場合の営業税源泉課税に関する通達』（国税発[2000]179号 2000年11月3日公布 1999年10月1日施行）によって、国内企業が支払うソフトウェア代金に対する外国企業の営業税課税を行なわないとしていますので、免税措置を取ることは可能と考えます。

また、企業所得税についても10%分源泉徴収されるものの、『日中租税条約』に基づき日本側で外国税額控除を受けることが可能です。

### 3. 銀行での送金

『貿易外支払いにかかわる外貨の売渡、対外支払および国内居住者個人の外貨収支管理取扱規定（試行）』（国家外為管理局 匯発[2002]29号 2002年3月18日公布 2002年5月1日施行）にて、送金に必要な書類が規定されています。ポイントだけ説明しますと、契約書とインボイス以外に、先に述べた「技術輸入契約登記証」、「技術導入契約データ表」や税務証憑（つまり納税

証明書)がないと送金できませんので、 必要があります。  
中国企業側で上述1および2の手続を行なう

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

## 10. 耕地占用税について

**Q** : 弊社は中外合弁企業です。土地使用権取得に際して当局（国土資源局）から耕地占用税を納めるようにいられています。

但し、『耕地占用税暫定施行条例』第14条には「外商投資企業には本条例の規定は適用しない」と規定されております。また、『耕地占用税の具体政策に関する規定』には「六、条例でいう外商投資企業は外国投資者が中国境内で執り行う中外合弁経営企業、中外合作経営企業と外商独資企業に限られる。これらの企業は耕地占用税を免除される」とあります。

従って、耕地占用税は支払わなくてよいと解しているのですが、この点について教えてください。

**A** : ご理解の通り、外商投資企業による耕地占用に対して耕地占用税は原則賦課されないと考えます。その根拠として、ご質問にて指摘される『耕地占用税暫定施行条例』（国発[1987]27号 1987年4月1日公布・施行）第14条、『耕地占用税の具体政策に関する規定』（[87]財農206号 1987年6月25日公布・施行）第6条が挙げられます。

一方、『耕地占用税暫定施行条例』第15条の規定に基づき、北京市、上海市、広東省などの省級レベルの地方政府が耕地占用税の徴収実施弁法を公布・施行していますが、同条例第14条の規定と同様に「外商投資企業に適用しない」との規定を置くものもあれば、置いていないものもあり、地方レベルでは「外商投資企業からも耕地占用税は徴収可能」と解釈している税務担当者が全くいないとはいえないと考えます。

また、外商投資企業であっても観光またはサービスなどの施設を建設する場合に耕地占用税を徴収しなければならないとの通知（『「三資」企業が観光およびサービスな

どの施設を建設する際に耕地占有税を徴収すべきであることに関する財政部の回答』（1993年10月29日発布））があり、本通知記載に該当する場合は、外商投資企業も耕地占用税を徴収されるようです。

更に、『中外合資または合作経営企業の中国側当事者が土地を価額評価して出資する場合に耕地占用税を徴収するか否かという問題に関する財政部の回答』（1991年10月11日発布）では、中外合資または合作経営企業の中国側当事者が土地を価額評価して出資し、かつ中国側当事者が自ら土地を使用し、または土地を占有する場合には、『耕地占用税暫定施行条例』第14条の規定を適用せず、耕地占用税を徴収しなければならない旨定めてあります。

ご質問では、土地資源局より耕地占用税納付を要求されているとのことですが、上記のような規定を踏まえている可能性がありますので、当該担当者に確認する必要がありますかと考えます。



## 11. 技術料収入に係わる営業税免税について

**Q** : 技術ライセンス、技術援助契約に基づき取得する収入については5%の営業税が課せられるが、この営業税については免除を受けることが出来ると認識しております。

さらに2004年の5月19日に施行された『国務院の第3次行政審査許可項目の取消しおよび調整に関する決定』により営業税免除に関する行政機関の許可手続が廃止され届出管理に変更され、またこの規定に基づく国家税務総局による通知（2004年6月25日）により税務機関の許可が不要になったと認識しております。

この時点では中国側企業からの技術料収入の送金の際には、税務機関の発行する税務証明を銀行に提出する必要があったため、各地区所管の税務局に届出を行い、税務証明を取得する必要があったかと思いますが、2005年3月7日の国家税務総局の通知により、中国側企業が技術料を送金する際に所管地の税務局が発行する営業税税務証明の提出が不要になりました。

1. これらを受けて、営業税免除の手続は実際にどのようにしたらよいのかご教示願います。送金の際に納税証明の提出が不要ということは、税務局への届出をせず、技術の受領者（中国側企業）が関連書類（契約書など）を保管していればよいということでしょうか。

2. 科学技術委員会の技術認定は必要要件となるのでしょうか。例えば『技術契約認定登記管理弁法』（2000年2月16日公布・施行）第6条において科学技術委員会の認定が必要である記述が見受けられます。税務局批准取得義務がなくなったとはいえ、科学技術委員会の要求する認定作業まで不要になったのでしょうか。

**A** : 1. ご指摘のように、今まで技術譲渡の対価に対する営業税の免税について、省級税務局の批准が必要でした（『【中国共産党中央、国務院、技術革新の強化、ハイテク産業の発展、産業化の実現に関する決定】の実施における関連税収問題に関する通達』（財税字[1999]273号 1999年11月2日公布 10月1日施行）以下

「273号通達」）が、2004年5月19日施行の『国務院の第3次行政審査許可項目の取消しおよび調整に関する決定』（国発[2004]16号）により、273号通達で要求していた省級税務局の批准取得義務がなくなりました。

これを受け『外商投資企業と外国企業および外国籍個人の税務批准項目の後続管理

に関する若干問題の通知』（国税発[2004]80号 2004年6月25日公布 2004年7月1日施行 以下「80号通知」）にて、税務局の批准を不要としたうえで、国内の技術譲受方は税務機関の検査に備え、(1)国家主管部門が批准した技術譲渡許可文書、(2)技術譲渡契約の2つの資料を保管する旨定めました。

2005年3月に施行された『国家税務総局、国家外匯管理局關於境内機構及個人對外支付技術轉讓費不再提交營業稅稅務憑証的通知（技術譲渡費の国外送金時における營業稅稅務証憑の提出を不要とする通知）』（国税発[2005]28号 2005年3月7日公布・施行 以下「28号通達」）にて、特許権（特許権、非特許技術、商標権、版權、暖簾などを含む）使用費項目下の技術譲渡費の海外送金についてのみ、税務局の発行する税務証憑の提出を免除する旨規定しております。

ここで注意すべき点は、28号通達では税務証憑の提出の免除について特許権使用費関連のみに認めており、それ以外の技術譲渡では依然として税務証憑の提出が必要であることです。また80号通知によって、税務局の批准が不要となったわけですが、免税手続について規定された通達が出ておりません。免税証明書が無条件に出るとも考えられず、現状は一度營業稅を納付した後に還付申請を行なうことが考えられます。また、80号通知で保管を求めている国家主管部門が批准した技術譲渡許可文書が何を指すのか確認する必要があります（恐らく『技術輸出入管理条例』で定める「技術輸入許可証」や「技術輸入契約登記証」であると推察します）。技術譲渡の対価に対する營業稅免税について、地方によっても運

営が異なるとも聞いております。

※「譲渡」という言葉は中国語で「轉讓」であり、「轉讓」は「譲渡」以外にも「貸与（使用許諾）」の要素を含みますのでご注意ください。

2. もともと技術料収入に対しての營業稅免税については、273号通達二(三)1において「技術譲渡・貸与、開発の契約書および納税者所在地における省級の科学技術主管部門の審査意見証明書を省級の税務局に提出し審査される」と規定されております。

しかしながら、手続の簡略化を目的として『外国企業および外国籍個人の無形資産譲渡（貸与）に係る營業稅の若干問題に関する通達』（財稅[2001]36号 2001年3月16日公布・施行）にて「技術譲渡の免税手続に際し、技術導入プロジェクトの審査機関である對外貿易經濟合作部、および授權された地方の對外經濟貿易部門が発行する、技術譲渡契約・協議に対する認可書類が提出可能な場合には、省レベル科学技術主管部門の審査意見証明書の提出は不要とする」と改められました。

先述の80号通知で保管を求めている国家主管部門が批准した技術譲渡許可文書について当局にヒアリングしたところ、「科学技術主管部門の審査意見証明書か、または商務部門が発行する技術譲渡契約に対する許可書類（つまり『技術輸出入管理条例』で定める「技術輸入許可証」や「技術輸入契約登記証」）」との回答がありましたので、『技術輸出入管理条例』に基づき手続し発行された許可証・登記証があれば、科学技術主管部門の認定作業は必要ないものと考えます。

## 12. 長期投資損益の税務処理について

**Q** : 弊社（合併会社）が再投資した子会社の損益処理についてうかがいます。  
弊社の決算書上、長期投資利益として子会社への出資評価益（持分比率）を計上し、納税所得額調整計算表ではこの分を減額していないので、課税対象になっています。前年度の決算書では、この年の子会社は赤字で、損益計算書では長期投資損失として計上していますが、納税所得額調整計算表では、この損失額が損金とは認められず加算されています。

会計上は、企業会計制度第22条により処理していますが、税務上の規定を教えてください。

**A** : まず、結論から述べますと、税務上、長期投資における評価損益に関する規定は存在しません。

ご存知の通り、長期投資については『企業会計制度』（財会[2000]25号 2000年12月29日公布 2001年1月1日施行）第22条に基づき、投資先に対し重要な影響力を有する企業は持分法を採用のうえ、投資先の純損益の持分相当額で、貸借対照表における帳簿価格を修正すると共に、その損益（評価損益）を当期の投資損益として損益計算書に計上することになりますが、これはあくまで会計上の処理方法に過ぎません。

税務上は「発生主義の原則」（＝全ての費用および収益は、その支出および収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。但し、未実現収益は、原則として、

当期の損益計算に計上してはならない）に従い、売却などを通じて「実現損益」として確定するまでは、損金または益金計上が出来ないということであり、会計上の「評価損益」は課税所得額調整表にて自己否認を行うことになると考えられます。すなわち、税務上、長期投資は評価損益の影響を受けず、当初の簿価のまま不変であるという考えかと思われまます。

よって、今回の事例については

前年 長期投資評価損失→損金不算入  
（損金を自己否認）

本年 長期投資評価利益→益金不算入  
（益金を自己否認）

となるかと思われまます、本年度の手続きについては、再度、会計士に確認されることをお勧めします。

### 13. 地方教育附加について

**Q**：無錫の中国子会社から、当社からの役務提供の対価が、営業税を課税標準とした「地方教育附加」を営業税および企業所得税と同様に控除されて送金されてきました。

1. 営業税 = 役務提供料 × 5%
2. 地方教育附加 = 営業税 × 1%

「教育費附加」については『外商投資企業および外国企業について暫定的に都市維持保護建設税および教育費附加を徴収しないことに関する国家税務総局の通知』（国税発[1994]038号 1994年2月25日公布・施行）により、外国投資企業および外国企業からは徴収されないと思っておりましたが、現在、無錫新区の地方税務局では徴収されています。「暫定」が取れた通知が出ているのでしょうか。それとも、地方税務局の判断となっているのでしょうか。

**A**：まず、「教育費附加」と「地方教育附加」とは別の費用で、「教育費附加」は外商投資企業から徴収されませんが、「地方教育附加」は少なくとも江蘇省内では外商企業からも徴収すべしとの規定（『江蘇省教育費附加、地方教育附加和地方教育基金徴収使用管理弁法』（蘇政弁発[2003]130号 2003年12月31日公布・施行））が出ており、無錫新区招商局の担当者にも確認したところ、実際にその規定に従って運用しているとのコメントを頂きました。

「教育費附加」は『徴収教育費附加的暫行規定』（国発[1986]50号 1986年4月28日公布 1986年7月1日施行 1990年8月1日第

1回改正 2005年8月20日第2回改正）にて中央政府がその取扱を定めており、一方、「地方教育附加」は、『国务院關於「中国教育改革和发展綱要」的实施意見』（国發（1994）39号 1994年7月3日公布・実施）第23条の規定の中で「国家が規定する教育費附加を額面通り徴収することを除いて、地方政府は国家の関連規定並びに実際の需要および可能性に基づき、その他教育に用いる地方附加費を徴収することを決定し、支出金はこのために用いるものとする」と定められており、地方政府の権限で「地方教育附加」を徴収することができるようです。

## 14. 燐青銅条の輸出関税について

**Q**：無錫市の製造子会社の経理担当者から「2005年4月1日から、燐青銅条を輸出する際、30%の輸出税率が適用されることになった」と聞きました。中国税関のホームページにはそのような通知が見当たりませんでした。品名毎（HSコード）の適用税率表にアクセスしたところ、燐青銅条には30%の輸出税率を適用することを確認しました。上海税関に電話したところ、輸出税率30%を適用することは事実であるが、少なくとも2005年は課税する予定はないとの回答がありました。そこで、①実際の適用はいつ頃なのか、②人民元切上げ圧力回避のための輸出削減策として輸出関税を拡大していく方針が中国政府にあるのか、ご存知でしたらご教示下さい。

**A**：①のお問合わせの件ですが、『税関総署公告2004年第46号』（2004年12月30日公布）にて2005年の輸出入関税について規定されております。その中で輸出税の項目があり、37項目について輸出税が課せられております。これを見る限り銅条製品は30%の輸出税が課せられています。但し、37項目中26項目については暫定税率が適用されており、銅条製品は0%となっています。

暫定税率が今後改定または廃止されるかについて、税関総署関税徴管司に確認いた

しましたが、暫定税率は原則年に1回の調整で、調整しうるか否かについては、断定ではありませんが、現時点では調整の必要性はないとのことでしたので、恐らく2005年中は暫定税率が適用されるのではないかと推察します。

②のお問合わせについては、別途148項目の紡績製品についても個別に輸出税率が課せられておりますが、これら製品の輸出税課税が人民元切上げ圧力回避の輸出削減策か否かは現時点では判断できません。

## 15. 生産法人と販売法人の税制について

**Q** : 生産会社と販売会社の税制について教えてください。

現状、中国に2つの生産型外商投資企業があります。今後、販売統合をすることを視野に入れて、外商投資商業企業（卸売）の設立を検討しています。この卸売企業を活用して、2社の商品を統合して販売する計画です。

このようなビジネスモデルを行う場合の企業所得税の扱いについて、現在の税制と今後の見通しも含め教えてください。

**A** : 生産型企業と商業企業（販売会社）との間における企業所得税の取扱いについて整理したいと考えます。

まず、生産型企業では、進出地域によりますが、企業所得税のうちの国税部分について15%、24%または30%の税率が適用されますが、おおよそ15%または24%のいずれかの適用を受けているようです。また、経営期間10年以上の場合、二免三減の優遇制度を受けられます。一方、商業企業では基本的に30%の税率で賦課され、生産型企業で享受できた二免三減制度の適用はありません。

また、増値税の観点から見れば、売上高、登録資本、従業員の多寡によりますが、商業企業は小規模納税者として認定されてしまう可能性があり、この場合、増値税専用発票の購入・発行ができなくなり、取引上不利になります。かなり乱暴な結論かもしれませんが、以上から生産型企業の方が企

業所得税の観点から有利といえるでしょう。

また、お問合せでは「どちらに利益をもたらすべきか」との質問がありましたが、生産型企業に傾斜して利益をもたらせば、上記の通り節税効果があるように思えます。しかしながら、商業企業に販売する製品の価格を、第三者への販売価格に比べ、過度に上げて設定すると、生産型企業への利益移転と見なされ、移転価格の指摘を受ける可能性があるため慎重な価格設定が必要です。

なお、今後の動向について、生産型の外商投資企業に対する所得税の優遇制度について、数年前から、二免三減の廃止および税率の内資企業との統一の動きがあると言われていますが、現時点では具体的に立法化の動きがあるとの情報はありません。しかしながら、優遇制度廃止の前提で中長期の事業計画案を立てていくことも必要だと考えます。

## 16. 技術支援とPE認定について

**Q**：親会社の子会社と技術供与契約を締結し、技術支援、ノウハウを提供した後、親会社がロイヤリティーとして技術支援、ノウハウ提供の対価を回収しようとしています（技術供与契約には技術支援、ノウハウを提供すると記載がありますが、金額の明記はありません）。技術支援で社員の派遣は今年5月から開始しましたので6ヶ月が経過しようとしています。

1. 技術供与契約で人材を親会社から派遣し、その期間が6ヶ月未満の場合、または6ヶ月を超える場合、PE課税の扱いはどうなるのでしょうか。
2. 技術支援を継続的に行えば、親会社がみなしPEと認定され、また183日ルールにかかわらず、PE勤務者の日本人は全世界所得を滞在日数で按分した申告納税をしなければならないと認識しています。

この場合、①みなしPE自身の企業所得税（収入に対してみなし10%の利益の33%）、②出張者の個人所得税が課せられると聞きました。この措置の根拠となる法律を教えてください。

また実際に①、②を納税している会社が多いのでしょうか。

**A**：1. 子会社との技術供与契約には、①単独の技術者派遣による役務提供に基づき報酬を回収する方法、②ライセンス契約により技術を移転しロイヤリティーを回収する方法、または③両者の混合形態が挙げられます。ご質問の技術供与契約は、派遣者の役務提供報酬もロイヤリティーに含めた上記②の方法と仮定し、以下コメントいたします。

上記②の方式は、当該技術を使用して産出された製品の売上高または現地付加価値分に対して一定比率で技術の使用料（ランニング・ロイヤリティー）が算定され、通常、その収入に対して企業所得税（源泉税10%）、営業税（※免税規定あり）が賦課されることとなります。

ただし、『日中租税条約』第5条5項により役務提供行為が6ヶ月を超えた場合には、PEの認定がなされる可能性が高いと考えられます。その場合は、推定利益（詳細後述）に対し33%の企業所得税、営業税（※免税規定あり）、および派遣者に対して個人所得税が課せられることとなります。また、PEの認定が為された場合には、契約期間内に複数の派遣者がそれぞれ183日未満の滞在であったとしても、PEが給与をしているとみなされ、個人所得税が発生することとなります。

なお、技術供与契約に関する課税関係は、ロイヤリティーを親会社に送金する際、エビデンスとして企業所得税の納税証明書（営業税は2005年3月より不要）を取得す

るためにライセンス契約などの関係書類を税務当局に提出することが必要であり、税務当局が当該契約書に基づいて判断することになります。

ただし、国家税務局はPE認定をせず10%の源泉徴収を行ない、一方、地方税務局がPE認定して、営業税および個人所得税を賦課するというねじれた事例もあるようです。

よって、技術支援サービスに対する過度の課税を回避するためには、ライセンス契約の内容、実態を考慮して、純粹に図面などの製造情報の使用を許可した技術ライセンスと実際の製造に必要な役務を技術者派遣によって提供する技術者派遣契約とに分離し、独立した契約として、純粹なノウハウ供与契約の部分にまでPE認定が及ぶことを回避することも重要と考えます（実際、企業ヒアリングでも契約を明確に区分し、対処しているケースが多い状況でした）。

2. 企業所得税について『日中租税条約』第5条5項および『中日、中英租税条約を貫徹執行することの若干の問題に関する処理意見』（財政部、国家税務総局 [85]財税外字第042号 1985年3月26日公布・施行）が根拠規定に該当するかと考えます。概要を紹介すると、日本企業が使用人またはその他の職員を通じて、中国で同一プロジェクトまたは複数の関連プロジェクトのためにコンサルタント役務の提供を行う場合、12ヶ月の間に累計で6ヶ月を超える時は中国において恒久的施設（PE）を有すると判定され、取得する収入に外国企業所得税の規定に基づいて、所得税を徴収すると定められています。よって、『外商投資企

業・外国企業所得税法』（全人代 主席令第45号 1991年4月9日公布 7月1日施行）第5条に基づき、33%の企業所得税が賦課されることになります。

なお、みなしPE自身の企業所得税について、通常、技術支援を1つのプロジェクトとして正確な収支計算を行うには親会社の間接費用を査定することが煩雑であり、また仮に収支計算を行ったとしても税務当局にそれを証明することが難しいことから、実務上は収入額に推定利益率を乗じて課税所得額を推定する「推定課税方式」を採用することが大半です。

この根拠規定は『外国投資企業・外国企業所得税法実施細則』（国务院令第85号 1991年6月30日公布・施行）第16条であり、課税所得額が正確に計算できない場合、企業所得税は所在地の税務機関が同業種または類似業種の利益水準を参考にして利益率を推定し、その課税所得を算出すると定められており、この推定利益（課税所得）に33%の所得税率をかけることになります。

因みに、この利益率は法律、法規、規定に別途規定があるものはそれに従うことになっており、例えば、設計業務は『外国企業が中国国内にある企業の委託を受け、または中国国内にある企業と共同で、建設・工程のプロジェクトを行なうことにより取得した業務収入に対する徴税の通達』（財政部、税務総局 [86]財税外字第172号 1986年7月15日公布 7月1日施行）に基づき15%の利益率で課税所得を算出することになります。

次に、出張者の個人所得税については、『日中租税条約』第15条2項が根拠規定に該当すると考えます。概要を紹介すると、



短期滞在者の免税条件は(1)暦年の滞在期間が183日を超えていないこと、(2)報酬が国外の雇用主から支払われていること、(3)報酬を国内の恒久的施設が負担していないこと、以上3つの要件を満たすことが必要となります。

上述した通り、企業所得税の計算上、「推定課税方式」を採用した場合には派遣者個人の給与がPE認定のプロジェクトで負担されていないことを客観的に立証することが不可能であり、むしろ人件費の一部は当該プロジェクトの原価を構成し、PEが負担していると考えるのが妥当とされて

います。

このような場合、『中国国内に住所を有さない個人が稼得する給与所得の納税義務に関する通達』（国家税務総局 国税発[1994]148号 1994年6月30日公布・施行）に基づき、PEに帰属する派遣者は当該PEが給与を全額負担しているとみなされ、短期滞在者の免税条件である(3)を充足せず、中国にて給与全額を対象に日割り課税することになります。なお、PE認定された場合は規定に則り、外国企業は双方納税せざるを得ないかと考えます。

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

## 17. 出資持分譲渡に関する課税について

**Q** : 日本法人が出資している中外合弁企業の持分を外国法人に持分譲渡し、譲渡益が発生した場合、課税されるということですが、当事者の所在地が海外であり、中国で納税するとは、実際にはどうすればよいのでしょうか。また納税していない場合、どのようなリスクがあるのでしょうか。

**A** : 外商投資企業における外国側出資者が、その出資持分を他の外国企業に譲渡することによって取得した、自己の出資額を超えた部分の譲渡収益が発生する場合、10%の源泉所得税を納めなければなりません。

<関連規定>

- ・『外商投資企業、外国企業および外国籍の個人が取得する株式（持分）譲渡収益と株式配当所得に関する課税問題の通達』（国家税務総局 国税発[1993]045号 1993年7月21日公布・施行）
  - ・国家税務総局『外商投資企業の合併・分割・持分変更・資産譲渡等の再編における所得税処理に関する暫定規定』の公布に関する通知（国税発[1997]71号 1997年4月28日公表）
  - ・『外国企業の我が国を源泉とする利息等の所得に対して企業所得税を軽減することに関する通達』（国務院 国発[2000]037号 2000年11月18日公布 2001年1月1日施行）
- 更に、当該譲渡益に関わる所得税について、『外国投資企業および外国企業所得税

法』第19条第2項によれば「実際の受益者を納税義務者とし、支払者を源泉徴収義務者とする」と定められていますので、外国企業間の持分譲渡の場合、持分の譲受人が譲渡益に関わる所得税を源泉徴収して納税する義務を負うこととなります。

ご質問の趣旨は、この納税義務者たる外国企業が中国国内に機構や拠点を設立していない場合どのようにして納税すべきか、と考えます。『税收徴収管理法』（全人代国務院令第49号 2001年4月28日改正公布 5月1日施行）第89条に「納税者、源泉徴収義務者は税務代理人にその税務事務を委託することができる」と定めています。実務上は持分譲渡の対象現地法人が代理納税するケースが多いのではないのでしょうか。

また、持分譲渡の場合は認可機関の批准を取得する必要があり、認可機関は関係資料を持っており、その認可申請書類が関連当局である外貨管理局、財務局、税務局等に回付されているはずですが、自ら申告納税せず、税務局から指摘を受けた場合、罰金及び延滞金をと課されることとなります。

## 18. 清算時の税務調査について

**Q**：独資企業の清算を予定していますが、その手続きにおいて税務調査はどの時点で行われるのでしょうか。現地で確認したところ、清算報告書を許認可機関・関連当局に提出した後に行われるということですが、その調査期間も併せてご教示ください。

**A**：まず、清算時に税務調査を行う旨制度上要求されているかについて、明確に要求している規定を見つけることはできませんでした。

では、実務上はどのように取り扱われているかについて、中国撤退を経験した方々に直接／間接に伺ったのですが、会社清算ではなく持分の中方への売却という方法で撤退を行ったとのことでした。持分の全額譲渡の場合でも税務調査を受けていますので、清算の場合には調査を受けることを前提とした方が無難と考えます。

『外国投資企業・外国企業所得税法実施細則』（国务院令第85号 1991年6月30日公布 7月1日施行）第97条では、「企業が年度の途中に合併、分割、解散する場合、生産または経営を停止した日から60日以内に所在地の税務機関に対して当該期間の企業所得税を集計・清算・納付し、過納分は還付を受け、不足分は追納するものとする」と規定されています。したがって、清算期間の企業所得税等の申告を行うときに税務調査を受ける可能性があります。

また、『税務登記管理弁法』（国家税務総局令 第7号 2003年12月17日公布 2004年2月1日施行）第28条第1項では「納税者

に解散、破産、取消しおよびその他の状況が起こり、法により納税義務を終了する場合、工商行政管理機関またはその他の機関で抹消登記を行う前に、関係する証書および資料を持参して元の税務機関へ税務登記抹消手続を申告しなければならない」と定めています。

税務抹消登記では、税務機関に関連証明書類を提出して納税額、免税額、滞納金と罰金を全て精算納付する必要があり、発票、税務登記証等の税務書類を返却します。税務機関がこれらの書類を照合して承認した後、税務登記抹消手続が行われますので、格別の税務調査を受けなくともこの段階で実質的に調査照合されます。税務の抹消登記を完了した後は、税務機関は追徴する権利がなくなりますので、少なくとも税務登記抹消時に最終検査があると思います。

税務調査の期間は、清算する企業の規模、経営期間、納税状況などにより一概には何ともいえません。

また、余剰金の送金について、規定上は必要書類を揃えて所在地の外貨管理局に提出して許可を取得すれば送金は可能です（『外商投資企業の出資権譲渡、清算に関わる外貨事項を取り扱う権限を分局に与え

ることについての通知』国家外貨管理局  
匯發[1999]397号 1999年12月27日公布・  
施行)。しかしながら、許可取得にかかる

日数は所在地の外貨管理局により異なるよ  
うでこれも一概にいけないのが現状のよう  
です。

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

## 19. タックス・スペアリング・クレジットについて

**Q**：『日中租税条約』に基づく本邦でのタックス・スペアリングは、中国の「子会社」が納税した外国税額控除のみと理解しています。この「子会社」の定義について教えて頂きたいのですが、例えば中国の投資性会社が10%、日本の親会社が90%投資して設立した外資企業は、ここでいう「子会社」として扱われるのでしょうか。投資性会社の傘下会社が納税した税額は、本邦で税額控除の適用を受けられるのでしょうか。

**A**：お問合せの傘下会社が、外国税額控除制度における「間接外国税額控除」の適用上、「子会社」、「孫会社」いずれに該当してくるかが、ご質問の趣旨と捉え、以下コメントさせていただきます。

ご存知かもしれませんが、「間接外国税額控除」は更に「実際納付外国税額控除」と「みなし納付外国税額控除」があり、前者は「実際に納付した外国税額を控除するもの」であり、ご質問の趣旨はこれに該当するかと察します。

一方、後者は「発展途上国が投資促進のために租税減免措置または租税条約により減免された外国税額を所得の源泉地国で納税したものとみなして、居住地国で外国税額の控除を認めるもの」であり、これが一般にタックス・スペアリング・クレジット（みなし外国税額控除）と呼ばれています。

まず、日本の『法人税法施行令』第146条では、「間接外国税額控除」の対象となる外国子会社の要件として、親会社である内国法人が配当などの支払義務が確定する日以前6ヶ月以上引き続いて、発行済み株式（出資金額）の総数の25%以上または発

行済み株式のうち議決権のある株式の25%以上の株式を所有していることが求められています。

また、『日中租税条約』第23条2(b)でも、「間接外国税額控除」の適用要件として、中国法人の議決権のある株式または発行済み株式の少なくとも25%を所有する日本法人が外国税額控除を行なうことができるとされています。

なお、『日中租税条約』では株式所有期間の定めがありませんが、第3条で「一方の締約国によるこの協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除く他、この協定を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令における当該用語の意義を有する」とあります。

よって、日本の『法人税法施行令』の規定により、配当などの支払義務が確定する以前6ヶ月以上引き続き所有していることが必要となります。

この要件をみたす子会社は『日中租税条約』第23条4に基づき、「実際納付外国税額控除」および「みなし納付外国税額控除」

の適用を受けることになります。

一方、「実際納付外国税額控除」の対象となる孫会社とは、『法人税法施行令』第150条によれば、外国子会社が所有する持株または出資割合が25%以上、かつ内国法人が外国子会社を通じて間接に所有する持株または出資割合が25%以上である外国法人をさし、併せて、配当などの支払義務が確定する日以前6ヶ月以上引続き所有していることも必要となります。

但し、孫会社の「みなし納付外国税額控除」については、『租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例などに関する法律の施行に関する省令』（最終改正 平成17年5月31日）第10条で、「外国孫会社が租税条約の相手国の法令により減免税を受け、その国と日本の租税条約でみなし外国税額控除の定めがある場合でも、外国孫会社の所得に対して課される外国人法人税額には含めないもの」とあり、

中国孫会社に対しては、この原則通り、「みなし納付外国税額控除」は適用されないことになっています。

前置きが長くなりましたが、本件の場合、傘下会社への日本親会社からの出資比率が90%であり、『法人税法施行令』における所有期間の要件を満たしていれば、子会社として扱われることになると思います。

仮に日本親会社の投資性企業への出資比率が100%と想定しても、投資性企業の傘下会社への出資割合が10%、かつ、親会社の投資性企業を通じた間接出資割合も $100\% \times 10\% = 10\% < 25\%$ であり、投資性企業を通じた孫会社には該当しません。よって、規定上は傘下企業＝子会社として「間接納付外国税額控除」の適用を受けられるかと考えますが、実務にあたっては、必ず顧問の公認会計士の方にご確認ください。

## 20. 個人所得税法改正に伴う外国籍従業員の控除費用について

**Q** : 2005年10月27日公布の改正『個人所得税法』では、控除費用が800元から1,600元に増額されました。『個人所得税法実施条例』(国務院令第142号 1994年1月28日公布・施行)によると、外商投資企業または外国企業で働く外国籍の人員については、追加控除費用の3,200元が認められていますので、普通に解釈すると外国籍人員の控除費用も、4,000元から4,800元に増えると考えられますが、このような理解でよいでしょうか。

**A** : 外国籍人員の控除費用について、ご理解の通り4,000元から4,800元に増加すると考えてよいでしょう。

今回改正された『個人所得税法』(全人代 主席令第44号 2005年10月27日公布 2006年1月1日施行) 第6条第1項(1)号により基礎控除費用が800元から1,600元に増額されています。これまでは外国籍人員に係

る控除費用は、800元(基礎控除費用) + 3,200元(追加控除費用)の4,000元と算出されていましたが、今回基礎控除費用が1,600元に増額されたので、これに伴い外国籍人員に係る控除費用の合計は、4,000元から4,800元に増額されることになると考えます。

### 【回答後の変更】

新『個人所得税法実施条例』(国務院令第452号 2005年12月19日改定・公布 2006年1月1日施行) 29条では追加控除費用について改定せず、3,200元をそのまま維持したので、外国籍人員に係る控除費用の合計は、1,600元(基礎控除費用) + 3,200元(追加控除費用)の4,800元に増額されることになると考えます。

## 21. 惠州での増値税還付実態について

**Q** : 今後、惠州で業務を検討するにあたり、そのキャッシュフロー計画の中で、増値税の還付について調査しています。中国投資関連情報を参考にすると、一般的な還付期間は調べることはできますが、実際の還付期間は地方の財政面やその取組体制によりかなり左右されるとも聞きます。惠州では申請から還付まで実際にどの程度の期間を要しているのでしょうか。

**A** : 惠州市国家税務局に確認したところ、一般的に通常ではおよそ1.5ヶ月以内で、最長でも2ヶ月程度とのコメントでした。しかしながら商品によって期間は若干異なること、企業の申請内容に疑義があり調査等の必要が生じた場合にはこのようにはならないこと、との注釈付きです。また実際に惠州市で還付の手続きを行っ

ている方に伺ってみたところ、企業が提出する資料やデータと税務局に保存されている電子データが符合し、その他の問題がなければ、一般に3ヶ月ということでした。

キャッシュフロー計画としては、惠州では申請から増値税還付まで3ヶ月程度とお考えになれるのがよいのではないかと思われます。



## 22. 輸入関税引き下げについて

**Q** : 2006年1月1日から植物油、化学工業原料、自動車・同部品など100品目余りの輸入関税が引き下げられるという発表が財政部よりありましたが、この100品目のリストは同時に発表されているのでしょうか。

**A** : お問合せの発表は、財政部新聞弁公室の記者が、国務院関税税促委員会主任で、財政部部長の金人慶にインタビューした記事のことではないでしょうか。

輸入関税が引き下げられる100品目余りのリストは、こちらで検索してみましたが、現在発表されていないようです。新しい関税率は、通常前年度に税関総署公告として

事前に発表されるケースがあるのですが、2006年については未発表のようです（2006年10月時点）。

年が明ければ2006年の『中華人民共和国輸出入税則』が発行される予定です。但し、その税則にも2006年から税率が引き下げられた品目のみを掲載したリストは含まれていないと考えます。

## 第5章 外貨・資金管理に関するQ&A

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

*JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION*

## 1. 総投資額と資本金・外債の関係について(1)

**Q** : 当社子会社は、以下の通りとなっています。

- ・ 総投資額 2,500万米ドル
- ・ 資本金 1,000万米ドル（払込み済）
- ・ 借入内訳 親子ローン : 1,200万米ドル（外債登記済）  
短期資金借入契約 : 300万米ドル

（2005年3月28日契約済で人民元、ドル、円の割合規制無し）

1. 総投資額と資本金の差額が借入となりますが、借入の内、親子ローンで外債登記済が1,200万米ドルあります。残り300万米ドルは、短期資金借入契約を3月末に実施しています。この短期資金借入について2005年4月1日施行の通知に基づき外債登記をする必要がある、と銀行の担当者からいわれました。しかし、通知をよく読むと通知以前の短期借入契約に関する事項の取り扱いは何も記載がありません。本当に登記する必要があるのでしょうか。
2. 総投資額と短期資金借入の関係ですが、短期資金で人民元、米ドル、日本円を借り入れても総投資額に加算されないと認識していました。短期資金の利用用途は、会社運営資金（原料、給与、その他）で使用していますが、本当に総投資額に加算されるのでしょうか。
3. また、この規制は輸出加工区に登録されている企業も対象になるのでしょうか。

**A** : 300万米ドルの借入には、親会社保証があるという前提でお答え致します（親会社保証がない場合は、中国国内支店からの借入について、外貨の外債登記および人民元の偶発債務登記ともに必要ありません）。また、銀行担当者がいうのは、恐らく「外債登記」ではなく、「偶発債務登記」と思われますので、そのように読み替えさせていただきます。

ご指摘の通り、外貨管理局より『2005年中国国内の外資銀行の短期外債指標査定に関する通知』（匯発[2005]4号 以下「通

知」）が2005年4月1日より施行されており、ご質問をいただいた後、更に上記通知の補充規定である『外貨担保付き人民元貸付関連問題に関する補充通知』（国家外貨管理局 匯発[2005]26号 以下「補充通知」）が4月15日付けで公布・施行され、4月1日以降発生する人民元貸付の借り換えについての処理原則が明確化されています。

補充通知によると、外貨担保付き人民元貸付（親会社保証付き人民元貸付を含む）の借り換えについて、国内金融機構（外資銀行、中資銀行）が4月1日以前に行った人

民元貸付で既に国外機構の外貨担保を受け入れており、且つ4月1日以降に借り換えを行う必要がある場合は、新たな担保として処理をし、「偶発債務登記」を関連規定に従って行う必要があると規定されています。

外貨担保付きの外貨借入れの借り換えについては、明確な規定はありませんが、補充通知第5条によると、4月1日以降、国内機構が外商投資企業に対して行う外貨貸付は、通知の関連規定を参照することができ、かつ「偶発債務登記」手続きが必要であるとされていることから、人民元貸付の借り換えに従って処理するものと思料されます。したがって、規定を見る限り、銀行の担当者の説明通り、借り換え時には「偶発債務登記」が必要になるとみられます。

次に二つ目のご質問である、短期の借入についても総投資額に含まれるかという問題ですが、通知には「外貨建て短期借入金残高+外貨建て中長期借入金発生額+国外機構の保証付き人民元借入残高の合計額」

が「総投資額－登録資本金」の差額を超えない場合、登記手続きができると規定されており、さらに外債登記の観点からみても、「外債管理暫行弁法」（2003年3月1日施行）の第18条により、短期の外貨借入も含まれることになっています。

また実務上も、地域によって若干の違いがありますが、通知の算式を適用する運用がなされるようですので、短期の借入であっても親会社の保証のあるものについては、総投資額に含まれ「偶発債務登記」が必要になるものとみられます。

最後に3つ目のご質問ですが、通知および補充通知上では、対象を外商投資企業と定め、保税區、輸出加工区などの税関特殊監督管理区域にある企業を適用除外とする旨定めた規定はありませんでした。実際のところ、輸出加工区にある企業も本件適用を受け、実務上もそのように運用されているようです。

#### 【回答後の変更】

本件については、『対外債務管理の改善に関する問題の通知』（国家外貨管理局 匯發[2005]74号 2005年10月21日公布 12月1日施行）にて、借入時点での借主による「偶発債務登記」は不要となりました（債権者による「定期登記」に変更となりました）。なお、「外債登記」については、代位弁済などの事由が生じた際に、実際の保証履行額で登記を行なうことになり、その実際の保証履行額は、中長期の対外債務累計額、短期対外債務残高と合わせて、総投資額と登録資本の差額範囲内に収めることが必要となっています。

## 2. 総投資額と資本金・外債の関係について(2)

**Q** : 弊社は各保税區に弊社100%出資の販売会社を設立しています。各保税區会社ともに総投資額＝資本金となっており、外貨負債枠がありません。一方で、本社保証による現地借入を行なっています。外貨負債枠を確保するために、いくつか方法があると思いますが、できれば増資ではなく、現在の資本金のままで総投資額の増額は可能なのでしょうか。また、その根拠法も併せて教えてください。

**A** : ご質問の件ですが、増資を行わずに総投資額のみを変更することは現状難しいようです。『外債管理暫定弁法』（国家發展計畫委員會、財政部、国家外為管理局令第28号 2003年1月8日公布 2003年3月1日施行）第18条には、外商投資企業が借入れる中長期外債累計發生額および短期外債残高の合計は、審査認可部門が認可したプロジェクトの総投資および登録資本金の差額内に抑えなければならず、その差額の範囲内であれば、外商投資企業が自社で外債を借入れることができると規定されています。つまり、総投資額と登録資本金の差額が外商投資企業の借入れ上限額となります。

総投資額と登録資本金が同じである場合、

借入枠がなくなってしまう訳ですが、その対応として増資または投資総額の増額が考えられます。総投資額の増額ができるかどうかについては、2005年5月10日に上海で商務部主催による「中国投資実務セミナー」が開催され、商務部より国家工商行政管理総局と現在協議中とのコメントがありました。また、増資をする際にも、増資完了後の総投資額と登録資本金が規定（『中外合弁企業の登録資本金と総投資額の比率に関する暫定規定』（国家工商行政管理总局工商企字第38号 1987年2月17日公布）第3条）の比率に合致するだけでなく、増資部分も規定に定められた投資総額と登録資本金の比率に合致する必要があるとのことでした。

### 【回答後の変更】

『2005年中国国内の外資銀行の短期外債指標査定に関する通知』（匯發[2005]4号 2005年4月1日施行）により、国外機構の保証付き人民元・外貨借入残高の合計額も、上記算式に含まれることになっていましたが、その後、『対外債務管理の改善に関する問題の通知』（国家外貨管理局 匯發[2005]74号 2005年10月21日公布 12月1日施行）が出され、国外機構の保証付き人民元・外貨借入は代位弁済などの事由が生じた際の実際の保証履行額を上記算式に組み込むことになりました。

### 3. 外貨指定銀行の外貨担保問題に関する通知について

**Q** : 日本の親会社の保証（外貨ベース）を担保とした中国国内の中資銀行（中国資本銀行）からの人民元借入については外債登記が必要ということですが、日本国内の邦銀（日本の親会社の取引先銀行）が、中資銀行の東京支店宛てに差し入れた銀行保証（外貨ベース）を担保とした当該中資銀行の中国国内支店からの人民元借入れについても外債登記は必要でしょうか（日本国内の邦銀からのスタンバイL/Cに基づき、中資銀行の東京支店が、その中資銀行の中国国内支店宛てにスタンバイL/Cを発行するスキームです）。

**A** : お問い合わせの件ですが、関連規定として『2005年中国国内の外資銀行の短期外債指標査定に関する通知』（国家外貨管理局 匯発[2005]4号 2005年1月26日発布 2005年4月1日施行）、『外国為替指定銀行の外貨担保問題に関する通知』（上海匯発[2005]31号 2005年2月18日発布 2005年4月1日施行）およびその補充通知である『外貨担保人民元借入に関する問題に

ついての補充通知』（上海匯発[2005]75号 2005年4月15日公布 2005年4月1日施行）が挙げられます。

上記関連規定において、①外為指定銀行は外資銀行のみに限らず、中資銀行も含まれること、②中資銀行の東京支店は国外機関と解釈されることから、「偶発債務登記」が必要であると考えられます。

#### 【回答後の変更】

本件については、『対外債務管理の改善に関する問題の通知』（国家外貨管理局 匯発[2005]74号 2005年10月21日公布 12月1日施行）にて、借入時点での借主による「偶発債務登記」は不要となりました（債権者による「定期登記」に変更となりました）。なお、「外債登記」については、代位弁済などの事由が生じた際に、実際の保証履行額で登記を行なうことになり、その実際の保証履行額は、中長期の対外債務累計額、短期対外債務残高と合わせて、総投資額と登録資本の差額範囲内に収めることが必要となっています。

#### 4. 親会社支給物品の代金回収について

**Q** : 中国子会社が生産開始にあたり、生産に必要な消耗品、消耗器材品の調達に中国でできないため、親会社が品物を購入してEMSで子会社に送り、子会社は輸入関税を支払って使用しています。

親会社の子会社のために物品を支給すれば、寄付行為に当たると考えられます。技術供与契約を締結していますが、物品の支給に関する記載はありません。どのようにすれば支給した物品の代金を子会社から回収できるのでしょうか。

**A** : 子会社が輸入関税を支払っていることから、正規の通関手続を踏まれている前提でコメントさせていただきます。

輸入代金の対外決済は『外貨の買取、売渡、対外支払管理規定』（中国人民銀行令[1996]1号 1996年6月20日公布 1996年7月1日施行）に基づき、経常収支項目の対外支払として、特殊取引を除き、銀行限りの確認で取り扱うことが可能であり、対外支払を規制されるものではありません。なお、送金方式における輸入決済の主な確認資料としては、輸入契約、インボイス、輸入貨物通関申告書などが挙げられます。

ご質問にある親会社からの寄付行為を回避し、経常的な商取引として決済を行うためには、通関時のインボイスと親会社の請求書に整合性が求められることは当然です

が、技術供与契約において物品支給に関する条項を盛り込まなくとも、消耗品、消耗器材品を仕入れる都度、個別に輸入契約を結ぶことで対処可能かと考えます。

ただし、上述の通り、輸入代金の対外決済は外為取扱銀行の確認事項となつていすので、実務上、対応可能か否かについては、取引銀行に相談されることをお勧めします。

なお、EMSにより送られた物品の通関手続については、『海関対進出境快件監管弁法』（税関総署令第104号 2003年11月18日公布 2004年1月1日施行）に出ていますので、下記URLをご参照ください。

[http://www.chinacourt.org/flwk/show1.php?file\\_id=89841](http://www.chinacourt.org/flwk/show1.php?file_id=89841)



## 5. リースでの免税枠使用について

**Q** : 1. 中国国内のリース会社でファイナンスリースを組み、これを新設工場の免税枠を利用し導入する。

2. 香港のリース会社と本土工場でファイナンスリースを組み、これを免税枠を利用して導入する。

これらのスキームはいずれも可能でしょうか。また、総投資額中の借入枠に組み込まれるのでしょうか。

**A** : 本件については、リース業自体が商務部と銀行業監督管理委員会の間で管轄を巡って揺れているため、なかなか実態が掴みにくい状況です。

実際にリース業を展開している企業からのヒアリングでは、基本的には中国、香港のリース会社に拘らずファイナンスリースによる新設工場の設備導入は免税枠利用可能となっているのが実態です。

但し、これもご多分に漏れず各地方の税関当局によって対応が違うケースがあり、一部の機器については免税が認められなかった例もある、とのことでした。

また、借入枠の件ですが、ファイナンスリースにより導入した設備は、会社の資産として計上されますが、負債側は「その他未払い金」となりますので、借入枠とは違うと考えられています。但し、2. の場合、

外債登記について、今は明確なルールがありませんが、今後は登記を求められる方向かと思われます。

なお、総投資額の内容は、『合弁企業法実施条例』第17条によれば「合弁企業の投資総額（企業借入金を含む）とは合弁企業契約、定款に規定する生産規模に応じて投入する必要のある基本建設資金および生産運転資金の総和をいう」ということであり（『独資企業法実施細則』第19条にも同様の規定あり）、外貨や人民元という通貨の種類については述べられていません。従って、国内金融機関からの借入（含む人民元）も、当然、総投資額には入ってきます。ファイナンスリースについても総投資額に入ると考えておいた方がよいのではないかと考えます。

## 6. 三角貿易について

**Q** : 日本の弊社（以下「A社」）は中国の外注工場（以下「B社」）で金型を作成してもらい、中国顧客（以下「C社」）へ金型を納品したいと考えています。

当初、金型はB社からC社へ直接納品し、請求はB社からA社という商流を考えていましたが、中国の法律ではそれは認められないと聞きました。法律によれば、B社は発注先であるA社へ金型と請求書を一緒に納品する必要があり、金型はA社からC社へ納品しなければならない（一度通関しなければならない）とのことでした。

1. この内容は正しいのでしょうか。
2. B社からC社への直接納品の方法はない、という認識でよいのでしょうか。

**A** : まず、金型の代金をA社からB社に外貨で送金する場合、当該外貨送金に対応する輸出取引の実態がないため難しいと考えます。これは中国の外為管理上、国外から外貨を受け取るにはその外貨受取に対応する国際収支上の経常取引（製品の輸出など）または資本取引（対中投資など）の存在を証明する必要があるためです。

ご質問のケースは、B社にて製造された金型が、中国国外に輸出されずに、つまり直接C社に納入され、当該金型の代金をA社からB社に外貨で送金するとのスキームですが、B社が受け取る外貨の根拠となる国外との貿易取引の実態が存在しないため、送金が法律上認められないと指摘されているのではないかと考えます。

おそらく、A社は、B社で製造された金型の代金を支払って自己の資産となし、その金型をC社に無償貸与して部品を製造さ

せ、A社に輸出する、または第三者に販売するという事情がお問合せのスキームの背景にあるかと推察しますが、以下の代案があると考えます。

1. B社からC社への金型の直接納入にこだわらない、または金型に賦課される関税および輸入増徴税の負担を覚悟するのであれば、香港、保税區または物流園區へ金型を一度搬出し、輸出扱いとし、その後再度輸入して、C社に納入することは可能です。
2. C社の製品をA社が購入することを前提として、まずB社とC社との間で金型の製造売買契約を締結し、金型の代金をC社がB社に支払い、当該金型を使ってB社が製造した製品の代金に、金型の代金を上乗せしてA社に請求することは可能かと考えます。

## 7. 輸出設備代金の追加請求について

**Q** : 当社から中国の子会社に設備を輸出することが決まり、本体簿価＋改造費用＋輸送費を売却価格として手続きを進めていましたが、申請書類作成のやりとりの間に改造費用と輸送費が欠落してしまいました。設備は通関済みですが、欠落した改造費用と輸送費を追加請求することは可能でしょうか。

**A** : 原則的には、契約書（改造費＋輸送費）の内容に基づき、中国の税関で修正申告が必要で、修正後の金額に基づき、関税および増徴税を追加で納付する必要があります。

しかしながら、改造費用＋輸送費を欠落させたのは日本側の親会社であり、中国側子会社、中国当局に落ち度はないという理由で、申請しても受理されないことが考えられます。

さらに、中国子会社が設備の輸入代金を日本へ送金する必要がありますが、現状のままでは輸入通関申告額と当該貨物代金送金額とで不一致が発生しており、送金できません（外貨管理上は当該内容について完全に一致していることが求められます）。

この点について、日系乙仲企業に確認しましたが、「実際に貨物決済でこのような差異を処理した経験がない」ということでした。よくあるケースとして、部材輸入ライセンス有効期間6ヶ月の間にモデル変更等で供給部材規格が変わる、大幅な市場の変化でライセンス価格（＝輸入申告価格）と実支払額で大幅な差異が生じるケースが頻繁に発生しているようです。この場合、部材や製品の販売価格を調整して、金額の差を吸収しているとのコメントでした。

お問い合わせのケースにおける改造費用および輸送費が、別の取引の価格において吸収できるか否かは詳細不知のため何ともいえませんが、いずれにせよ実態と乖離した取引であることからお勧めはできません。

## 8. 中国企業による対外債務保証と外貨送金について

**Q** : 中国企業が第三国に投資会社を設立するにあたり、日本企業が当該投資会社に融資します。中国企業は当該投資企業が債務不履行となった場合、保証人になることはできますか。

また、保証人として中国から日本へ外貨送金することは外貨管理上可能でしょうか。

**A** : 1. ご質問は、中国の企業が対外債務保証を行うことができるかということだと思いますが、中国の企業が対外保証を行う場合のルールは以下の通りです。

- (1) 中国企業が対外借入、対外保証を行う場合は、当該企業に年度の借り入れ枠（外債指標）があることが前提で、この枠は、長期借入（1年超）は発展改革委員会、短期借入は外貨管理局の認可を経て1年に1度付与されるものです。（年末に申請して年初＝2～3月頃に認可されます）
- (2) この枠があれば対外保証は可能ですが、実際の調印に際しては外債登記が必要となります（登記は事後的で可能です）。
- (3) 保証行為が正当なステップを踏んだものであれば履行には問題ありませんが、送金実行に際しては再度、外貨管理局の事前認可が必要となります。
- (4) 年度の外債指標がない、または空き枠がない場合には、臨時に申請することになりますが認可を得るためのハードルは高いといえるでしょう。
- (5) 日本企業が第三国の投資会社に融資を行い、中国企業から保証書を徴求するの

であれば、こうした許認可手続き、登記手続きが全て終了していることを確認する手段として（外債登記や外債指標のオリジナルを熟知している、或いは、当局に自力で確認を取れるなら不要ですが）、信頼できる法律事務所からリーガルオピニオンをもらっておくことをお勧めします（その場合、「融資の実行はリーガルオピニオン受領後」という契約（Subject Clause）をつけておくべきことはいうまでもありません）。

2. ちなみに上記(4)の「外債指標の臨時申請」については、現状、日系企業でこのようなケースを聞いたことがありませんが、比較的近い案件をご紹介します。
  - (1) 中国系の海外企業（鉱山開発や、100%出資の香港子会社、孫会社）向けの金融機関ローンに中国の親会社が保証をつける事例です。
  - (2) このような事例で金融機関がチェックをしている点が外債登記の有無、リーガルオピニオン等です。
  - (3) これに対し、実際に保証履行が発生する場合、外貨管理局が審査する内容は、

- ①そもそも外債指標を持っている案件か。  
②契約書通りに債務支払いができなかった事由は債権者の主張に沿っているか  
⇒『天変地異』や、『不可抗力』のように、債務者を救済することができないかという点に集中されます。

殊に、上記のようなプロジェクト案件などですと、いろいろな形で借入人に免責条項があるため、その点については十分調べてきます。少しでも逃れる余地はないか、ということでしょう。

- (5) これは保証契約、借入契約、共に調べてきます。

最終的には借入人（或いはプロジェクト）の元利返済リスクスケジュールが不可能か、つまり、猶予してもらえないか、貸出人に依頼、打診があるケースもあります。

こうなってくると泥沼になりますので、この手の契約を結ぶ時は、どういう時に Defaultが発生し、何日以内に治癒しない

場合は“irrevocably and unconditionally”（取消不能、無条件に）に保証履行請求を行い、保証履行が何日以内に実行されない場合は、保証先に対して **Event of Default** を執行する権限を持つ、というような契約書を作る必要がありますので、貸出人はしっかりした法律事務所と打ち合わせをする必要があります（日系銀行であれば大体、自前でやっていますが）。

3. やや細かな話になってしまいましたが、結論から申し上げますと、どんなに法律で縛っても、実際に保証履行請求をしようとすると『ないものはない、没有』で終わってしまうのが金融の世界です。

これは別に中国に限った話ともいえませんので、やはりこの手の話は『借入人には一義的に返済能力があるか』という判断が最も重要であることはいうまでもありません。

## 9. 借入保証料の対外送金について

**Q**：中国の子会社の借入に対し親会社が保証を行っています。国内子会社であれば保証料を徴収することになっていますが、中国の子会社の場合、中国の外貨管理局の送金承認が下りないとのことで請求を見送っていましたが、状況は変わっていないでしょうか。

**A**：1. 親会社に対する保証料の外貨送金は銀行限りではなく、外貨管理局が直接確認する取引に分類されますが、日系金融機関数行に現状をヒアリングしたところ、以下に説明する所定の手続を経て、実施されているとのことでした。

2. お話にある外貨管理局の送金承認が下りなかった理由については推察しかねませんが、『国内機構対外担保管理規則実施細則』（国家外貨管理局 [97] 匯政発字第10号 1997年12月11日公布 1998年1月1日施行、以下「実施細則」）第45条に「担保人（保証人）は約定の担保料を受取る権利を有する」と規定されています。この「実施細則」は名前の通り、国内機構の対外担保行為を規定しているものですが、第47条第2項にて、担保人（保証人）が国外の機構であって国内の債権者に対して差し入れる保証にも「実施細則」を適用するとしており、日本国内の子会社同様、親会社が保証料を徴収することは規定上も認められていると解釈します。

3. なお、『涉外保手数料の支払いに関わる関連取り扱いに関する通知』（国家外貨管理局 匯發（2000）105号 2000年8

月10日公布・施行）では保証料の送金において必要な書類を明記しています。また、『外国為替の決済、売却および支払管理規定』（中国人民銀行令 1996年1号 1996年6月20日公布 7月1日施行）、『国内機構対外担保管理弁法』（中国人民銀行令 1996年3号 1996年9月25日公布 10月1日施行）、「実施細則」に準拠して、保証料の支払手続を具体的に開示している地方の外貨管理局分局もあり、管轄当局の確認を受けた後、外貨指定銀行で送金手続を行なうことで対処可能と考えます。

4. ご参考までに、外貨管理局における確認手続の概要を説明いたしますと、まず必要書類として以下のものが求められます（当然ながら、借入自体が銀行を通じて、所定の「偶発債務にかかる定期登記」がなされていることが前提となります）。

①保証料支払申請表（制定フォーム）

②保証人の保証料請求書（払込催促通知書）

③保証契約、保証状

④保証される主債務契約

⑤口座収支一覧表（現金払いの時は、直近5営業日の外貨口座の収支一覧表。

外貨を買い入れて支払う場合は、直近5営業日の全口座（外貨、人民元口座）の収支一覧表

⑥外商投資企業外貨登記証

⑦外貨管理局で債務登記が必要な場合は、外債調印状況表

⑧債務契約下の引出証憑

⑨外貨管理局が状況に応じて追加要求するその他の資料（保証料に対する源泉税の納税証明など）

上記②～⑨は原本持参の上、その写しに社印を押して提出することになります。これらが完備された上で、申請受理日か

ら20営業日以内に当局が確認を行なうことになっています。

なお、詳細については以下のURLをご参照ください。

[http://www.safe.gov.cn/model\\_safe/fj/110000/110000e0263011.html](http://www.safe.gov.cn/model_safe/fj/110000/110000e0263011.html)

（外貨管理局北京外貨管理部）

但し、外貨管理法規の適用においては、地域によって運用が異なる場合もありますので、実務にあたっては、再度、現地のお取引銀行に確認されることをお勧めします。

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

## 第6章 会計に関するQ&A

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION



*JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION*

## 1. 中国の会計年度について

**Q** : 現在、中国ではほとんどの企業が会計年度はその年の1月から12月となっています。1月～12月の会計年度にしなければならない法規があるのでしょうか。

**A** : ご質問の中国における会計年度は『会計法』(全人代常務委員会 1999年10月31日第二次改正・公布 2000年7月1日施行)第11条により、西暦の1月1日から12月31日と明確に規定されており、更に『外商投資企業の「企業会計制度」執行に関する問題の解答』(财会[2002]5号 2002年5月26日公布 2002年1月1日施行)にて、「全ての外商投資企業は1月1日から12月31日までの会計年度を採用しなければならない」旨が規定されており、12月末以外の決算期を選択することはできません。

なお、2004年12月2日、北京市にて当機構が中日投資促進委員会と共催した第13回定

期合同会議の席上にて、日本側から同様の質問がありましたが、国家税務総局の担当者より、『会計法』の規定に基づき、国家は統一の会計年度を実行している。特殊な要求のある企業に対しては(例えば外資企業と親会社との会計年度の不一致など)、会計年度変更の申請を許可。その後、国務院財政部の審査・批准が必要。」との趣旨の回答を得ています。

しかし、実際上変更は困難であり、ほとんど全ての外商投資企業は多大なコストを負担しながら、12月31日の法定決算の他に、親会社の会計年度に合わせて仮決算を実施しているようです。

## 2. 年度決算の承認について

**Q** : 合併企業の年度決算に対し、本来は董事会の承認を得ることが必要でしょうか。弊社では、利益処分に対する承認および年度予算に対する承認は行ないませんが、過年度の決算承認は行なっていません。一般にはどのように対応されているのでしょうか。

**A** : ご指摘の通り、合併企業の年度決算（財務会計報告書）に対して、董事会の承認を要求している規定は、合併関連の法規では見つかりませんでした。

財務会計報告書を対外提供する際も、『企業会計制度』（財政部 财会[2000]25号 2001年1月1日施行）第159条に「企業の責任者および会計業務を主管する責任者、会計機構の責任者（会計主管人員）が署名捺印しなければならない。総会計士を設置している企業は、更に総会計士が署名捺印しな

ければならない」との規定があるのみで、董事会や株主総会の承認は要求されていません。

実務上は、年次董事会の承認事項の一つとして、予算承認と同列の取扱いで年度決算を承認してもあまり手間としてかからず、さらには、董事会の承認や決議の記録を正確に残すという目的のために、年度決算の承認を年次董事会で行っている企業もあると聞いています。

### 3. 固定資産の償却年数について

**Q** : 固定資産の償却年数の法的根拠について、中国企業会計制度では詳細に触れられていないのですが、『外商投資企業および外国企業所得税法実施細則』第35条に記載されています。

この償却年数や残存価値については、1991年以降、変更規定や通知などが出ていないでしょうか。

**A** : 償却年数については、税法上と会計法上とで若干取扱が異なります。

税法上では、ご指摘の通り『外商投資企業および外国企業所得税法実施細則』(国务院令[1991]第85号 1991年6月30日公布 1991年7月1日施行)において、固定資産の減価償却は定額法が原則(『同法』第34条)であり、残存価格(『同法』第33条)および償却耐用年数(『同法』第35条)を規定しています。現在でもこれらの規定が根拠になっ

ていると考えます。

一方、会計法上では、企業の具体的状況に鑑みて当該企業に適合した固定資産の減価償却年数、減価償却方法を制定することができます(『企業会計制度』第26条)。

因みに実務上、会計における減価償却の取扱を税務上の基準に合わせて処理していく方が効率的であるため、統一して運用されている企業が多いと聞いています。

#### 4. 財務会計ソフトについて

**Q** : 外資企業がコンピュータ会計を実施する場合、財務会計ソフトは財政局の許可が必要と認識しています。許可をとるために、3カ月の並行ラン（retailレベルで合致）が必要とも聞いています。

1. 中国製の用友ソフト・金蝶ソフトについては財政局で承認されていると聞きましたが、3カ月の並行ランが必要ですか。
2. 外国製のソフトについては承認されているものはありますか。この場合1.と同様に3カ月の並行ランが必要ですか。
3. 1.、2.とも省・市で並行ラン期間は統一で3カ月必要ですか。
4. 並行ランで確認を求められる内容を教えてください。

**A** : 1. 会計処理のコンピュータ運営については、『会計電算化管理弁法』（財政部[94]財会字第27号 1994年6月30日公布 1994年7月1日施行）に規定があります。その第9条に会計処理にコンピュータを導入する際に満足すべき条件が列挙されており、第(3)項にて、コンピュータによる会計計算と従来の方法による会計計算を同時に3カ月以上行ない、同一の結果を得ることを要求しています。従ってご指摘の通り3カ月以上の並行ランが必要だと考えます。

2. 本弁法第7条において、外国で開発された会計ソフトも財政部の関連当局にて認可を取得すれば使用可能と規定しており、

実際に、中国会計向け外国製ソフトは販売されていますし、日本で開発した会計ソフトを複数の中国現地子会社に導入した事例も聞いたことがあります。

3. 本弁法に従い、各省、自治区、直轄市および計画単列市において具体的な実施弁法を定める旨、本弁法の公布通知に記載されているため、省・市のレベルでも最低3カ月の並行ランは必要と考えます。北京でも最低3カ月の並行ランを要求しているようです。

4. 本弁法では、並行ラン実施期間中、財務会計ソフトによる計算結果と従来の方法による計算結果との一致が求められているだけです。

## 5. 連帯責任保証について

**Q** : 当社と中国企業A社との日中合弁企業Bがあり、当社が、出資先であるB社に対して融資を行うことになりました。この場合、出資パートナーであるA社がB社の債務に対して連帯責任保証を申し出ています。

対外送金実行については、外貨管理上の問題はありますか。また、契約を取り交わせば、連帯責任保証は、法的に有効とみられるのでしょうか。

**A** : 結論から申し上げますと、A社が貴社に対して、B社の債務について連帯保証の責任を負うことは法的に有効と考えますが、中国企業が対外債務保証を行う際には、外貨管理上の規則を遵守しなければならず、所定の手続きと認可が必要です。『国内機構対外担保管理弁法』（中国人民銀行令 1996年3号 1996年9月25日公布 10月1日施行）第6条により「内資企業はその直屬子会社またはその資本参加会社における中方の出資比例に対応する部分の対外債務に対してのみ担保を提供することができる」とされているので、A社が貴社に対して、B社の融資債務のうちA社の出資割合以上の債務について連帯保証の責任を負うことはできません。

### 1. 連帯責任保証について

『担保法』（全人代常務委員会 主席令第50号 1995年6月30日公布 10月1日施行）に、保証の方式として「一般保証」と「連帯保証」の区分（第16条）が明記されており、保証人が債務者と共に債務に対して連帯して責任を負う旨を、当事者が保証契約において約定した場合、連帯責任保証とす

ることが出来ます（第18条）。

また、連帯責任保証における債務者であるB社が主契約の規定する債務履行期限満了時において債務を履行していない場合、債権者である貴社は債務者に対して債務の履行を請求することができ、保証人であるA社に対してその保証の範囲内での保証責任の履行を請求することもできません（第18条）。

「一般保証」と「連帯保証」の区分について、保証契約の約定内容が不明な場合、「連帯保証」に則る（第19条）と規定されているものの、保証契約書上、債務者が債務を履行できないときに保証人は保証責任を負う旨を当事者が約定した場合、「一般保証」となる（第17条）ので注意が必要です。

「一般保証」の保証人は、主契約の紛争が裁判又は仲裁を経て債務者の財産について法定の強制執行をしたにも係らず、債務を履行することができないという状況に至っていない場合、債権者に対して保証責任の履行を拒絶できます（第17条）。

### 2. 中国企業の対外債務保証について

中国企業A社が貴社に対して連帯責任保証を負う場合に、中国企業が対外債務保証

をする際には、年度の借入れ枠（外債指標）が付与されていることが前提であり、かつ外債登記等の諸手続きを行い認可を取得することが必要です。

中国企業A社が当該契約締結にあたり、

そもそも対外債務保証の手続きを経て認可を取得しなければ、その連帯保証の行為自体が成立しなくなる可能性がありますので、注意が必要です。

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

## 6. 損失の繰越について

**Q** : 中国の外資企業で、二免三免の優遇税制を受け、適用期間が過ぎた後に損失が発生した場合、その損失を繰越控除することは可能でしょうか。

**A** : 二免三減の適用期間が過ぎた後の繰越控除を禁止する規定は見当たりませんでした。従い、二免三減の適用期間が過ぎた後に欠損金が発生した場合であっても、発生後5年間の繰越控除は可能だと考えます。

ご質問に対する回答からは外れますが、二免三減の適用期間中に欠損金が発生した場合であっても繰越控除を適用することはできます。しかしながら、二免三減の適用期間に欠損金が発生しても、二免三減の適

用期間を一時的に停止することは認められず、繰越控除の期間と二免三減の適用期間が重なるため、二免三減の恩恵をあまり受けることができなくなってしまいます。

二免三減の適用期間に欠損金が発生しても当該期間を繰延することができないとの定めは『外国投資企業の利益計上年度の確定および減免期間の計算に関する通達』(国家税務総局国税発[1995]121号 1995年6月28日公布・施行)にあります。



*JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION*

## 第7章 人事労務に関するQ&A

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

*JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION*

## 1. 兼務者の給与処理について

**Q** : 日本人出向者が中国において複数の会社の職務を兼任する場合、その出向者の給与負担は職務の比率に応じて厳密に分散させなければならないのでしょうか。

本ケースとしては、

- ① 兼務する複数会社の中で最も労働時間の比率の高い会社が給与を支給する。
  - ② その他の会社は給与を支給しない。
  - ③ 兼務の比率は固定化しておらず常に変動する。
  - ④ 兼務する会社の中には「常駐代表機構」の代表は含まれていない。
- という状況を想定しています。

個人所得税の納税上は所得が集中する会社で行えば問題ないかと思いますが、企業所得税上は合理的に人件費を分配することが求められるのではないかと心配しています。現実には多くの企業で、兼務の実態があると思いますが、税務を強く意識し過ぎると硬直的な組織運営になってしまうことも心配しています。

**A** : 結論から申し上げますと、兼務の勤務実態に応じて、それぞれ人件費を負担する方式が望ましいと考えます。理由としては、企業所得税の観点から、一方の会社で過大な給与負担を行った場合、後日税務調査を受けた際に、その損金算入部分について否認される恐れがあるためです。

しかしながら、おっしゃる通りあまりにも税務を意識しすぎると、実務的に不便が生じるかと思えます。給与負担については、基本的には当事者間の決め事ですので、給与負担割合をどうするかをそれぞれの企業の董事会で明確に決議し、議事録に残しておけば問題ありません（実際そのように行われているようです）。

一方で、企業所得税上の問題を回避するために、管轄するそれぞれの税務局に給与負担部分について事前に相談の上、了解を得ることをお勧めいたします。

個人所得税の観点では、『個人所得税法実施条例』（国务院令142号 1994年1月28日公布・施行）第35条によると、中国国内で2ヶ所以上から所得がある場合、1ヶ所の地域を選択し、申告納税する必要があります。その後、給与支払を行った会社に対して、給与負担分を別の会社が支払い調整しますが、管轄する税務局が異なる場合は、企業所得税と同様に事前にそれぞれの税務局で相談されることをお勧めします。

### 【回答後の変更】

『個人所得税法実施条例』は2005年12月19日に改正公布、2006年1月1日に施行されました。回答中の該当条項は現条例では第36条となっています。

## 2. 中国駐在日本人社員の健康保険加入義務について

**Q** : 外国企業が中国で現地法人を設立する際、会社は、駐在している日本人社員を中国の健康保険制度に加入させる義務はあるのでしょうか。

**A** : 中国における健康保険の加入についてのご質問ですが、『社会保険料徴収納付暫定条例』（国務院令259号 1999年1月22日公布・施行 以下「暫定条例」）において、基本養老保険料、基本医療保険料、失業保険料の徴収・納付について規定されています。暫定条例第3条第2項において、基本医療保険料の徴収・納付範囲として、外商投資企業およびその従業員が含まれております。また公布日が前後しますが、基本医療保険については、『都市部従業員基本医療保険制度確立についての決定』（国務院国発[1998]第44号 1998年12月14日公布・施行 以下「決定」）において規定されており、第2条において、外商投資企業およびその従業員が対象範囲となっています。

では、この「従業員」に外国籍の人間も該当するかについてですが、都市部の基本医療保険関連通達を見てみると、あくまでも中国人が対象であり外国籍（および香港・マカオ・台湾）の人間は対象外となっています（『上海市城鎮職工基本医療保険弁法実施細則』（滬医保[2000]46号 2000年11月15日公布・施行）、『北京市労働和社会保障局关于貫徹实施《北京市基本医療保険規定》有關問題的處理弁法』（京劳社医発19号 2001年3月19日公布 2001年4月1日施行）、『広州市城鎮職工基本医療保険試行弁法』

（広州市人民政府 2001年11月1日公布 2001年12月1日施行）など）。よって、現地法人の日本人社員が中国の医療保険に加入する義務はありません。

実際は、中国赴任前に日本で海外旅行傷害保険に加入するのが一般的のようです。

以下、参考までに「決定」に規定されている基本医療保険の概要について説明します（外商投資企業でも中国人従業員に対して適用されます）。

基本医療保険料は事業単位と従業員が共同で納付し、事業単位の納付率は従業員の総給与額の6%前後でコントロールされ、従業員の納付率は一般に本人の給与収入の2%としています（但し、「決定」第2条には「経済発展につれて、事業単位と従業員の納付率は調整すべきものとする」とあります。）。また、基本医療保険基金は統一基金と個人口座で構成されます。従業員の納める基本医療保険料は全て個人口座に計上し、事業単位が納める基本医療保険料については、一部は個人口座に繰入れられ、一部は統一基金に用いられます。個人口座に繰入れられる額の比率は一般に事業単位が納める額の30%前後で、具体的な比率は基本医療保険料を統括する地区の個人口座の支払範囲や従業員の年齢などの要因によって確定します（「決定」第3条）。

一方、給付についてですが、統一基金と個人口座は各自の給付範囲を確定しなければならず、区別して概算し、相互に流用してはなりません。統一基金の給付標準と最高給付限度額を確定しなければならず、給付標準は原則当地従業員の平均年収の10%前後、最高給付限度は原則当地従業員の平均年収の4倍前後でそれぞれコントロールされます。給付標準以下の医療費用については、個人口座から支払いまたは個人負担とします。最高給付限度額以下の医療費用については、主要部分は統一基金から支払われますが、個人も一定比率で負担をしなければなりません。最高給付限度を超える

医療費用については、商業医療保険などを通じて解決することになります（「決定」第3条「統一基金の具体的な給付標準、最高支給限度額および給付標準、最高給付限度額以下の医療費用における個人の負担率については、統括地区の収支バランスによって確定する」）。

以上概要について説明しましたが、各地で基本医療保険の通達が出ていますので進出地における通達の確認が必要です。最後に保険関連については、Q&A集第7集P94「保険の加入義務について」でも触れていますので、ご参照願います。

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

### 3. 駐在員の就労ビザ、居留証の取り消しについて

**Q** : 現地での駐在が終了して帰国する場合、荷物送付の手続きなどのため、帰国直前まで、居留証が必要です。従って、帰国までは、就労ビザや居留証を取り消すことが出来ません。

帰国後も取り消さなかった場合、罰金・課税などの問題が発生する可能性はあるでしょうか。

**A** : 居留証の返却については、『外国人出入国管理法実施細則』（公安部・外交部 1994年7月15日改正公布・施行）第39条において、「居留証書を所持する外国人は、出国した後に中国に再入国しないときは、出国時に出入国検査所に居留証書を返納しなければならない」と定められていますが、この規定に違反した場合の罰金などのペナルティについては、同細則には定めがありません。

また、就労ビザの取り消しについて、同細則第38条では、「外国人は、査証に滞在を

許可された期限内または居留証書の有効期間内において出国しなければならない」と定められているだけで、ビザの取り消しの手続きを行うことを要求していません。

実際のところ、帰国ギリギリまで居留証を所持して、帰国の段になってスタッフなどに返却をお願いしているのではないのでしょうか。また、北京市では、そもそも居留証の発行が廃止されており、パスポートに貼付されるビザに一本化されているようで、そうであれば返却する必要もないと考えます。

#### 4. 法定休日の賃金報酬について

**Q** : 2005年5月1日に施行された『広東省賃金支給条例』第20条第(3)号に規定されている内容は、「法定祝休日の出勤については、300%分を賃金に上乘せする」という理解となるのでしょうか。

**A** : 『広東省賃金支給条例』(広東省人大  
常委会 2005年1月19日公布 2005年  
5月1日施行) 第20条第(3)号では、「法定の  
休祝日に労働者に作業をさせる場合、労働

者本人の日給または時間給における正常作  
業時間の賃金の300%を下回らない賃金報  
酬を支払う」と定めており、上乘せを要求  
してはいないと判断します。

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION



## 5. 現地従業員への賃金支給について

**Q** : 1. 従業員の責に帰さない原因で工場が停止した場合（例えば停電、或いは生産計画上の理由による生産停止など）、日本の労働基準法が平均賃金の60%の手当を規定しているように、賃金全額を支給しないことはできるのでしょうか。

2. 従業員が疾病或いは仕事に起因しないけがで会社を休んでいる場合の給与支払いは、どのように扱えばよいのでしょうか。更にこの疾病が長期化した場合、解雇はできるのでしょうか。

**A** : 1. 従業員の責に帰さない場合  
『工資支付暫行規定』（労部発[1994]489号 1994年12月6日公布 1995年1月1日施行）第12条には、「一『工資支付周期』内において、労働者の責に帰さない原因により業務停止、生産停止に至った場合、雇用者は労働契約で規定する基準に基づき、労働者の賃金を支給しなければならない。一『工資支付周期』を超える場合、もし労働者が正常な労務を提供したならば、労働者に支給する労働報酬は当地の最低賃金水準を下回ってはならず、また労働者が正常な労働を提供しないならば、国家の関連規定に基づいて処理しなければならない。」とあります。すなわち、従業員の責に帰さない原因での工場停止の場合の賃金について、労働契約上で定めることができます。

ただ、「工資支付周期」の定義について、これを明確に定めた規定は当機構では見つけられませんでした。しかしながら、参考になるものとして、『広東省賃金支給条例』（広東省人大常委会 2005年1月19日公布 2005年5月1日施行）があり、本条例第10条

第2項にて「月給、週給、日給、時間給制度を実行する場合、賃金の支払周期は、月、週、日、時間に基づいて確定することができる」と規定されているため、月給制度を採用していれば、おそらく「工資支付周期」は1ヵ月となるかと考えます。

2. 疾病、けがによる場合

従業員が疾病または業務によらない負傷をした場合の取扱いについて、『「中華人民共和国労働法」徹底執行の若干問題に関する意見』（労部発[1995]309号 1995年8月4日公布・施行）第59条では、「従業員が疾病または業務によらない負傷をした場合、定められた医療期間中は、企業は関係規定に基づき、病気休暇賃金または疾病救済金を支払うが、病気休暇賃金または疾病救済金は、当該地の最低賃金基準を下回って支払ってもよい。但し、最低賃金基準の80%を下回ることはできない」と規定されています。

更に、ここにいう「医療期間」について、『企業従業員の疾病または業務によらない負傷の医療期間規定』（労部発[1994]479号

1994年12月1日公布 1995年1月1日施行)第3条において、「本人の実質的な勤務参加年数および当該単位での勤務年数に基づき、3～24ヵ月の医療期間を与える」と定められ、具体的には以下の通りです。

(1) 実質的な勤務参加年数が10年以下で、当該単位での勤務年数が5年以下の場合は3ヵ月とし、5年以上の場合は6ヵ月とする。

(2) 実質的な勤務参加年数が10年以上で、当該単位での勤務年数が5年以下の場合は6ヵ月とし、5年以上10年以下の場合は9ヵ月とし、10年以上15年以下の場合は12ヵ月とし、15年以上20年以下の場合は18ヵ月とし、20年以上の場合は24ヵ月とする。

また、疾病が長期化した場合に解雇ができるかのご質問ですが、『労働法』（主席令第28号 1994年7月5日公布 1995年1月1日施行）第26条では、30日前の書面通知により労働契約を解除できる事由として「労

働者の疾病または業務によらない負傷による医療期間満了後、元の業務に従事することができず、雇用単位が別に準備した業務にも従事することができない場合」を挙げ、更に第29条では、雇用単位が労働契約を解除できない事由として「疾病または負傷により規定の医療期間内にあるとき」を挙げています。

また、上述の『企業従業員の疾病または業務によらない負傷の医療期間規定』第2条では、「医療期間」を「企業従業員が疾病または業務によらない負傷のため業務を停止し、病気治療のため休息をしており、労働契約を解除してはならない期間」と定めています。

従って、医療期間を満了してもなお完治しない場合、労働法の規定に従って30日の事前通知の後、労働契約を解除することが可能になると考えます。しかしながら、この場合であっても雇用単位は経済補償を行う義務があります。

## 6. 処罰（罰金）と最低賃金基準について

**Q**：従業員に対して処罰(罰金)を課し、賃金から控除しようと考えています。この場合、控除後の賃金が最低賃金水準を下回ってもよいのでしょうか。『工資支付暫行規定』第16条に従業員が会社に対して与えた経済損失の賠償方法に関する記載はありますが、例えば「従業員が居眠り、遅刻などを繰り返したときのような場合の間接損失に対する罰則としての罰金」の扱いに関する法的根拠はありません。

**A**：結論から言えば、従業員が会社に対して与えた経済損失を補填させる場合にしろ、労働規律に違反した場合に罰金を集める場合にしろ、徴収後の月間給与の金額が当地の最低賃金水準を下回ってはならないと理解してよいと考えます。

ご指摘の通り、『工資支付暫行規定（賃金支給暫定施行規定）』（労部発[1994]489号 1994年12月6日公布 1995年1月1日施行）第16条にて、「従業員が会社に経済的損失を与えた場合、毎月の給与から月間給与額の20%まで差し引くことが出来る。但し、差し引いた後の給与が当該地区の最低賃金を下回ってはならない」との規定がありますが、これは従業員が会社に対して与えた経済損失の賠償方法の規定です。

一方、労働規律違反の場合を定めたものとして、『企業職工奨懲条例（企業従業員賞罰条例）』（国発[1982]59号 1982年4月10日公布・施行）という規定があります。この条例の第16条に、「罰金の金額は企業が定める。一般にその従業員の月給の20%を超えてはならない」と規定されており、罰金徴収後の金額が最低賃金を下回ってよいか否かについての定めはないものの、この規定の制定時期が1982年と古く、その後に制定された『工資支付暫行規定』第16条の規定を加味して考えると、「労働規律に違反した者」に対しての罰金も「差し引いた後の給与が当該地区の最低賃金を下回ってはならない」と考えるべきでしょう。

## 7. 中国境外企業の在華中国人雇用について

**Q**：弊社は、バークレー諸島にホールディングカンパニーを持ち、このホールディングカンパニーは中国に現地法人を3社有しています。また、このホールディングカンパニーに日本の社員を形式上出向させた上で、ここから中国現地法人の1社に駐在員として派遣しています。現在、この駐在員の通訳として、ホールディングカンパニーが中国人を雇用することを考えています。

この雇用形態における留意点として、①所得税の支払い方、②社会保障費の支払い方、③<sup>たんあん</sup>档案の取扱い、などが挙げられますが、その他の問題も含め、法的、税務的な点についてアドバイスをください。

**A**：中国境外企業が在華中国人を通訳として用いる場合、当該中国人通訳者を雇用して給与を支払うのではなく、通訳業務を依頼しその対価を支払うとの形態を採っているのが通常ではないでしょうか。

そもそも中国境外企業が在華中国人を雇用することは非常に難しいのではないかと考えます。中国の労働関連の規定で、中国境外企業が在華中国人を雇用することを明確に禁止した規定を見つけることはできませんでしたが、次の理由によりこのような形態での雇用は非常に困難と判断します。

まず、外国企業による駐在事務所の設立関連法規として、『外国企業常駐代表機構管理に関する暫定規定』（国務院 1980年10月30日公布・施行）がありますが、この規定の第11条に、職員の雇用に当たり当該地区の外事服務部門または中国政府の指定するその他の部門に委託する旨規定されています。常駐代表機構による中国人の直接雇用を認めず、実務上は、政府指定の人材派遣会社から中国人スタッフを派遣してもら

い、派遣費用を駐在事務所が当該派遣会社に支払うというシステムになっています。

さらに、当該人材派遣会社では、派遣する中国人の福利厚生（医療保険、養老保険、休業保険、住宅積立など）の手配を行います。

従って、外国企業の常駐代表機構による中国人の直接雇用が認められない以上、中国に代表機構を構えていない境外の外国企業が在華中国人を直接雇用できる積極的根拠は見当たらないと考えます。また、前段にも記載しましたが、在華中国人スタッフに対する福利厚生の手当ての観点からみても、現実的には直接雇用は不可能ではないでしょうか。

冒頭に記載した通り在華中国人の通訳者に通訳業務を依頼しその対価を支払うとの形態を採り、ご質問にある通り本人の所得税納付、福利厚生手配および人事ファイル（<sup>たんあん</sup>档案）の取扱いについて、その中国人通訳者に任せてしまい、境外の外国企業は一切関与しないというスタンスを取るのが実務的にも負担が少ないかもしれません。

*JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION*

## 第 8 章 投資性公司に関する Q & A

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

*JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION*

## 1. 地域本部設立について

**Q** : すでに投資性公司（傘型企業）を設立して3,000万米ドルの入金と傘下企業への出資は完了しています。地域本部を申請するにはいくつかの条件がありますが、資本金1億米ドルもしくは5,000万米ドルというのはNEW MONEYの入金が必要ですか。それとも投資性公司設立以前に親会社から傘下企業へ出資した分の株式交換による増資でも条件を満たしますか。

**A** : 結論からいいますと、3,000万米ドルを使用済みであれば、残りの3,000万米ドルを超える部分は、「傘型企業設立以前に親会社から傘下企業へ出資した分の株式交換による増資」分でも構いません。

2004年3月に無錫市で当機構が主催した日系企業投資経験交流会の質疑応答の席上にて、商務部外国投資管理司 胡景岩司長は「(地域本部の認定には)まず現金で3,000

万米ドルの振込みをし、3,000万米ドルは新規プロジェクトの立ち上げに用いられなければならない。プロジェクト完成後には規定に則り、投資性公司の親会社が中国のその他の企業への出資分や投資分を投資性公司に譲渡し、投資性公司の資本金に切り替えることができる」との趣旨で発言しています。



## 2. 投資性会社からの出資について

**Q** : 投資性会社（傘型企業）から傘下企業の出資（送金）は 資本金口座もしくは外債口座からしかできないと聞きました。傘下企業からの配当（人民元口座）や親会社からの役務提供料（一般外貨口座）などの利益（内部留保）で傘下企業へ出資するにはどのような手順を踏んだらよいのでしょうか。

**A** : 1. 投資性会社の「配当金口座」について

以前、投資性会社の配当金については「配当金口座」を開設し、そこに入金することが義務付けられておりました。この規定は2年前に廃止されておりますので、貴社の投資性会社が「配当金口座」を持っているか否かで場合異なります。

もし「配当金口座」をお持ちであれば、そこからの出資は資本金口座からの出資と全く同じステップで行うことができます。

もし「配当金口座」のない（つまり比較的新しく設立された）投資性会社の場合、子会社の配当、内部留保は全て一旦、決済口座に入ります（人民元の場合は基本口座、または一般口座）。この状態で再投資を行う場合、まず、親の投資性会社が増資の申請を行う必要があります（この手続きは「配当金口座」があっても同じですが）。増資が認可された後、外為管理局に申請し、審査認可証書（核准件）を取得した後、決済口座（または人民元口座）から「資本金口座」

に資金の移動を行ない、そこから更に出資手続きを行う、という流れとなります。

2. 出資に必要な資料は以下の通りです。

- (1) 申請書（会社概要、投資計画、今後の出資金額、仕向け銀行と被仕向け銀行それぞれの口座番号）
- (2) 投資性会社の外貨登記証
- (3) 被投資子会社の営業ライセンス、批復、批准証書、外貨登記証、验资報告書（ある場合）
- (4) 出資の時期、金額、それぞれの審査認可証書
- (5) 投資性会社の出資口座の残高照明
- (6) その他状況説明資料

すべて原本と会社印付きコピーが必要。

なお、人民元の外貨両替も審査認可証書を取得して行うことができます。

以上ですが、詳細手続きについては若干変更もありえますので、お取引銀行にご相談されることをお勧めします。

## 第9章 保税區・物流園區に関するQ&A

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

*JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION*

## 1. 保税區企業の仲介貿易における増値税還付について

**Q**：商流として保税區企業が国内から貨物を購入して国外へ輸出します。但し、国内購入先から国外への直送を考慮しており、貨物は保税區に入区しません。このようなケースで、保税區企業は増値税還付を受けることができるのでしょうか。また、保税區企業が直接還付を受けられないとすれば、どのような形で解決しているのでしょうか。

**A**：ご質問の件ですが、ここでの保税區企業とはいわゆる「貿易型企業」であって、中国内の企業から貨物を購入し、加工などを行わず、その貨物のまま国外へ直送するものとして回答します。

本件に関して、実務上、保税區企業が輸出増値税の還付を受けることは、原則的に難しいと考えます。

輸出増値税の還付とは、輸出入経営権を保有する企業に対して、輸出売上については増値税を免税とし、その輸出製品を生産するために仕入れた原材料などにかかる仕入増値税を売上税から控除するか、控除しきれない場合は一定の還付率で仕入税を還付する方式です。〔根拠規定：『財政部、国家税務総局の輸出貨物の免税控除税金還付方法実施の更なる推進に関する通知』（財政部、国家税務総局 財税[2002]7号 2002年1月23日公布 2002年1月1日施行）第1条、第2条）

まず、これまで保税區の貿易企業は輸出入経営権を保有していなかったため、輸出増値税の還付申請を行なうことはできませんでした。最近、保税區の貿易企業も対外

貿易法による対外貿易経営者として輸出入経営権の付与が認められるようになりまして、ここではその対外貿易経営権の取得が認められた保税區貿易企業と仮定します。

本通知によると、輸出増値税の還付を申請するためには、還付申請する当該企業が貨物を通関して出国させることが必要で、本件では区外の企業が通関を行なうことから本来的には、保税區外の企業が輸出増値税還付申請を行なうものと考えます。

更に、保税區企業が輸出増値税の還付申請を行なう際に、輸出貨物申告書などの証憑を提出する必要がありますが、輸出貨物通関申告書上の貨物の名義はそもそも直送元の保税區外企業であることから、証憑上に不一致が発生し、輸出増値税還付手続き上、支障がある恐れがあります。

以上の通り、保税區外の企業が直接輸出通関して輸出貨物が区外から保税區に通関されない本件取引については、保税區企業が輸出増値税の還付申請を行なうことは難しいと考えます。

## 2. 物流園区内における名義の変更について

**Q** : 物流園区は非居住者の名義で保管ができる仕組みと認識しています。例えば、日本メーカーA社（非居住者）が物流園区入庫までを手配し、その時点で日本販社B社（非居住者）に名義変更をして所有権をB社に移すような、物流園区内での名義変更はできるのでしょうか。

**A** : 物流園区に関する規定としては、以下のものがあります。

- ・『上海外高橋保税区と外高橋港区の連動発展を推進することに関する試行意見の通知』(上海市人民政府弁公庁 滬府弁[2004]17号 2004年4月26日)
- ・『上海市人民政府弁公庁の上海外高橋保税区と外高橋港区の連動試行の関連事項に関する通知』(上海市国家税務局 滬国税進[2004]26号 2004年5月14日)
- ・『国務院弁公庁の保税区と港区の連動試行拡大に同意に関する回答書』(国弁函[2004]58号 2004年8月16日)

これらの関連法規により、物流園区は中国国内に位置しながら、そこへ輸出通関を完了して貨物を搬入することで外貨管理局が認める『輸出』として扱われ、外貨代金決済および増値税還付が規定上認められる特別な地域です。

お問い合わせの件ですが、まず、「A社（非居住者）が物流園区入庫まで手配」する点については、A社は非居住者ですが、A社自らが中国国内のサプライヤーの貨物を、中国国内輸送免許を有する国際貨運代理（物流業社）に委託し輸送費用を負担することで、物流園区の入庫まで手配ができるものと考えます。

次に、「物流園区内でB社への売買により名義変更し、所有者をB社とする」点ですが、サプライヤーが物流園区への搬入つまり輸出通関後に、A社に対し売りを建て、A社の資産とし、入庫と同時または保管中にB社に資産を移譲することができると考えます。

この場合の決済は、物流園区内での決済であるため、A社およびB社がともに非居住者でも可能であると考えます。

**【回答後の変更】**

回答日以降、新たに公布・施行された物流園区に関する規定として、以下のものがあります。

- ・『保税區及び保税物流園区貿易管理の関連問題に関する通知』（商務部弁公庁 税関総署弁公庁 商資字[2005]76号 2005年7月13日公布・施行）
- ・『保税物流園区に対する税関の管理弁法』（税関総署 税関総署令第134号 2005年11月28日公布 2006年1月1日施行）
- ・『保税物流園区の外為管理の関連問題に関する通知』（国家外為管理局 匯発[2005]92号 2005年12月20日公布・施行）

なお、これら新たな規定の公布・施行にもかかわらず、上記回答の趣旨に変更はありません。

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

### 3. 保税加工された製品を調達する際の部品の輸入関税について

**Q** : 当社の製品を、中国国内に工場を持つ中国外のメーカーに製造委託しています。基本的には海外に輸出していますが、一部を中国内向けに出荷する予定です。この工場では部品（輸入関税を課税されるものを含む）を輸入して保税で加工しています。

従来は、中国の工場で保税生産して中国市場向けに出す場合、メーカーは製品を海外（香港など）に輸出するのでなければ、場合によっては上海外高橋物流園區に搬入することなどにより、保税加工の要件を全うしていたのではないかと思います。

我々の中国の販売会社がこれらの中国生産製品を海外輸出または物流園區を経由せずに購入（商社から国内で調達）しようとする場合、部品の輸入関税が発生するかと思います。これは輸出を原則として保税加工を行っている場合の基本原則なのではないでしょうか。あるいは、来料加工の場合には部品を支給していた海外の製造委託先メーカーが購入することを想定しているのに対して、保税の手冊を変更しなければならないという理由によるのでしょうか。

部品関税の観点からすれば保税生産のオペレーションとは、製品が海外に輸出されない場合であっても、物流園區のようなところに搬入されれば達成されるのでしょうか。

**A** : 中国の加工貿易制度は、「国内企業が全部または一部の部材を保税で輸入し、加工した完成品を海外に再輸出する」制度です。つまり再輸出を前提に部材を保税で輸入することができ、部材の状況を加工手冊で厳格に管理することになります。

ご質問のとおり、保税で輸入した部材を加工してできた製品を国内販売することは、当然加工貿易の要件を満たしませんので、国内販売する時点で部材を輸入した際に課税を

留保していた関税・増値税が発生します。

繰り返しになりますが、加工貿易下の製品は、加工後再輸出しなければなりませんので、華南地区であれば香港に一度輸出してから中国に再輸入していると聞きます。物流園區では、中国国内から物流園區に製品を出した時点で、輸出と増値税還付の手続を行なうことが可能ですので、加工貿易を完結でき、中国に再輸入することは制度上可能です。但し、その場合でも再輸入時には、関税・増値税が賦課されます。

## 第10章 その他のQ & A

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION



*JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION*

## 1. 土地所有権の名義人について

**Q** : BはAが土地所有権の名義人になっている土地を借りています。Bが更にその土地をCに払い下げた場合、土地所有権の名義人はどのようなになるでしょうか。

**A** : Bが土地所有権の払い下げ権限を有する主管部門ではない限り「BからCに払い下げる」という表現は成り立ちませんので、下記のような状況と仮定します。

有償払い下げで取得した土地所有権については、『都市部の国有土地所有権の払い下げおよび譲渡に関する暫定施行条例』(国務院令第55号 1990年5月19日公布・施行) 19条、28条および33条、『都市不動産管理法』(主席令第29号 1994年7月5日公布 1995年1月1日施行) 38条、などから推察するとすれば、「一定の条件を具備した場合には譲渡および賃貸を行うことができる」ことから、Aが払い下げを受けて保有している土地所有権をBに賃貸した後に、BがCに対して、①当該賃貸権を譲渡した(以下「状況①」)、または②当該賃貸権を転借した(以下「状況②」)という2種類の状況が典型的には考えられます。

賃貸借も『土地登記規則』(国家土地管理局 [1995]国土[法]字第184号 1996年2月1日施行) 2条、29条および30条により、登記の対象となっているため、状況①の場合であれば、Aが土地所有権者、Cが賃貸権者として登記され、状況②の場合であれば、Aが土地所有権者、B and/or Cが賃貸権者として登記されることになると考えられます。ここで「B and/or C」としているのは、転賃借の場合の登記に関する取扱いについては明文の規定がなく、転借権の登記がどのように取り扱われるかが不明であるためですが、少なくとも対外的に転借権を主張するためには、土地所有権証上に何らかの記載があるべきものと考えます。しかし、実務上一般的といえない転賃借について、土地管理部門が登記を行うなどの対応をしてくれるか否かについては不明です。

## 2. ソフトウェアと技術輸出入管理条例について

**Q** : 当社は日本法人で中国に現地法人を持っています。当社で用いている業務用ソフトウェアと同じソフトウェアを中国法人に使用させ、情報共有を図りたいと考えていますが、この業務用ソフトウェアは、中国では販売されていません。そこで、日本法人である弊社が日本国内で購入して、中国法人に売渡す方法、ないしは有償貸与するか、現地法人が日本のソフトウェアメーカーから直接購入するか、のいずれかの方法を考えています。

このそれぞれのケースにおいて、中国現地法人は、『技術輸出入管理条例』に基づき申請手続きをしなければならないのでしょうか。

**A** : お問合わせの件ですが、ソフトウェアを有形資産（製品）と見るか、無形資産（技術）と見るかで、手続き方法が変わるものと考えます。

前者の場合、一般貿易と同様に輸入通関手続きを行い関税を納付しなければなりません。当然ソフトウェアの売買に際し、増値税も発生します。一方後者の場合、ソフトウェアを無形資産（技術）として輸入しますので、税関での通関手続きは発生しません。その代わりソフトウェアの譲渡（または使用許諾）契約を『技術輸出入管理条例』

（国務院令[2001]331号 2001年12月10日公布 2002年1月1日施行）に基づき登記申請を行なう必要があります。通常このようなソフトウェアの譲渡（または使用許諾）に対しては営業税が発生します。

両者の区別を一概に判断することはできませんが、例えば単純に市販されているパッケージソフトの売買であれば有形資産として扱われるでしょうし、個別に開発したソフトウェアを現地法人の生産技術の一環として導入するのであれば、無形資産の導入として取り扱われると考えます。

### 3. 契約書の言語について

**Q** : 中国の契約法によれば、契約書の言語は特に法律で決められていません。例えば合弁会社設立の際の契約書などは、中国語での契約書が必要であり、且つこれが正本となると思いますが、その他の契約書（独資と中国企業間の国内取引の契約書など）は、中国語でなければならない、また法的に中国語のものが優先される、などの規定はありますか。

**A** : ご指摘の通り、『中外合弁経営企業法  
実施条例』（国务院令第311号 1983  
年9月20日公布・施行 2001年7月22日改正  
公布・施行）で中国語の契約書の作成を要  
求されている合弁契約書、および『中外合  
作経営企業法実施細則』（对外貿易経済合作  
部 外貿部令[1995]第6号 1995年9月4日  
公布・施行）における合作契約書などを除

き、契約の自由の原則に従い、契約に用い  
る言語について制限を設けていないと考え  
ます。

しかしながら、実際には、契約の登記、  
外貨送金または仲裁にあたり契約の中国語  
を必要としないまでも中文訳を要求するケ  
ースがあるため、最初から中国語契約を準  
備している企業もあると聞きます。

#### 4. 中国輸入申告価格について

**Q** : 日本から免税設備を輸入する準備をしています。日本との契約は、「DDU 中国工場」となっておりますが、中国ではCIF価格に基づき、申告すると聞いています。

その場合、現地費用分の海外送金の問題もあり、通関書類上にどのように記載すればよいものか分かりません。中国輸入時の書類操作上、DDUからCIFへの建値変更のみで対応すべきでしょうか。免税枠の申請は、DDU価格で取得すべきでしょうか。

**A** : 現状、中国輸入通関においては、DDU(DELIVERED DUTY UNPAID) 価格をCIF価格として申告することが可能だそうです。

DDU契約のインボイスを、中国国内輸送費用を控除したCIF価格のインボイスに作り変え、現地通関で使用した場合、中国から日本への外貨送金額がCIFまでの価格と

なり中国国内輸送費用の送金を受けることが出来なくなる恐れがあるとのこと。

ちなみに日本の輸入通関においても、DDUに含まれている日本国内輸送費用を控除していないインボイスであればCIF価格として輸入申告することが可能だそうです。

## 5. 中国輸出信用保険会社について

**Q** : 中国輸出信用保険会社の業務内容およびどのような組織か教えてください。

**A** : 「中国輸出信用保険会社」(中国語: 中国出口信用保険公司)の準拠規定としては、『国務院による中国輸出信用保険会社の設立組織に関する通知』(国発[2001]9号 2001年5月29日)があります。

業務内容としては、短期輸出信用保険・中長期輸出信用保険・加害投資保険・保証などのサービスを提供すると同時に、信用調査・代金回収業務を取扱っています。加

えて、海外からの中国向け投資に対し、ポリティカル・リスクを担保する商品を提供できることも同社の特長の一つだそうです。

組織としては、「中国輸出信用保険会社」は中国政府100%所有の中国国内唯一の非営利性輸出信用保険会社です。2001年12月に設立され、登録資本金は40億人民元です。北京に本社があり、現在、中国全土において12支店および7営業管理部があります。

## 6. 代金回収に対する保険について

**Q** : 中国では国内販売の代金回収に対する保険（CREDIT INSURANCE）を扱っている保険会社はありますか。

**A** : 中国に於ける代金回収リスクをカバーする「信用保険」の付保についてご説明します。

まず、信用保険の概要は以下の通りです。

1. 債権者と債務者が締結した契約において債務者の債務不履行により債権者が被る損害をカバーする保険である。
2. 保険契約者（保険料負担者および付保手続当事者）および被保険者（保険事故により損害を被る者）は、共に債権者である。
3. 債権者の持つ同種複数の契約を一括して付保する必要がある（特定の個別の一契約毎の付保は出来ない）。
4. カバーする債務は売買契約における買主の債務などに限定する。

次に、ご質問の中国で当該「信用保険」を手配できるかの点ですが、

1. 中国では、当該リスク（代金回収問題）はかなり前から顕在化しており、引受保険会社（財産保険会社＝日本の損害保険会社に相当）を見つけるのは、困難とされます。かつては引受財産保険会社が存在していたようですが、事故が多発し、収益悪化（保険リザルトのアップ）のため、保険引受を中止したようです。
2. 仮に引受保険会社があったとしても、引受審査はかなり厳しいものと思われま

す。

3. 中国に進出している日系の損害保険会社も当該保険引受はしていないと思われます。

以上が、当該保険マーケットの実態と思いますが、個別に保険会社に当たって確認するしか方法はないと思います。中国の財産保険会社（PICC、CPIC、平安など）や日系保険会社の支店もしくは駐在員事務所に確認することをお勧めします。

なお、ご質問の中国国内での保険手配とは異なりますが、この種のリスクを補填するものとして、日本で手続を行なう「日本貿易保険」があります。これは独立行政法人の日本貿易保険（NEXI）が保険者として、日本企業が行なう輸出・輸入、海外投資、海外融資などの対外取引に伴うリスクをカバーする保険です。この保険の中で「輸出契約の相手方債務履行の遅延」により被った損害（代金未回収）は貿易保険の対象(\*)になるかと思えます。なお現在、貿易保険は民間の損害保険会社も代行販売をしていますので、上記「信用保険」と併せて、ご照会されることをお勧めします。

\*『貿易一般保険約款』第3条第12号によると、3ヵ月の履行遅延が対象。（但し、平成13年3月31日以前の約款適用契約は6ヵ月）

## 7. 土壌汚染に関する基準について

**Q** : 現在、華南地区への進出を検討しておりますが、土壌汚染についてお尋ねします。

三廃（廃気、廃水、廃棄物）については基準がはっきりしており、F/Sなどでも細かく報告することが求められておりますが、私の調べた範囲では土壌汚染について不明瞭です。

土壌について書かれている基準としては『工業企業土壌環境品質のリスク評価基準（HJ/T25-1999）』というのがありますが、あくまで評価基準です。日本の土壌汚染対策法に相当するものはあるのでしょうか。

**A** : 以下、法律等の確認・メーカーの担当者や専門家へのヒアリングを行いました。

### 1. 土壌汚染防止に関する法律

結論としては、工場の土壌汚染防止を直接に対象とする法律はありません。

- (1) 土壌汚染について『環境保護法』（主席令第22号 1989年12月26日公布・施行）第20条で触れておりますが、あくまでも農地の土壌汚染防止のみです。
- (2) 土壌に関連する法律として『水土保持法』（主席令第49号 1991年6月29日公布・施行）があります。自然災害の予防、生態環境の改善を図るために、水土流失の予防、管理をするのが目的です。企業活動に関するものでは、第18条で「鉱山、電力、その他大中企業は、建設に伴って排出された土砂を定められた場所に運び、河川、湖沼、ダムに捨ててはならない。建設により植生を破壊した場合、表土と植生を原状回復し、水土流出を防止しなければならない」としてはいますが、土壌

汚染については触れていません。

- (3) 次に土壌環境保護に関する基準はいくつかありますが、ほとんどは分析方法の基準です。分析方法以外で土壌汚染に関係のありそうな基準は、以下の2つがあります。

- ① 『土壌環境品質基準（GB15618-1995）』（1995年12月6日実施）は農地、自然保護区だけを対象にしています。
- ② 『工業企業土壌環境品質リスク評価基準（HJ/T25-1999）』（1999年8月1日実施）は製造業の企業活動、企業付近の住民、企業敷地内の土壌と地下水の保護を目的に、企業活動による土壌汚染の危害リスクを評価するための基準です。リスク評価方法と基準値を定めており、「直接接触」と「地下水移行」の2つの基準があります。
  - ・「直接接触」は、製造業の企業活動で、不注意に土壌を吸収あるいは土壌が皮膚に接触した従業員を保護するのが目的。企業敷地内の地下水を現在



又は将来も飲用水源としない場合に適用。

- ・「地下水移行」は、化学物質の地下浸透による企業敷地内の地下水への危害防止が目的。企業敷地内の地下水を現在または将来飲用水源とする場合に適用。

ちなみに、独自に土壤汚染防止に関する法規を有する地方政府や開発区は、当機構で検索した範囲でも、これまで中国各地で数多くの工場立地候補地の調査に関わってきたあるメーカー担当者的話でも皆無でした。

## 2. 土壤污染防治法（仮）について

2003年3月に全人代の環境資源委員会が土壤污染防治法の立法促進を提起し、2004年12月には全人代常務委員会第13回会議で「農業生態保護法の議案」が提出され、その一環として「土壤汚染を防ぐことは、農業生態保護にとって重要であり、関係部門は土壤污染防治法を立法するための調査研究を強化せねばならない」との提案がなされました。

これを受けて立法に向けた動きは加速し

ており、間もなく土壤汚染の全国調査が実施されるとの予測があります。この背景には、最近頻発する環境汚染に絡む農民闘争が世界中に報道されていること、実際の被害が深刻な状況を示していることから、中央政府もこれを放置するわけにいかなくなったことが挙げられます。

但し、土壤汚染防止・処理といった場合には、これを管理する政府部門は農業部・国家環境保護局・国土資源部・地質鉱山関係部門など多岐に渡りますが、どの部門も一部分を管理するのみであり、土壤污染防治法が立法化し制定されるまでには3～5年の時間を要するのでは、と専門家は見ているようです。

現時点では農業保護を主目的としていますが、立法化に向けて米国・日本をはじめ先進各国の法令研究を行っており、成文化される段階では、先進国同様、土壤汚染が深刻な場合は工業用地の土地所有者や使用者（汚染者）に復元命令が出されることは十分にあり得ると考えるべき、との意見を専門家からいただきました。

## 8. 香港子会社株式の投資性公司への譲渡について

**Q** : 当社は、華南地区に投資性公司を有しており、また、香港に華南地域向けの販社（100%子会社）を持っています。今般、この香港子会社の株式を投資性公司へ譲渡することを考えています。この場合は、投資性公司の資本金による売却ではなく、増資による譲渡を考えています。以下の点について教えてください。

1. 香港企業株式の投資性公司への譲渡の可否。
2. 1.が可能である場合の譲渡価格について資金額（簿価）であるか、純資産額（時価）となるか。

**A** : 御社（以下、日本本社）が、華南地区に所在する投資性公司（以下、投資性公司）並びに香港に所在する販社（以下、販社）の全株式を保有。日本本社が投資性公司に対して販社の持分相応額の増資を引き受けた後、日本本社が販社の株式を投資性公司に譲渡するという前提で回答させていただきます。

1. 香港企業株式の投資性公司への譲渡の可否について

結論から申し上げますと、日本本社が保有する香港販社の持分を投資性公司が譲り受けることは、投資性公司による対外投資にあたり、『外国企業の投資による投資性公司の設立に関する規定』（商務部令〔2004〕第22号 2004年11月17日公布 2004年12月16日施行）第22条所定の地域本部の認定を受ければ、対外投資は可能と考えます。裏を返せば、投資性公司であっても地域本部の認定を受けなければ、対外投資は不可と考えたほうがよいと思います。

なお、中国大陸から香港への投資が対外投資に該当するか否かについては、『国外投資プロジェクト審査・承認暫定施行管理弁法』（国家発展改革委員会令〔2004〕第21号 2004年10月19日公布・施行）第2条第2項（投資主体が香港、マカオ及び台湾において行う投資プロジェクトの審査・承認は同弁法を適用する）から、対外投資にあたります。

2. 譲渡価格について

第三者に対する譲渡時の対価の額が、その譲渡時における価額（時価）と比較して低い時は低廉譲渡に該当します。低廉譲渡は、日本の『法人税法』第37条の規定が適用されますが、50%以上の出資持分を有する海外の関連者に対する低廉譲渡の場合には『租税特別措置法』第66条の4第3項により、寄附金相当額は全額損金算入することが出来ません。従って、日本本社が保有する香港の販社の株式を投資性公司が譲り受ける場合、通常は時価により譲渡するもの

と考えます。その場合には、事前に利益配当等をして、外国税額控除を受けてから、譲渡することで譲渡益を相対的に減らすことが考えられます。

また簿価による出資では、通常、日本の適格現物出資の適用を受けることが出来ると考えられますので、その時点では課税さ

れません。

本件のような投資性公司による対外投資は、事例が少ないことから許可されないことも考えられ、かつ実際の運営は不透明です。まずは現地当局や現地専門家等にご相談されることをお勧めいたします。

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

## 9. 退職金制度（経済保証金）について

**Q**：当社は蘇州工業園區に所在しています。『江蘇省外商投資企業労働管理弁法』（2002年8月28日付け）で退職金制度（満1年勤務につき1ヶ月分給与相当額）が廃止になりました。これは社会保険制度が整い退職金が年金に移行したからと聞いています。ところが、2003年12月1日施行の『江蘇省労働合同条例』により、上記の満1年勤務につき1ヶ月の退職金が、最高12ヶ月までという条件が復活されたと聞いています。

1. 上記条例に従い、年金と別に退職金を支払わなければならないのでしょうか。
2. また、退職引当金を設定して原価算入しても税務上認められるのでしょうか。税務上退職引当金制度が存在するのでしょうか。

**A**：ご質問の中で「退職金」と書かれているのは、「経済補償金」のこととされます。以下、その前提で回答させていただきます。

「経済補償金」とは、ある条件によって労働契約を解除する場合等に雇用者から労働者に支払わなければならないものです。

「退職金」と呼ばれることも多いようですが、ここでは法律の文言に従って「経済補償金」と表記させていただきます。

なお、養老保険（定年退職後の年金）や失業保険といった社会保険は、雇用者と労働者双方が保険料を拠出し、社会保険取扱機構から支払われるものであり、雇用者が支払う経済補償金とは異なるものです。

長文になりますが、当方の整理もかねて経済補償金について順を追って説明させていただきます。

<労働契約の解除>

『労働法』（全人代常務委員会 主席令

[1994]28号 1994年7月5日公布 1995年1月1日施行)によれば、労働者と雇用者は必ず双方の権利および義務を明確にするべく、労働契約を締結しなければなりません。労働契約上、労働契約期間や労働契約終了の条件は必要記載事項であり、期間満了または労働契約終了の条件が生じたときは、労働契約は直ちに終了します。

一方、下記の場合は、雇用者は労働契約を解除することができます。

- ①当事者間の合意により労働契約を解除する場合（労働法第24条）
- ②労働者が病気を患い、又は業務外で負傷し、もとの業務に復帰することができず、また使用者が手配するその他の業務にも従事することができない場合（同第26条の1）
- ③労働者がその職務に堪えることができず、訓練又は職務調整を行った後もなおその業務に堪えることができない場合（同第

26条の2)

- ④労働契約の締結時において依拠した客観的状況に重大な変化が生じ、その結果、労働契約を履行することができなくなり、当事者間の協議で労働条件の変更について合意に達しない場合（同第26条の3）
  - ⑤雇用者が破産に直面し、法定更正期間にあり、または生産経営上甚だしい困難が生じ、人員整理をしなければならない場合（同第27条）
  - ⑥試用期間中に採用条件に適合しないことが証明された場合（同第25条の1）
  - ⑦労働規律または雇用者の定める規則制度に著しく違反した場合（同第25条の2）
  - ⑧職務怠慢又は不正利得行為により雇用者の利益に対して重大な損害をもたらした場合（同第25条の3）
  - ⑨法により刑事責任を追及された場合（同第25条の4）
- また、労働法第32条では、以下の場合は労働者が随時労働契約の解除を雇用者に通知することができる、としています。
- ⑩使用期間内にある場合
  - ⑪使用者が、暴力、脅迫または不法に人身の自由を制限する手段により労働を強制する場合
  - ⑫使用者が、労働契約に約定するとおりに労働報酬を支払わず、または労働条件を提供しない場合

<「規則」上の経済補償金>

労働第28条では、上記①～⑤の理由で労働契約を解除する場合、雇用者は労働者に経済的補償を与えなければならない、と規定しています。

この規定に従い制定された『労働契約違反

および労働契約解除にあたっての経済的補償についての弁法』（労働部 労部発[1994]481号 1994年12月3日公布、1995年1月1日施行。以下、「規則」）により、「経済補償金」が規定されています。

上記①～⑤のどの場合も、労働契約を解除した雇用者は、労働者の勤続年数に応じて1年毎に1か月分の賃金に相当する経済補償金を支払わなければならないとあります。例えば勤続7年の労働者なら賃金7ヶ月分相当の経済補償金が必要となります（規則第5～9条）。

但し、①および③の場合は、経済補償金の上限は賃金の12か月分とされています（②④⑤の場合は上限規定なし。）。

①および③の場合の計算基準賃金は、契約解除前の12ヶ月間の平均賃金、②④⑤の場合は当該労働者の平均月間賃金と企業平均月間賃金のいずれか高いほうになります。

また「規則」では、賃金の不当控除、支払遅延および時間外労働割増賃金の不払いの場合、ならびに賃金とその地域の最低賃金基準を下回る場合にも、経済補償金を支払わなければならないとしています。

なお、②の場合は医療補助金も支給しなければならないとあります。

<「外商投資企業労働管理規定」に関する補足>

外商投資企業には『外商投資企業労働管理規定』（労働部・対外貿易合作局 労部発[1994]246号 1994年8月11日公布施行、以下「規定」）も適用されます。「規定」第19条には「企業は本規定第11条第1号、第3号、第12条の規定に従い、労働契約を解除する従業員に対して、生活補助金を一括で支給しなければならない（以下略）。」とありま

す。

『「労働法」の徹底の実施にあたっての若干の問題に関する意見』（労働部 勞部発[1995]309号 1995年8月4日公布・施行)第93条によれば、この生活補助金とは、「規則」に定める経済補償金と同一です。因みに、「規定」第11条第1号は上記①に、第3号は⑩⑪に、第12号は②～④にそれぞれほぼ該当します。

#### <江蘇省の場合>

地方政府によっては、労働契約解除の要件や経済補償金支払事由などについて、「規則」に追加した形で独自の法規を制定する場合があります。このような地方独自の法規（地方性法規）がない場合は、当然「規則」がそのまま適用されます。

江蘇省の場合、『江蘇省外商投資企業労働管理弁法』（江蘇省人民代表大会常務委員会江蘇省第6回人民代表大会常務委員会公告1987年2月21日施行、以下「弁法」）が2002年4月24日付けで廃止され、『江蘇省労働合同条例』（江蘇省人民代表大会常務委員会江蘇省第10回人民代表大会常務委員会公告[2003]27号 2003年10月25日公布 12月1日施行、以下「条例」）が施行されるまでは、「規則」と「規定」が適用されていたはずで、現在は、「条例」が適用されます。

「条例」でも、上記①～⑤の労働契約解除の場合の経済補償金については「規則」と同内容の規定がされています。ただ、①および③の場合は12ヶ月分を上限とするものの、当事者間でそれ以上の経済補償金を約定していれば、それに従います。また①～⑤以外に次の場合も、雇用者は労働者の勤続年数に応じて1年毎に1か月分の賃金に

相当する経済補償金を支払わなければならないとしています。

○雇用者が以下の状況で労働関係を打ち切る場合

- ・書面による労働契約がまだ締結されていないが、労働者がすでに雇用者の要求に従って労働義務を履行している状況で、雇用者が労働関係を打ち切る場合
- ・労働契約が満了しているが、雇用者がまだ労働者との労働契約の打ち切り又は継続の手続きを処理していないものの、労働者が依然として働いている状況で、雇用者が労働関係を打ち切る場合

○労働者が以下の状況で労働契約を解除する場合

- ・試用期間内にある場合（上記⑩）
- ・雇用者が暴力、脅迫又は不法に人身の自由を制限する手段により労働を強制する場合（上記⑪）
- ・雇用者が身体検査、体罰、侮辱などにより、労働者の人格の尊厳を著しく侵害した場合
- ・雇用者が法規あるいは労働契約に約定するとおりに労働報酬を支払わず、または労働条件を提供しない場合（上記⑫）
- ・雇用者が労働者のための社会保険費の納付を拒んだ場合

○雇用者が解散、あるいは法による廃業、破産宣告あるいはその他の原因で労働契約が打ち切られた場合

#### <最後に>

以上、長々と書きましたが、本件含めて

労働・社会保障制度に関する法令・行政通達は頻繁に変更されますし、細かい運用は当方では分かりかねますので、地元政府関連機関から直接情報を収集されることをお勧めいたします。

質問2についてですが、そもそも外商投資企業の経済補償金の税務上の取扱いについて、明確な規定がありません。公認会計士事務所に確認したところ、経済補償金の引当は、規定がないため、認められないとのことでした。

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

## 10. 未払配当金の取消について

**Q** : 独資会社において、数年前に配当の決議をし、一部は配当実行しましたが、一部は実行せず、そのまま「未払い配当金」に計上されたままになっています。一度決議した配当金は出資者が董事会で承認して未処分利益に戻すことは可能でしょうか。弁護士によると、一度決議したものは必ず実行しなければならないといわれています。本当にそうでしょうか。

**A** : ご質問について、ポイントは2つあるかと考えております。

まずは、董事会決議に絶対的な効力があるか否かです。一般的に董事会での決議事項は絶対ですが、董事会にて決議事項の修正もできるものと考えます。お問い合わせのケースですと、董事会決議事項の修正を認めない別段の規定があるかと推察しますが、各種法規を調べても該当するものは見当たりませんでした。

次に、会計上の問題について配当金は、そもそも税引き後の利益を確定したものであり、一度未払配当金に計上されたということは、将来配当する債務と考えられます。その未払配当金を税引き前の未処分利益に戻すということは、将来配当する債務を免除することになるかどうかは不明ですので、顧問会計士等にご相談されることをお勧めします。



## 11. 地質環境調査について

**Q**：海外に工場を建設する場合、通常は地質汚染調査を行い、もし汚染物質があれば当然別の場所を探します。現在、中国には土壤汚染対策法に該当するものはないが、今後は不透明と聞いております。政府公認の開発区の場合は、事前調査は不要なのかもしれませんが、現在ある工場を買収で取得する場合は、地質調査は必要ではないかと思っています。将来、浄化費用を負担させられたら日本の本体までおかしくなってしまいます。

中国にはそのような地質調査会社はありますか。

また自動車メーカーをはじめ多くの大手企業が買収の形で進出されていますが、どのような対応されているのでしょうか。

**A**：現状の規定では、確かに中国には日本のような土壤汚染対策法に該当するものはありません。しかし、法制化に向けた研究を行っており、将来危惧されるような事態が起こる可能性を全く否定することはできないと思います。

次に、土壤調査について、日系企業現地法人数社にヒアリングした内容を記載します。

### ○土壤調査会社の存在

沿岸部では、土壤調査を行える調査会社はいくつかあるようです。内陸部に全くないかは不明です。

### ○企業の対応例

やはり将来の危惧から、土壤調査を行う企業は少なくないようです。もちろん、工場建設に当たって障害となる程度の土壤汚染が現存するかの確認（特に既存工場買収の場合等）のため調査をしている例もある

ようです。

但し、中国には土壤汚染に関する明確な基準はありませんので、各社社内基準（サンプリング方法、評価物質等）に則って対応するしかありません。

ある企業では、上記調査会社と契約して社内規定に則って土壤調査を実施しています。また、工場設計を依頼した設計院に所属するボーリング会社に依頼した企業もありました。

また、社内規定上、建設予定地に土壤汚染がない旨の証拠を提示しないと、社内で建設のゴーサインが出ない企業も少なくないと思われます。

ある企業では、某開発区での工場建設に際し、土壤調査・評価ができなかったため、開発区から「建設予定地は有史以来一貫して農地であり、化学物質による汚染はない」という内容の公文書を出させて、社内アセスメントをクリアしたそうです。確かに開発区の多くは農地を転用しているので、

農薬を除けば工業由来の汚染は多くないかもしれ  
ません。ただ、埋立土壌が汚染されている可

能性があり、万全を期すにはやはり調査をした  
方がよさそうです。

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

## 第2部 WTO加盟後の中国外資政策関連法規の整備状況

### 1. 最近の外資政策関連法規

(2006年1月～2006年12月)

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

# 1. 最近の外資政策関連法規（2006年1月～2006年12月）

## 2006年1月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
2006年輸入許可証管理貨物分級許可証発給目録	06.01.01	06.01.01	商務部
2006年輸出許可証管理貨物分級許可証発給目録	06.01.01	06.01.01	商務部
銀行間の現物為替市場を更に整備することに関する公告	06.01.03		中国人民銀行
輸出貨物税還付（免除）申告表改正に関する通知	06.01.04	06.01.01	国家税務総局
再生可能エネルギー発電の関連管理規定	06.01.05	06.01.05	発展改革委
紡織品臨時輸出許可数の区を跨いでの譲渡の関連事項に関する通知	06.01.06		商務部
企業所得税優遇政策を享受する新設企業認定基準に関する通知	06.01.09	06.01.09	財政部、国家税務総局
『外商投資商業分野管理弁法』の補充規定	06.01.09	06.01.09	商務部
展覧会知的財産権保護弁法	06.01.10	06.03.01	商務部、工商行政管理総局 他
輸出発票の低額発行行為処罰暫定弁法	06.01.10		商務部
外商投資煎じ漢方薬生産企業生産範囲の関連問題に関する通知	06.01.10		国家食品薬品監督管理局
外商投資建築業企業の審査許可管理を省級商務主管部門へ委託することに関する通知	06.01.11	06.03.31	商務部
外商投資印刷業企業の審査許可管理を省級商務主管部門へ委託することに関する通知	06.01.11	06.03.31	商務部
外商投資建設工事設計企業の審査許可管理を省級商務主管部門へ委託することに関する通知	06.01.11	06.03.31	商務部
中国銀行業監督管理委員会行政許可実施手続規定	06.01.12	06.02.01	中国銀行業監督管理委
外資金融機関行政許可事項実施弁法	06.01.12	06.02.01	中国銀行業監督管理委
自動車総代理店およびブランド販売店資質条件評価実施細則	06.01.12		商務部
生産経営単位安全訓練規定	06.01.17	06.03.01	国家安全生産監督管理局
外国籍人員の個人所得税ファイル資料管理強化に関する通知	06.01.23		国家税務総局
貨物輸送業税収徴収管理の更なる強化に関する通知	06.01.25		国家税務総局
飲食業、娯楽業税金制御レジスターシステム営業税の「発票報告表対比」管理操作手順	06.01.25		国家税務総局
保険仲介機関の外貨資本金口座開設の関連問題に関する通知	06.01.25		外為管理局
2006年の一部輸出品への適用税還付率に関する通知	06.01.26	06.01.01	財政部、国家税務総局
家屋建築工事耐震予防管理規定	06.01.27	06.04.01	建設部
出入国検閲検疫行政処罰手続規定	06.01.28	06.04.01	国家質験総局
娯楽場所管理条例	06.01.29	06.03.01	国務院
税金の源泉徴収手続き費管理をさらに強化する事に関する通知	05.11.14	06.01.01	財政部、国家税務総局、中国人民銀行
中華人民共和国エネルギーリサイクル法	05.02.28	06.01.01	主席令
建設プロジェクト環境影響評価資質管理弁法	05.08.15	06.01.01	環境保護総局
中華人民共和国公司法（2005年改正）	05.10.27	06.01.01	主席令
中華人民共和国証券法（2005年改正）	05.10.27	06.01.01	主席令
中華人民共和国個人所得税法（2005年改正）	05.10.27	06.01.01	主席令

酒類流通管理弁法	05.11.07	06.01.01	商務部
損害保険公司保険条項および保険利率管理弁法	05.11.10	06.01.01	中国保險業監督管理委
外商投資企業の届出および認可証書発給の管理権限委譲、審査認可手続きの更なる簡素化などの関連問題	05.11.14	06.01.01	商務部
車両購入税徴収管理弁法	05.11.15	06.01.01	国家稅務總局
国外製薬メーカーの薬品加工委託引受届出管理規定	05.11.15	06.01.01	食品藥品監督管理局
税関総署公告 2005 年第 57 号 (税関の加工貿易手帳使用開始について)	05.11.18	06.01.01	税関総署
『國務院所屬部門人材仲介サービス機構管理弁法』および『全国性人材交流審査認可弁法』公布に関する通知	05.11.18	06.01.01	人事部
輸出加工区加工貿易管理暫定弁法 (2005 年)	05.11.22	06.01.01	商務部
建設プロジェクト環境影響評価文書審査認可手続規定	05.11.23	06.01.01	環境保護總局
税関の輸出監督管理倉庫およびその保管貨物に対する管理弁法	05.11.28	06.01.01	税関総署
税関の保税物流園区に対する管理弁法	05.11.28	06.01.01	税関総署
一部の高エネルギー消費、高汚染、資源性製品の輸出抑制の関連措置に関する通知	05.12.09	06.01.01	發展改革委、財政部、商務部 他
輸出貨物税還付 (免除) 清算廃止に関する通知	05.12.09	06.01.01	国家稅務總局
2006 年自動輸入許可証目録	05.12.10	06.01.01	商務部、税関総署
2006 年自動輸入許可機電製品目録	05.12.10	06.01.01	商務部、税関総署
加工貿易禁止類目録	05.12.11	06.01.01	商務部、税関総署、環境保護總局
輸出貨物税還付 (免除) の関連証憑届出管理制度実行 (暫定) に関する通知	05.12.13	06.01.01	国家稅務總局
企業所得税計算完納管理弁法	05.12.15	06.01.01	国家稅務總局
中華人民共和國公司登記管理条例 (改正)	05.12.18	06.01.01	國務院
中華人民共和國個人所得税法实施条例 (改正)	05.12.19	06.01.01	國務院
個人所得税全員全額源泉徴収申告管理暫定弁法	05.12.23	06.01.01	国家稅務總局
コールタールなど製品の輸出税還付率調整に関する通知	05.12.23	06.01.01	財政部、国家稅務總局
2006 年輸出許可証管理目録	05.12.27	06.01.01	商務部、税関総署
2006 年輸入許可証管理目録	05.12.27	06.01.01	商務部、税関総署
公司登録資本登記管理規定	05.12.27	06.01.01	工商行政管理總局
一部化学肥料品種の輸出税還付一時停止継続に関する通知	05.12.29	06.01.01	財政部、国家稅務總局、發展改革委
両用製品および技術輸出入許可証管理弁法	05.12.31	06.01.01	商務部、税関総署
入国貨物木製梱包検査監督管理弁法	05.12.31	06.01.01	国家質驗總局
輸入禁止目録 (第 6 次)、輸出禁止目録 (第 3 次)	05.12.31	06.01.01	商務部、税関総署、環境保護總局
上場会社の対外担保行為規範化に関する通知		06.01.01	証券監督管理委、銀行業監督管理委
外国投資者の上場公司に対する戦略的投資管理弁法	05.12.31	06.01.29	商務部、証券監督管理委 他

## 2006年2月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
増値税のネット申告の関連問題に関する通知	06.02.05		国家稅務總局

自動車製品リサイクル技術政策	06.02.06		發展改革委、科学技術部、環境保護総局
『国の中長期科学技術發展計画要綱（2006～2020年）』若干の関連政策実施に関する通知	06.02.07		国務院
当面の中外合作学校経営の若干問題に関する意見	06.02.07		教育部
税関総署公告 2006 年第 7 号（『産業構造調整指導目録（2005 年本）公布執行の関連問題について）	06.02.09	05.12.02	税関総署
国家級經濟技術開發区に外商投資商業企業および国際貨物運輸代理企業の審査認可を委託する事の関連問題に関する通知	06.02.09		商務部
対外貿易輸出經營秩序をさらに規範化し、輸出貨物税の還付（免除）管理を適切に強化することに関する通知	06.02.13	06.03.01	税務総局、商務部
企業會計準則-基本準則（2006 年）	06.02.15	07.01.01	財政部
『輸出加工区加工貿易管理弁法』実施中の関連問題に関する通知	06.02.17		商務部
環境保護法律規律違反行為処分暫定規定	06.02.20	06.02.20	監察部、環境保護総局
個人所得稅完納証明発行郵送の関連問題に関する通知	06.02.20		税務総局、郵政局
皮革製造工業汚染防止技術政策	06.02.21		環境保護総局、發展改革委、科学技術部
外商投資プロジェクトの『国が發展を奨励する内外資プロジェクト確認書』手続の関連問題に関する通知	06.02.22	06.03.01	發展改革委
外商投資企業国産設備買入の税金還付の関連問題に関する回答	06.02.22		税務総局
公証機關業務執行管理弁法	06.02.23	06.03.01	司法部
企業年度検査弁法	06.02.24	06.03.01	工商行政管理総局
国の高技術産業發展プロジェクト管理暫定弁法	06.02.28	06.04.01	發展改革委
為替リスク管理の更なる強化に関する通知	06.02.28		銀行業監督管理委
自動車製品外部標識管理弁法	05.11.03	06.02.01	国家發展改革委
中華人民共和國税関の輸出入貨物検査管理弁法	05.12.28	06.02.01	税関総署
中華人民共和國税関の輸出入貨物通関申告書の改正および取消管理弁法	05.12.30	06.02.01	税関総署
中国銀行業監督管理委員会行政許可実施手続規定	06.01.12	06.02.01	中国銀行業監督管理委
外資金融機關行政許可事項実施弁法	06.01.12	06.02.01	中国銀行業監督管理委

## 2006年3月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
製品のすべてを直接輸出する許可類の外商投資企業の製品輸出状況検査暫定弁法	06.03.01	06.03.01	商務部、財政部、税関総署、国家税務総局
土地増値税の若干問題に関する通知	06.03.02	06.03.02	財政部、国家税務総局
輸入貨物課税価格の税関定価公式公布に関する関連規定	06.03.06	06.04.01	税関総署
ガソリンスタンドで使用中のガソリン税計算装置および計量性能に対して監督検査を行うことに関する通知	06.03.07		国家税務総局、国家質検総局
貨物輸送行新設企業の所得稅還付問題に関する通知	06.03.08		国家税務総局
国務院関稅稅則委員會の一部銅および銅材の輸出暫定稅率調整の決定	06.03.09	06.04.10	国務院関稅稅則委
生産能力過剩業種の構造調整を加速推進することに関する通知	06.03.12		国務院
輸出禁止貨物目録（第4次）	06.03.13	06.05.01	商務部、税関総署

租税協定の恒久的施設認定などの関連問題に関する通知	<b>06.03.14</b>		国家税務総局
『公司法』施行後の企業財務処理関連問題に関する通知	<b>06.03.15</b>	06.04.01	財政部
『公司法』施行後の企業財務処理関連問題に関する通知	<b>06.03.15</b>	06.04.01	財政部
納税登記管理を整備する若干問題に関する通知	<b>06.03.16</b>		国家税務総局
税務登記証更新発行に関する通知	<b>06.03.16</b>		国家税務総局
物流企業の企業所得税納税問題に関する通知	<b>06.03.18</b>		国家税務総局
消費税政策の調整および整備に関する通知	<b>06.03.20</b>	06.04.01	財政部、国家税務総局
税務登記集中管理実施弁法	<b>06.03.20</b>	06.04.01	上海市国家税務局、 上海市地方税務局
中古車取引規範	<b>06.03.24</b>	<b>06.03.24</b>	商務部
製品油価格調整に関する通知	<b>06.03.25</b>		發展改革委
2006年『自動輸入許可機電製品目録』（新版）	<b>06.03.29</b>	06.04.01	商務部、税関総署
コンピュータに正規版 OS ソフトをプレインストールすることの 関連問題に関する通知	<b>06.03.30</b>		信息产业部、国家 版權局、商務部
消費税政策徴収管理の調整および整備規定	<b>06.03.31</b>	06.04.01	国家税務総局
一部調整の自動輸入許可管理貨物目録	<b>06.03.31</b>		商務部、税関総署
中華人民共和国公証法	05.08.28	<b>06.03.01</b>	主席令
ベンチャーキャピタル管理暫定弁法	05.11.15	<b>06.03.01</b>	国家發展改革委、 科技部 他
外商投資商業企業審査を地方部門へ委託することに関する通知	05.12.09	<b>06.03.01</b>	商務部
税収規範性文書制定管理弁法（試行）	05.12.16	<b>06.03.01</b>	国家税務総局
展覧会知的財産権保護弁法	06.01.10	<b>06.03.01</b>	商務部、工商行政 管理総局 他
生産経営単位安全訓練規定	06.01.17	<b>06.03.01</b>	国家安全生产監督 管理局
娯楽場所管理条例	06.01.29	<b>06.03.01</b>	国务院
対外貿易輸出経営秩序をさらに規範化し、輸出貨物税の還付（免 除）管理を適切に強化することに関する通知	06.02.13	<b>06.03.01</b>	税務総局、商務部
外商投資プロジェクトの『国が發展を奨励する内外資プロジェク ト確認書』手続の関連問題に関する通知	06.02.22	<b>06.03.01</b>	發展改革委
公証機関業務執行管理弁法	06.02.23	<b>06.03.01</b>	司法部
企業年度検査弁法	06.02.24	<b>06.03.01</b>	工商行政管理総局
外商投資建築業企業の審査許可管理を省級商務主管部門へ委託 することに関する通知	06.01.11	<b>06.03.31</b>	商務部
外商投資印刷企業の審査許可管理を省級商務主管部門へ委託す ることに関する通知	06.01.11	<b>06.03.31</b>	商務部
外商投資建設工事設計企業の審査許可管理を省級商務主管部門 へ委託することに関する通知	06.01.11	<b>06.03.31</b>	商務部
物流分野での外資導入業務をさらにより良く行うことに関する 通知	06.04.20	<b>06.03.31</b>	商務部

## 2006年4月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
免税商品外貨管理の関連問題に関する通知	<b>06.04.03</b>	06.05.02	外為管理局
外国航空運輸企業常駐代表機関審査認可管理弁法	<b>06.04.03</b>	06.05.03	中国民用航空総局

非薬品毒物製造可能化学品の生産、経営許可弁法	06.04.05	06.04.15	国家安全生产监督管理局
上海市保税物流园区外貨管理実施細則	06.04.06	06.04.06	外為管理局上海市分局
保険営業員管理規定	06.04.06	06.07.01	保険監督管理委
奨励類外商投資企業の免税確認書取り扱いの関連問題に関する回答	06.04.06		商務部
検験検疫法定検査目録調整に関する公告	06.04.07	06.04.01	検験検疫総局
弁護士費用管理弁法	06.04.13	06.12.01	発展改革委
企業所得税納税申告表改訂に関する通知	06.04.18		国家税務総局
知的財産権評価管理業務強化の若干問題に関する通知	06.04.19		財政部、知識産権局
物流分野での外資導入業務をさらにより良く行うことに関する通知	06.04.20	06.03.31	商務部
税関総署公告 2006 年第 19 条（輸入自動車組立パーツ認定問題）	06.04.24	06.04.24	税関総署
新規生産機動車排出汚染申告検査機関管理弁法	06.04.24	06.04.24	国家環境保護局
商務部、税関総署公告 2006 年第 35 号（2006 年第 16 号公告の執行延期）	06.04.24		商務部、税関総署
外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見	06.04.24		工商行政管理総局、商務部、税関総署、外為管理局
『国务院の生産能力過剰業種構造調整を加速推進することに関する通知』を徹底執行することに関する通知	06.04.27		国家環境保護局
中華人民共和国パスポート法	06.04.29	07.01.01	主席令
外商投資企業の『国が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書』手続の関連問題に関する通知	06.04.29		商務部
輸出入段階での消費税の関連問題に関する通知	05.03.30	06.04.01	財政部、国家税務総局
家屋建築工事耐震予防管理規定	06.01.27	06.04.01	建設部
出入国検験検疫行政処罰手続規定	06.01.28	06.04.01	国家質験総局
国の高技術産業発展プロジェクト管理暫定弁法	06.02.28	06.04.01	発展改革委
輸入貨物課税価格の税関定価公式公布に関する関連規定	06.03.06	06.04.01	税関総署
『公司法』施行後の企業財務処理関連問題に関する通知	06.03.15	06.04.01	財政部
『公司法』施行後の企業財務処理関連問題に関する通知	06.03.15	06.04.01	財政部
消費税政策の調整および整備に関する通知	06.03.20	06.04.01	財政部、国家税務総局
税務登記集中管理実施弁法	06.03.20	06.04.01	上海市国家税務局、上海市地方税務局
2006 年『自動輸入許可機電製品目録』（新版）	06.03.29	06.04.01	商務部、税関総署
消費税政策徴収管理の調整および整備規定	06.03.31	06.04.01	国家税務総局
国务院関税税則委員会の一部銅および銅材の輸出暫定税率調整の決定	06.03.09	06.04.10	国务院関税税則委

## 2006年5月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
外高橋保税区企業工商管理の若干問題に関する通知	06.05.15		上海市外高橋保税区管理委
情報のネット伝播権保護条例	06.05.18	06.07.01	国务院
外高橋保税区の営業センター発展奨励に関する通知	06.05.19		上海市外高橋保税区管理委
中共中央国务院の中部地区勃興促進の若干意見に関する関連政策措置執行に関する通知	06.05.19		国务院弁公庁
金を含む製品の輸出税還付の関連問題に関する通知	06.05.23		国家税務総局



土地証書管理をさらに規範化することに関する通知	06.05.25		国土資源部
外国企業の投資による投資性公司設立に関する補充規定	06.05.26	06.07.01	商務部
『外商が投資する公司の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見』実施に関する通知	06.05.26		工商行政管理総局
中華人民共和国税関の出入国速達に対する監督管理弁法（改正）	06.05.28	06.05.01	税関総署
中華人民共和国税関の輸出入貨物税金完納価格査定弁法	06.05.28	06.05.01	税関総署
中華人民共和国税関の特別優遇関税待遇輸入貨物原産地管理弁法	06.05.31	06.07.01	税関総署
輸出禁止貨物目録（第4次）	06.03.13	06.05.01	商務部、税関総署
免税商品外貨管理の関連問題に関する通知	06.04.03	06.05.02	外為管理局
外国航空運輸企業常駐代表機関審査認可管理弁法	06.04.03	06.05.03	中国民用航空総局

## 2006年6月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
国の4部・委の『外商が投資する公司の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見』を徹底実行することに関する通知	06.06.05		江蘇省工商行政管理 局、江蘇省対外 貿易経済合作庁 南京税関、外匯局 江蘇省分局
機動車両生産企業および取次販売企業増値税納税評価の関連問題に関する通知	06.06.06		国家税務総局
ダイヤモンドおよび上海ダイヤモンド交易所の関連税収政策調整に関する通知	06.06.07	06.07.01	財政部、税関総署、 国家税務総局
外国企業の請負工事税務管理強化に関する通知	06.06.08		国家税務総局
中華人民共和国税関の加工貿易企業ネットワーク監督管理弁法	06.06.14	06.08.01	税関総署
自動車など商品の関税税率および関係する協定税率を実施する特惠税率調整に関する通知	06.06.15	06.07.01	国務院関税税則委
国務院の設備製造業振興を加速させることに関する若干の意見	06.06.16		発展改革委工業司
輸出税還付申告時の書面による輸出代金回収照合書提出免除の施行輸出企業範囲拡大に関する通知	06.06.19		国家税務総局、 外為管理局
外国航空輸送企業不定期飛行経営許可細則	06.06.21	06.07.21	中国民用航空総局
道路輸送企業の質、信用考査弁法	06.06.23	06.06.23	交通部
危険化学品道路輸送安全管理強化に関する緊急通知	06.06.23		国家安全生産監督 管理総局、公安部 交通部
機動車交通事故責任の強制保険管理強化に関する通知	06.06.25		保険監督管理委
食品衛生許可証管理弁法	05.12.25	06.06.01	衛生部

## 2006年7月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
生産安全の重大事故および重大死傷未遂事故情報処置弁法（試行）	06.07.02	06.07.02	国家安全生産監督 管理総局
企業工会活動条例（試行）	06.07.06	06.07.06	中華全国総工会
貨物輸送企業納税申告管理業務強化に関する通知	06.07.10		国家税務総局
不動産市場への外資参入および管理の規範化に関する意見	06.07.11		建設部、商務部、発展 改革委、人民銀行、工 商総局、外匯局

輸出貨物税還付(免除)の若干問題に関する通知	06.07.12	06.07.01	国家税務総局
小売業者販売促進行為管理弁法	06.07.13	06.10.15	商務部、発展改革委、公安部、税務総局、工商行政管理総局
税務登記証書交換発行の関連問題に関する補充通知	06.07.13		国家税務総局
企業所得税を納付する新規設立企業認定基準執行要求など問題に関する補充通知	06.07.13		国家税務総局
国家級経済技術開発区経済社会発展の「十一五」計画綱要	06.07.21		商務部、国土資源部
外商投資プロジェクトで購入した国産設備の税還付管理試行弁法	06.07.24	06.07.01	国家税務総局、国家発展改革委員会
中外合作職業技能訓練学校経営管理弁法	06.07.26	06.10.01	労働社会保障部
建設プロジェクト職業病危害分類管理弁法	06.07.27	06.07.27	衛生部
上場公司買収管理弁法	06.07.31	06.09.01	中国証券監督管理委員会
屋外広告登記管理規定	05.05.22	06.07.01	公証行政管理総局
保険営業員管理規定	06.04.06	06.07.01	保険監督管理委
情報のネット伝播権保護条例	06.05.18	06.07.01	国務院
外国企業の投資による投資性公司設立に関する補充規定	06.05.26	06.07.01	商務部
中華人民共和国税関の特別優遇関税待遇輸入貨物原産地管理弁法	06.05.31	06.07.01	税関総署
ダイヤモンドおよび上海ダイヤモンド交易所の関連税収政策調整に関する通知	06.06.07	06.07.01	財政部、税関総署、国家税務総局
自動車など商品の関税税率および関係する協定税率を実施する特惠税率調整に関する通知	06.06.15	06.07.01	国務院関税税則委
企業所得税賃金支出前控除製作調整に関する通知	06.09.01	06.07.01	財政部、国家税務総局
外国航空輸送企業不定期飛行経営許可細則	06.06.21	06.07.21	中国民用航空総局

## 2006年8月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
中華全国総工会の従業員の労働契約締結支援および指導業務をより良く行うことに関する意見	06.08.01		中華全国総工会
新規開発プロジェクト整理業務の指導意見	06.08.01		発展改革委、国土資源部 他
産業損害調査情報閲覧と情報公開規定	06.08.04	06.09.03	商務部
国務院の省エネ業務強化に関する決定	06.08.06		国務院
外国投資者の国内企業合併買収に関する規定	06.08.08	06.09.08	商務部、国有資産監督管理委、国家税務総局他
車両購入税徴収管理の関連問題に関する通知	06.08.15		国家税務総局
消費税納税申告および税額控除管理をさらに強化することに関する通知	06.08.15		国家税務総局
金を含む製品の輸出の関連税収政策に関する通知	06.08.22		国家税務総局
一部のサービス貿易取引下での外貨売却支払政策調整の関連問題に関する通知	06.08.24	06.09.01	国家外為管理局
企業所得税分類管理の指導意見	06.08.25		国家税務総局
一部の外商投資企業分支機構登記管轄権調整に関する通知	06.08.25		工商行政管理総局

中華人民共和国企業破産法	06.08.27	07.06.01	主席令
中華人民共和国パートナーシップ企業法（改正）	06.08.27	07.06.01	主席令
企業改革改組不動産取得税政策の関連問題の解釈に関する通知	06.08.28	06.08.28	国家税務総局
新版外商投資企業営業許可証使用開始に関する通知	06.08.30		工商行政管理総局
消費税の若干の具体的政策に関する通知	06.08.30		財政部、国家税務総局
国務院の土地抑制強化の関連問題に関する通知	06.08.31		国務院
中華人民共和国税関の加工貿易企業ネットワーク監督管理弁法	06.06.14	06.08.01	税関総署

## 2006年9月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
企業所得税賃金支出前控除製作調整に関する通知	06.09.01	06.07.01	財政部、国家税務総局
不動産市場外貨管理規範化の関連問題に関する通知	06.09.01	06.09.01	国家外為管理局、建設部
外商投資企業苦情申立業務暫定弁法	06.09.01	06.10.01	商務部
危険化学品建設プロジェクト安全許可実施弁法	06.09.02	06.10.01	国家安全生産監督管理総局
商務部、税関総署、環境保護総局 2006 年第 63 号公告（生皮加工貿易政策に対する調整発布について）	06.09.11	06.09.11	商務部、税関総署、環境保護総局
一部商品の輸出税還付率調整および加工貿易禁止類商品目録追加に関する通知	06.09.14	06.09.15	財政部、発展改革委、商務部、税関総署、国家税務総局
輸出契約届出の関連問題に関する通知	06.09.14		国家税務総局
大連市企業退職者暖房費補助専用資金調達管理弁法（試行）	06.09.15	06.09.15	大連市政府
紡織品輸出管理弁法（暫定）	06.09.18	06.09.18	商務部
ソフトウェアおよび関連情報サービス輸出発展に関する指導意見	06.09.19		商務部、情報産業務、教育部、科技部 他
税関総署公告 2006 年第 52 号聯合（加工貿易商品の内販徴税延滞利息率調整の関連問題について）	06.09.20	06.10.10	税関総署、財政部、商務部、人民銀行、税務総局
税関総署公告 2006 年第 53 号（加工貿易保稅貨物の利息徴収および還付）	06.09.20	06.10.10	税関総署
直接販売業サービス網設立管理弁法	06.09.20	06.10.20	商務部
『外商が投資する公司の審査認可登記管理の法律適用範圍の若干問題に関する執行意見』の重点条項解説	06.09.22		工商行政管理総局 外資局
遼寧省外商投資優勢産業目録	06.09.25	06.09.26	発展改革委、商務部
輸出契約届出の関連データ処理問題に関する通知	06.09.25		国家税務総局
関連企業間の業務取引移転価格税収管理の関連問題に関する通知	06.09.28		国家税務総局
貿易外貨代金回収と人民元転管理の関連問題をさらに改善することに関する通知	06.09.29	06.11.01	国家外為管理局
一部商品の輸出税還付率調整の関連問題に関する補充通知	06.09.29		財政部、税関総署、 国家税務総局
輸出貨物税還付（免除）の証明書届出管理実行に関する補充通知	06.09.30		国家税務総局
上場公司買収管理弁法	06.07.31	06.09.01	中国証券監督管理委員会

一部のサービス貿易取引下での外貨売却支払政策調整の関連問題に関する通知	06.08.24	<b>06.09.01</b>	国家外為管理局
産業損害調査情報閲覧と情報公開規定	06.08.04	<b>06.09.03</b>	商務部
外国投資者の国内企業合併買収に関する規定	06.08.08	<b>06.09.08</b>	商務部、国有資産監督管理委、国家税務総局他

## 2006年10月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
サービスアウトソーシング「千百十事業」実施に関する通知	<b>06.10.16</b>		商務部
一部商品の輸出入暫定税率調整に関する通知	<b>06.10.27</b>	06.11.01	関税税則委
企業に対する総合計算工時工作制および不定时工作制実行の管理強化に関する通知	<b>06.10.31</b>		江蘇省労働社会保障庁
中外合作職業技能訓練学校経営管理弁法	06.07.26	<b>06.10.01</b>	労働社会保障部
外商投資企業苦情申立業務暫定弁法	06.09.01	<b>06.10.01</b>	商務部
危険化学品建設プロジェクト安全許可実施弁法	06.09.02	<b>06.10.01</b>	国家安全生産監督管理総局
税関総署公告 2006 年第 52 号聯合（加工貿易商品の内販徴税延滞利息率調整の関連問題について）	06.09.20	<b>06.10.10</b>	税関総署、財政部、商務部、人民銀行、税務総局
税関総署公告 2006 年第 53 号（加工貿易保稅貨物の利息徴収および還付）	06.09.20	<b>06.10.10</b>	税関総署
小売業者販売促進行為管理弁法	06.07.13	<b>06.10.15</b>	商務部、發展改革委、公安部、税務総局、工商行政管理総局
直接販売業サービス網設立管理弁法	06.09.20	<b>06.10.20</b>	商務部

## 2006年11月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
外資利用「11・5」計画	<b>06.11.</b>		国家發展改革委
商務部、税関総署、国家環境保護総局公告 2006 年第 82 号（加工貿易禁止類商品目録）	<b>06.11.01</b>	<b>06.11.22</b>	商務部、税関総署、国家環境保護総局
外商投資商業分野管理弁法補充規定（二）	<b>06.11.03</b>	06.12.01	商務部
AV 製品卸売、小売、レンタル管理弁法	<b>06.11.06</b>	06.12.01	文化部
個人所得税自己納税申告弁法（試行）	<b>06.11.06</b>		国家税務総局
輸出契約届出貨物の輸出税還付申告審査に係る事項に関する通知	<b>06.11.06</b>		国家税務総局
新規、拡張建設用地土地有償使用費政策調整などの問題に関する通知	<b>06.11.07</b>		財政部、国土資源部、人民銀行
中華人民共和国外資銀行管理条例	<b>06.11.11</b>	06.12.11	国務院
西部大開發稅收優遇政策適用目録変更問題に関する通知	<b>06.11.16</b>		財政部、国家税務総局
外資保險公司と関連企業の再保險取引従事の情報公開業務強化に関する通知	<b>06.11.17</b>	07.01.01	保險監督管理委
『娛樂場所管理条例』徹底執行中の若干問題に関する意見	<b>06.11.20</b>		文化部
中華人民共和国外資銀行管理条例實施細則	<b>06.11.24</b>	06.12.11	主席令
国土資源管理規範性文書の合法性審査弁法	<b>06.11.27</b>	07.01.01	国土資源部

印花税の若干政策に関する通知	06.11.27		財政部、国家税務総局
貿易外貨代金回収と人民元転管理の関連問題をさらに改善することに関する通知	06.09.29	06.11.01	国家外為管理局
一部商品の輸出入暫定税率調整に関する通知	06.10.27	06.11.01	関税税則委

## 2006年12月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
製品油市場管理弁法	06.12.04	07.01.01	商務部
国有資本調整および国有企業再編推進に関する指導意見	06.12.05		国務院弁公庁
原油市場管理弁法	06.12.04	07.01.01	商務部
2007年自動輸入許可貨物目録	06.12.10	07.01.01	商務部
『用地制限プロジェクト目録(2006年本)』および『用地禁止プロジェクト目録(2006年本)』発布実施に関する通知	06.12.12	06.12.12	国土資源部、国家発展改革委
2007年輸入許可証管理貨物目録	06.12.14	07.01.01	商務部
商務部の展覧会主催管理弁法(試行)	06.12.15	07.01.01	商務部
年間所得が12萬元以上の自己納税申告範囲を明確にすることに関する通知	06.12.15		国家税務総局
国有土地使用权払下収支管理の規範化に関する通知	06.12.17		国務院弁公庁
土地利用年度計画管理弁法	06.12.19	06.12.19	国土資源部
2007年関税実施方案に関する通知	06.12.19	07.01.01	国務院関税税則委
自動車工業構造調整意見に関する通知	06.12.20		国家発展改革委
「2007年輸出許可証管理貨物目録」「2007年辺境小額貿易輸出許可証管理貨物目録」	06.12.22	07.01.01	商務部、税関総署
『全国工業用地払下最低価格基準』発布実施に関する通知	06.12.23	07.01.01	国土資源部
個人外貨管理弁法	06.12.25	07.02.01	中国人民銀行
2007年許可証発給機関許可証発給目録(輸入)	06.12.30	07.01.01	商務部
2007年許可証発給機関許可証発給目録(輸出)	06.12.30	07.01.01	商務部
中華人民共和国都市土地使用税暫定条例(改正)	06.12.31	07.01.01	国務院
弁護士費用管理弁法	06.04.13	06.12.01	発展改革委
外商投資商業分野管理弁法補充規定(二)	06.11.03	06.12.01	商務部
AV製品卸売、小売、レンタル管理弁法	06.11.06	06.12.01	文化部
中華人民共和国外資銀行管理条例	06.11.11	06.12.11	国務院
中華人民共和国外資銀行管理条例実施細則	06.11.24	06.12.11	主席令

## 2. 外資利用「11・5」計画

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

*JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION*

## 外資利用「11・5」計画

国家発展改革委員会

2006年11月

### 前 言

外資利用「11・5」計画は、我が国の国民経済および社会発展「11・5」計画の重要な組成部分である。当該計画は、「10・5」の外資利用の総体的状況を総括し、「11・5」に直面する国内外の環境を分析した基礎の上で、「11・5」期間の我が国の外資利用の指導思想、戦略目標、重点任务および相応の政策措置を掲げた、「11・5」期間の我が国の外資利用事業の重要な指針である。

「11・5」期間、外資利用事業は科学的発展観を全面的に徹底実行し、外資の利用の「量」から「質」への根本的転換をさらに推し進め、外資利用の重点を、資金や外資不足の補填から先進的技術、管理経験、素質ある人材の誘致に確実に転換させ、エコロジー建設、環境保護、資源やエネルギーの節約と综合利用をなお一層重視し、外資利用を国内産業構造や技術レベルの向上と適切に結びつける。

国務院が同意した特定項目計画の計画案にもとづき、本計画は国家発展改革委員会が外交部、財政部、商務部、人民銀行など国務院の40の関係部委、直属機関および11の業種協会、地方政府の発展改革部門および一部の研究機関、企業、専門家や学者の意見を幅広く求めた基礎の上で立案された。

「11・5」は、我が国の経済と社会発展のこれまでの成果を引き継いで、未来を切り開く上での重要な時期である。我が国が直面する国内外の環境の変化と、我が国対外開放の更なる拡大に伴い、外資利用の主な目的には変化が生じ、外資利用の理念、方式および重点産業、地域構造などすべてに重大な変化が起こっている。外資を積極的に有効利用し、重点を国外の先進技術、管理経験および素質ある人材の誘致へ適切に転換させることは、「11・5」期間に外資利用の質を高める鍵であり、重点である。

#### 一、「10・5」期間の我が国の外資利用の基本状況

「10・5」期間は、WTO加盟を旗印とした、我が国の対外開放が国際経済協力や競争に全面的に参画した新たな段階であり、外資利用も新しい段階に入った。「10・5」期間、我が国の外資実行総額は約3,830億米ドルで、その内、外商直接投資は約2,860億米ドル、国外発行株式資金調達は約380億米ドル、外国借款利用は約460億米ドルであり、「9・5」期間の実際の達成金額を大幅に上回っている。主な特徴は以下のとおり。

- (一) 外商投資の規模は一層拡大し、投資方式も更に多元化した。外商直接投資の面では、「10・5」期間の外商直接投資の利用は、「9・5」期間に比べ34%超の成長を見せた。我が国は国際資本と多国籍企業投資の主な目的国の1つとなっている。国外株式融資を主とする外商のその他投資も大きな進展を遂げている。2005年末現在、内地から香港およびその他外国証券取引所に上場している企業は122社で、累計資金調達額は555.44億米ドル（レッドチップ企業は含まず）である。計34社の国外機関が国外適合機関投資家（QFII）資格を取得している。
- (二) 新たな国際製造業移転の引き受けに顕著な成果をあげた。「10・5」期間、我が国は全世界の製造業構造調整と移転のチャンスをうまく捉え、大量の製造業外商直接投資を導入し、我が国は初歩的に世界の重要な生産基地の1つとなった。資金技術集約型業種の外資導入は著しく増加し、長年にわたり準備されてきた多くの大型外商投資プロジェクトが「10・5」期間に実施された。外商投資企業は、技術、管理および経営理念などの面において良好な模範効果を及ぼし、我が国の経済や企業の市場化および国



際化を推進し、電子情報、集積回路、軽工業紡績、家電および一般機電製品など国際競争力を基本的に備えた産業の形成を促進させた。

- (三) サービス業はWTO加盟時の公約を全面的に履行し、対外開放は顕著な進展を見せた。2005年末現在、計20の国と地域の71行の外国銀行が中国において238の営業性機関を設立している。建設銀行、中国銀行、工商銀行など10数行の中資商業銀行は国外の戦略投資を投入し、建設銀行、交通銀行は国外での上場の実現を成功させた。計4社の合弁証券会社および20社の合弁基金管理会社の設立が許可された。保険業もWTO加盟時の公約にもとづいて、すべての地域および法定保険に関するものを除いたすべての業務が開放済みで、2005年末の外資保険会社の数は40社、93の現地本社や分支会社に拡大している。外商投資企業は物流、商業貿易分野での重要な組成部分となっている。2005年、我が国のサービス業の外資利用は、この年の外商投資総額の5分の1を超えている。
- (四) 外国借款の利用も安定した成長を見せ、国の重点プロジェクトの建設を強力に支えている。「10・5」期間中、全国で実際に使用した外国優遇借款は約207億米ドルで、150余りの重要プロジェクトを支援している。それには長江や黄河の護岸プロジェクト、四川など省の幹線道路、湖北から重慶などの一部幹線鉄道、山西省の炭層ガスプロジェクト、淮河など流域の汚染処理、中西部地区の農業綜合開発プロジェクトなどが含まれる。外国優遇借款の配分は、中西部地区中心を堅持し、70%以上の優遇借款が中西部地区へ投入された。国際商業借款の融資ルートおよび方式も多様化の特徴を呈してきており、「10・5」期間に我が国が実際に借り入れた国際商業借款（外商投資企業を除く）は、約258億米ドルで、若干の国民経済発展に差し迫ったエネルギー、交通プロジェクトおよび一部の建設周期が短く、経済効果や利益が良く、輸出外貨獲得力のある工業プロジェクト、例えば三峡水力発電所、広東嶺南、田湾、泰山などの原子力発電所、航空会社の飛行機買入れなどを重点的に支援し、国内で生産できない重要な先進技術装備や重要設備を導入し、国内金融機関の外貨資金出所構造の不整合状況を緩和させ、国内機関の優勢化配置の資金能力を向上させた。
- (五) 外債管理能力がより一層強化され、外債規模は国民経済発展のレベルや国際収支状況に適応した。ここ数年の我が国の外債の流れの倍増、総規模の急速な成長、短期外債が占める割合が比較的高いという趨勢に合せて、外債管理部門は関係する規定を陸続と発布し、外債の成長と外債構造の調整を適時にかつ有効に抑制した。我が国の外債返済率、負債率、債務率は、いずれも国際的に公認された安全ラインを保っている。
- (六) 外資利用の法規政策は整備を続け、管理レベルは徐々に向上した。社会主義市場経済発展の要求と我が国のWTO加盟時の公約に照らして、外資利用に関係する法律、法規および各部門、各地方の規則、規範性文書に対して全面的な整理、改正を行った。『外商投資産業指導目録』を2度改正、『中西部地区外商投資優勢産業目録』を改正し、東北旧工業基地促進の対外開放の更なる拡大に関する実施意見を発布した。国务院の投資体制改革の精神に照らして、外資利用の管理体制に関連改革を行い、外国借款プロジェクトの審査認可手続きを規範化し、外商投資プロジェクトについては審査認可制から許可制に変更し、審査の段階を減らし、業務効率を向上させた。

「10・5」期間、我が国の外資利用には依然として注目に値する問題が存在していた。

- ① 長い間存在してきた「数量重視、品質軽視」の問題がやはり突出し、一部の地方政府や部門ではコストを考えない無計画な外商誘致外資導入が行われ、外資導入の金額の追求に偏り、国の産業政策に違反する現象が、時に発生した。
- ② 一部業種の牽引企業に外資からのM&Aの状況が増加し、個別分野で外資独占或いは独占が迅速に拡大する兆しが現れ、国の経済安全、特に産業の安全について脅威となる可能性があった。
- ③ 中西部地区の外商直接投資の導入の規模やレベルが相対的に低く、東部地区の外商直接投資利用との格差がさらに拡大した。
- ④ 外商投資企業がもたらした技術の伝播作用がはっきりせず、一部の外商投資企業は知的財産権保護を濫用し、我が国企業の自主革新に利益がなかった。

- ⑤現行の外資利用の管理体制の早急な整備を要する。一部の現行政策は内外私企業の公平競争の環境を創造するのに不利であった。
- ⑥少数の外国借款利用プロジェクトの管理が厳格でなく、資金の利用効率が低く、債務返済が困難であった。
- ⑦短期外債比率の伸びが比較的速く、潜在的な外債リスクが増大した。

## 二、「11・5」期間の我が国外資利用の指導思想および全体戦略目標

「11・5」期間、我が国の外資利用が直面する国内外環境は、全体的に依然として好い方向へ向かっており、我が国の外資利用の質とレベルを向上させ、外資利用を引き続き保持するため、大規模に条件を作り出す。同時に、「11・5」期間は我が国経済発展の外部環境が制約され、内部リスクが集中する時期でもある。一方では、世界経済成長には依然として不確定要素が存在しており、グローバル経済の発展は不均衡であり、国際金融市場に激しい動揺が発生する可能性も、今なお存在している。貿易保護の傾向は顕著で、各国の国際資本に対する奪い合いも日増しに激しくなっている。他方、我が国のエネルギーや重要鉱産資源は相対的に不足し、生態環境も脆弱で、経済の成長方式の変換も緩慢であり、労働力コストの比較的優勢もいづらく弱まってきているなどの問題が割合と突出している。

国内外情勢の初歩的判断を総合すると、「11・5」期間には、我が国の外資利用には新たな変化が起こると思われる。地域構造から見ると、東部地区での生産の基本コスト【原文：要素成本。以下同】の上昇に伴い、中西部地区は外資利用のチャンスを迎え、外商投資の段階的移転を順調に実現させることが、中西部地区の外資利用が直面する重要な任務になってくる。産業構造から見れば、「11・5」期間は中国のサービス業の改革と発展の重要な時期であり、サービス業、とりわけ現代的サービス業は外資が急速に入ってくる業種となる。投資の規模から見ると、国内の伝統的製造業の投資は飽和の傾向にあることにより、国内の基本コストの上昇およびエネルギー資源の制約は、外商投資のコストを増大させ、かつ「11・5」期間の外商投資の増進に大きな影響を及ぼす。外資利用の方法からすると、国と企業の信用の度合いは高まり続け、人民元為替レートの形成構造およびその他の関連体制の改革は絶え間なく推進し、比較的規模が大きい外貨準備や国内投資銀行業も日増しに発展し、我が国の多様な形式での外資利用や金融リスクを下げるための条件を提供している。国内の伝統産業配置は基本的に完成しており、新規投資と企業のM&Aは、外商投資直接投資の重要な方式となる。

「11・5」期間、我が国の外資利用の指導思想は次のとおり：鄧小平理論および「3つの代表」の重要思想を指針とし、科学的発展観を全面的に徹底実行し、外資を積極的、有効に利用する。国内発展と対外開放を統一し、外資利用と国際収支バランス、外資利用と国内資金利用との間の関係を適切に処理し、国内産業構造、地域経済構造の調整優勢化を促進し、外資利用の質を適切に向上させる。さらに開放された自主革新体系の確立を推進し、革新能力と消化吸收再革新能力を強化、統合させる。開放拡大において各種のリスクを自発的に防御し、取り除き、国の経済の安全を適切に保障する。我が国の比較優勢をさらに強固なものにし、発揮させ創造し、WIN-WINの開放戦略を実施し、より大きな範囲、より広い分野およびより高いレベルで国際経済科学技術の協力と競争に積極的に参画する。

「11・5」期間、我が国の外資利用の全体戦略目標は次のとおり：外資の利用の「量」から「質」への根本的転換をさらに推し進め、外資利用の重点を、資金や外資不足の補填から先進的技術、管理経験、素質ある人材の誘致に確実に転換させ、エコロジー建設、環境保護、資源やエネルギーの節約と综合利用をなお一層重視する。国外の先進的技術や管理を導入することを通じて、外資企業の国内企業に対する指導、輻射作用を発揮させ、我が国の革新能力と消化吸收再革新能力統合の向上を促進させる。外商投資の簡単な加工、組み立ておよび低レベルな生産製造の段階から、一歩進んだ研究開発、ハイエンド設計、現代流通などの新しい分野への発展の実現に努力し、我が国が世界の高付加価値製品の製造基地の1つとなることを推し進める。サービス業の対外開放レベルをある程度大きく引き上げる。中西部地区および東北地区など旧工業基地

の外資利用の規模、質、レベルを著しく引き上げ、東部地区経済の国際化の程度および国際競争力をさらに強化する。外国の優遇借款を積極的、合理的、効果的に使用し、借款使用の質と効果を特に重視する。外債の構造や使用の方向に対するコントロールを強化し、外債リスクを厳しく防備する。外資利用の総規模は、「10・5」の基礎の上で安定した成長を確保する。2010年までに、外資利用の管理体制をさらに合理的で効果的なものにし、外資利用と国内経済の社会発展をさらに調和させる。

### 三、「11・5」期間の我が国外資利用の主要任務

#### (一) 外商投資産業構造の優勢化とレベルアップの誘導

外商投資の現代化農業発展を奨励し、エコロジー農業および高技術、高付加価値の栽培業、養殖業および農業廃棄物の综合利用、バイオマスエネルギー開発、現代農業機械設備の開発と製造、農産品の深加工を重点的に発展させ、現代化農業技術および経営管理方式を導入する。

外商の電子情報、石化、化工、自動車などの産業への引き続きの投資を奨励する。我が国の重化学工業産業のレベルアップの要求にもとづき、大型の石化、化工など産業の外資利用プロジェクト、特に資源の自己バランスを実現できるプロジェクトを適度に増加し、合弁や合作など多様な方式を通じて、国外の先進技術を導入する。自動車製造業は、合弁企業製品のレベルアップとモデルチェンジ、市場競争力向上を引き続き行うと同時に、外資を自動車の設計、研究開発センター建設へ重点的に振り向けることを奨励し、外資が専業化、高技術を含んだ自動車部品の生産を発展させることを引き続き奨励する。

外資が機械、軽工業、紡織、原材料、建築業、建材など伝統産業の改組改造に引き続き参与し、企業の技術レベルや製品のランクを向上させ、企業の国際競争力を増すことを奨励する。先進適用技術、設備や管理の導入を通じて、国内の伝統産業を改造し、外資を導入して我が国の比較優勢を備える労働集約型産業、輸出加工業を発展させ、「専・精・特・新・優（専門的、生産・サービスのたゆまぬ向上、特色性、高品質で廉価な新製品の生産、市場・技術の相対的優位性）」の中小企業発展を促進する。エネルギー分野における投資に外資を導入して、国内の石油天然ガスの探査、開発、利用および輸送パイプラインの建設を加速させ、再生可能エネルギーの発展を加速させる。

外商投資のインフラ建設を引き続き奨励する。外資を積極的に利用して、道路、港湾、鉄道などの交通プロジェクトおよび軌道交通、水・ガス・熱供給、汚水およびごみ処理などの都市インフラ建設を加速させる。特に、中西部地区や東北など旧工業基地の都市インフラ建設および資源枯渇型都市の受け皿産業の発展に外商が投資することを奨励する。

#### (二) 資源節約型、環境にやさしい社会建設の促進

資源節約および環境保護の外資利用政策誘導を強化し、低レベル、高消耗、高汚染の外資プロジェクトを厳格に制限する。用水、土地、材料の節約や資源综合利用の強化に外資を利用することを奨励し、外資の利用を通じて先進適用の、省エネ、消耗率の引き下げに有効な工程、技術および設備を導入することを奨励する。

環境保護文化での外資利用を積極的に推進し、重点環境保護事業プロジェクトの実施を推し進める。外商投資企業の水汚染、大気汚染、固体廃棄物汚染などに対する総合防止を強化し、汚染物排出を効果的に抑制する。中古金属、中古タイヤ、廃棄電子製品など工業廃棄物のリサイクルおよび生活ごみ、汚泥資源化利用の外商投資を奨励する。中西部地区の生態環境建設の発展を加速させ、外商投資のバイオマスエネルギー転化およびクリーンエネルギーなどプロジェクトを奨励する。

#### (三) サービス業対外開放の積極的安定的推進

銀行業の対外開放は、秩序立った推進、慎重な監督管理およびリスクコントロールの原則を堅持し、国内の内資銀行と外資銀行の合理的結合と配置を維持しなければならない。国内の商業銀行が中国側マジョ

リティを堅持する前提で国外の戦略投資家を誘致することを許可し、外資銀行と内資銀行間に株式協力などの戦略的パートナー関係を確立することを積極的に支援し、企業統治構造を整備する。内外資銀行の金融商品、業務技術、情報交流、資源共有および人材育成などの面における協力を奨励し、現代的銀行業の先進経営理念、経営方法や高級管理人材を導入し、国内商業銀行システムの転換を促進する。

保険業は、我が国のWTO加盟時の公約を真摯に履行しなければならない、養老、医療、責任および農業保険などの面を得意とする国外の保険会社およびその他金融機関を重点的に誘致し、外資保険会社が中西部および東北地区に経営機構を設立して業務を展開することを奨励する。国有保険会社が中国側マジョリティを堅持する前提で、国外の戦略投資家を誘致することを許可し、条件の整った国内の株式制保険会社が外資を導入することを許可する。外資の利用を通じて、国外の先進的な保険商品、経営方式や高級管理人材を急ぎ誘致し、我が国の保険業の競争力を引き上げなければならない。

証券業の対外開放を、順を追って一步一步進めていく。慎重な監督管理の原則に照らし、外国投資者を引き続き誘致し、証券経営機関の企業統治構造の改善を促進させ、内部リスクの抑制と管理を強化し、経営管理レベルを向上させる。業界の整理統合、製品やサービスの革新を加速させる。上場企業の非流通株改革の完了後、国外の戦略投資家が上場企業に対して戦略的投資を行うことを許可する。

確実に、秩序立てて、外資へ電信業を開放する。我が国のWTO加盟時の外資への電信業開放の公約に厳格に照らして、外商が法定の範囲内において合併の方式で国内の電信業を展開することを許可し、外資の電信付加価値サービス市場における投資を拡大し、基礎サービス市場の開放を慎重に進める。電信業の対外開放の政策体系を整備する。

商業分野の外資導入はレベルの向上に重きを置く。現代的商業経営理念および国外の販売【原文：分銷】手段、営業網およびサービス手段の導入を目標とし、外商投資の商業小売企業数の適度な成長を保持し、外商投資の商業卸売企業、大型チェーン店および配送センターを秩序立てて発展させる。国内の大型商業企業が外資の導入を通じて構造を優勢化し、管理レベルを向上させることを支持する。外商投資の我が国の商業発展に対する影響を注意深く見守り、反独占や公平貿易の監督管理業務を適切に行い、内外資商業企業の大中型都市における合理的な配置、市場割当および構造を保持する。

外国の大型物流企業が、我が国の法律、法規の関係する規定にもとづいて、国内に物流企業を設立することを奨励する。外国の資金、設備および技術を利用して、国内物流施設の建設或いは経営に参加することを奨励する。

観光業の外資利用を積極的に推進する。外資を利用して観光施設を整備し、観光資源を保護、開発し、外国からの観光客を引きつけ、経営管理を改善する。中外合併、合作など多種の方式を採用し、運輸、建築、弁護士、会計、コンサルタントなどの業種の対外開放を拡大する。AV製品の販売、エンターテインメントスペースおよび文化製品の経営、運営などを含む、文化分野での外資導入を積極的、確実に推し進める。

#### (四) さらに開放された自主革新体系の確立を促進する

外商、特に大型多国籍企業が、より技術レベルが高く、より高い付加価値を含む加工製造段階および研究開発センターを我が国に移転させることを奨励し、多国籍企業が中国で生産製造基地、付属基地、BPO基地、訓練基地を設立することを奨励し、誘致して、技術の伝播や効果を発揮させ、我が国企業の自主革新能力の増強することを促進する。

政府の戦略的指導、総合強調作用を発揮させ、外国企業、特に多国籍企業が合併企業の設立、合作生産、連合製造などの方式を通じて、我が国へ先進技術を移転させることを奨励する。外資企業や国内企業の技術交流を促進する。外国会社と国内の高新技术企業の科学研究や技術開発面における協力を奨励し、重要な高新技术分野の中外合併合作を積極的に推進する。

外商が我が国においてリスクベンチャー投資を行うよう奨励し、誘導し、外資を利用して我が国のベンチャー投資サービス体系の発展を加速させ、自主革新能力の強い、機能が弾力的で、国際化の程度が高い

国内ベンチャー投資企業群の形成を促進する。海外留学人員、海外華僑同胞の専門人材が帰国して高技術企業を設立することを奨励する。

#### (五) 地域経済協調発展の促進

東部沿海地区は、我が国の外資利用の最重要地区として、経済の外向度が高く、資金、人材、技術、地域、付帯能力など多方面での優勢を引き続き発揮し、外資の利用の「量」から「質」への転換を率先して実現し、自主革新能力の向上に努力し、構造の優勢化レベルアップおよび成長方式の転換を急ぎ実現させ、国際競争力と継続発展できる能力を強化する。珠江デルタ、長江デルタおよび環渤海地区などの沿海地区の外資の其他地区に対する輻射、促進作用を十分に発揮させ、土地利用の集約を重視する前提で、資金技術集約が他産業、高技術産業および現代サービス業を大いに発展させ、外商投資プロジェクトに含まれる技術量を引き上げなければならない。区内の産業構造の優勢化を強化し、特色ある、分業協力や優位性補完を実現する。沿海地区の大都市の銀行、保険、商業、電信などサービス分野における対外開放は重要な進展を見せなければならない。

外資の積極的利用は、西部大開発、東北など旧工業基地振興、中部勃興促進戦略の重要な内容である。資源環境の荷重能力、発展の優位性および発展の潜在力にもとづき、それぞれの区域の位置づけを明確にし、中心都市の促進輻射作用を十分に発揮させなければならない。国際製造業の移転や東部沿海地区の外資移転のチャンスをつかえ、外資の中部地区および東北地区など旧工業基地への段階的移転を大いに促進し、中西部地区および東北地区など旧工業基地の外資利用規模の拡大に努力し、中西部地区および東北地区など旧工業基地の産業基礎、資源の優位性、競争の優位性を備える特色ある企業の発展を加速させる。外商の中西部地区および東北地区など旧工業基地のサービス業に対する投資の拡大を奨励し、市場参入資格、参入手続き、業務範囲などの面において、法に依って適度な傾斜政策を与える。

#### (六) 外資利用方式多様化の実現

引き続き外商直接投資を外資利用事業の重点とし、外商直接投資利用の比較的大きな規模を保持する。外商が我が国において新たに企業を設立することを引き続き積極的に誘致し、現存の外商投資企業の利潤での再投資を奨励する。外商が新たに設立した投資企業が雇用促進、技術進歩、産業構造調整などの面における国内経済に対する促進作用を発揮させる。

国の産業構造調整および企業改革の必要にもとづき、国が一部重点業種、重点分野に対する抑制能力および発展主導権を保持する基礎の上で、外資がM&A、株式投資、再投資などさまざまな形式で国内企業の改組改造に参画するよう誘導し、国有資産活用の効果的形式を積極的に探求する。国の安全に関係する重要な分野および重点企業を除き、外国側マジョリティのその他の企業および分野に対する制限を、徐々に緩めていく。民営企業と外資の投資協力の展開を推進し、我が国の民営経済の総体的レベルと国際競争力の向上を促進する。

多国籍企業が中国に投資し、地域本部、研究開発センター、買付センター、訓練センターなど各種運営センターおよび生産基地を設立することを引き続き奨励する。多国籍企業と我が国の当該地企業との戦略的協力を強化し、多国籍企業の現地化の度合いを高め、我が国経済により良く融合することを奨励する。多国籍企業が我が国の現地企業に対して技術移転や拡散を増加することを奨励し、多国籍企業が我が国の重点業種および分野に対して支配や独占を形成することを防止する。

証券投資、投資基金などの方式を利用した外資導入の度合いを拡大し、国内企業の国内上場を引き続き支持する。国際規範に照らして企業の運営機能を整備し、企業発展の必要に応じて、株式配当、増資などの方式を通じて外資利用の規模を拡大する。条件に合致した国内大型企業を支援し、国際資本市場の有利な時機をつかえ、香港およびその他の外国株式債権市場において証券融資を発行する。国内企業の国外発行株式、上場、資金使用などの面に対する管理を引き続き強化、規範化し、我が国企業の国際資本市場での良好なイメージを打ち立てる。

外資の源泉地構造を優勢化し、EU、北米、日本など先進技術や管理経験を有する先進諸国の対中投資規模を積極的に拡大し、先進諸国の対中投資の比重を引き上げさせるよう努力する。

台湾地区からの投資の誘致を重視し、台湾企業の大陸投資に対しては、「同等優先、適度な緩和」政策を引き続き執行する。内地と香港、マカオ特別行政区間の経済貿易緊密化協定の実施を積極的に推進し、香港、マカオ地区の内地に対する投資の拡大を奨励し、内地と香港、マカオの経済の連携をより一層強化し、深化させる。海外の中国商人の内地投資を引き続き奨励する。

#### (七) 外国借款利用の質と効果の向上

外国の優遇借款を、積極的、合理的、効率よく借用する。外国の優遇借款借用の一定の規模を保ち、外国借款の社会的効果と経済的効果の両方に配慮して利用する。国際的な先進技術、管理経験、知識理念の導入を重視し、借款プロジェクトのモデルと促進作用を発揮させ、借款利用の質と効果を向上させる。

外国の優遇借款の投入先を優勢化し、資源の節約、環境保護、生態環境整備、新農村建設および都市協調発展、区域協調発展をさらに優先し、交通インフラ建設、都市インフラ建設および環境保護建設、資源保護、生態環境整備を重点的に支援し、借款コストを引き下げる前提で、教育、公共衛生建設、農村および都市の飲料水の安全、地域社会サービスなどの社会発展分野に対する支援を適度に増加させる。中西部地区への傾斜を堅持し、投資環境を改善する。中西部地区および東北地区に使用する借款の、外国優遇借款に占める割合を80%以上に引き上げる。

外国の優遇借款の利用方式には革新と突破がなければならない。プロジェクト借款を主とすることを堅持する前提で、外国の優遇借款と国内の関連資金を接合させる効果的なルートを探求し、中央予算内資金および国債資金の利用と外国優遇借款の利用を結合させる方式を研究する。

国際商業借款の借用規模を適度に拡大する。国内の人民元と外貨資金の供給状況、為替レート変動の趨勢および国際資本市場の資金調達のコストとリスクを十分に考慮し、条件に合致する国内企業および金融機関が国際資本市場融資、国内における外債債券発行、ファイナンスリースなどの方式を採用して資金を調達し、発展を加速させることを支持する。国内の産業政策と構造調整の優勢化要求にもとづき、国際商業借款は金融、民間航空、石化、化工、電子情報、先進的製造業など業種の発展を重点的に支持し、借款は先進技術や設備の導入に使用しなければならない。外国資金を利用した国内信用体制建設の整備を探求し、保証会社の保証能力を引き上げ、民営企業の融資環境を改善する。国際金融公司、アジア開発銀行などの国際開発機構の国内発行人民元債券に対しては、「10・5」のテストケースの基礎に立って、経験を総括し、着実に発展させなければならない。

#### (八) 外債のマクロ的監視と全体範囲に対する管理の強化

外債管理枠の調整、人民元外債の出現、および政策性銀行や商業銀行の分類管理制度と現代企業制度が徐々に確立される新たな形勢に焦点を当て、関連政策を研究制定し、国の外債の全体規模を効果的に抑制し、我が国の外債の債務返済比率、債務率など各項の主要指標を国際的に公認されている安全ライン内に抑える。外債の合理的な期限構造と通貨種類構造を保つことに気を配る。短期外債の規模を合理的に抑制する。外債の監視警戒システムを整備し、外債の全体範囲に対する管理を適切に強化し、レートリスクおよびその他の外債リスクに対する分析を強化し、外債リスク予防能力を引き上げる。

### 四. 「11・5」の我が国の外資利用の政策措置

#### (一) さらに公平で整った外商投資環境の確立

我が国の社会主義市場経済の発展および対外開放の要求にもとづき、外商投資促進面の法律や政策を研究制定し、内外資企業に適用する統一の『企業所得税法』を改正、発布し、外為管理を強化する法律制度を改正、整備し、社会主義市場経済の需要に適応する涉外法律体系をさらに整える。



政府行政の審査認可事項を減らし、事務処理手続きを法に依って適切に規範化し、簡略化し、企業の発展のために公平で、予測可能な政策環境を創造する。税関の「大通関建設」を積極的に推進し、通関の効率を大いに向上させる。知的財産権保護の立法と法執行の度合いを強化し、権利の侵害行為を厳しく取り締まり、中外の知的財産権保有者の合法的権益を適切に保障する。社会的信用の基礎体系建設を強化し、違約懲罰制度を整備し、信頼できる社会を確立する。

外商投資（外商直接投資や外商のその他投資を含む）および外国借款の借用を含めた全項目の外資統計体系を急ぎ確立し、外資の動態を全面的にモニタリングし、正確に反映させ、外資統計データをすべて社会に公表し、より良い政策決定のための基礎を提供する。人民元レートの制度改革の外資利用に対する影響に引き続き関心を寄せ、適時然るべき措置を提起する。資本および金融項目に対する管理をさらに改善し、人民元資本口座の兌換可能の過程を着実に推進する。国際資本の流動の動態と国の重点外資利用政策の変化を注意深く見守り、適時対応する政策を發布し、我が国の質やレベルの高い外資に対する吸引力を保持する。

## **(二) 外商投資産業および区域の投資方向に対する政策誘導の強化**

経済形勢の発展と変化にもとづき、『外商投資産業指導目録』を動的に調整し、対外開放を一層拡大し、産業構造の優勢化レベルアップを推進し、資源を節約し、環境を保護し、無計画投資および生産能力過剰な一部業種を抑制する。加工貿易発展に関する規定を制定し、加工貿易の投資参入構造を整え、加工貿易の転換レベルアップを促進する。『外商投資プロジェクトで免税を付与しない輸入商品目録』を改正し、内外資企業の輸入設備免税待遇の差をさらに縮小させ、最終的には統一の輸入設備税収政策を実行する。

我が国のWTO加盟時の関連公約を厳格に遵守し、サービス業の外資利用促進の関連規定を制定し、かつ発布して、サービス業の外資利用分野を拡大させる。サービス分野での対外投資の地域、持分権、業務範囲などにおける制限政策を徐々に緩和することを研究する。独占的な業種や分野の内外資に対する統一、段階的開放を積極的、確実に推進する。外国機関が国内で不動産開発および不動産投資に従事することをさらに規範化する管理弁法を制定し、短期国際資本が不動産を通じて我が国の経済、金融に大きく押し寄せることを防止する。

『中西部地区外商投資優勢産業目録』を改正し整え、中西部地区を外商投資の方向とするよう効果的に導く。東北など旧工業基地および中西部地区の対外開放の関連政策および実施細則の制定を急ぐ。

国外適合機関投資家の国内株券、債券の購入をさらに規範化し、国外機関の我が国の上場会社に対する戦略投資を規範化し、関連する管理弁法を整備して、資本市場の対内、対外開放を急ぐと同時に、証券投資資金の秩序ある、コントロール可能な流れを誘導する。

## **(三) 資源の節約と環境保護の徹底強化**

外商投資プロジェクトのエネルギーや水の消耗、土地占用などの参入基準を制定、整備し、法に依って外商投資企業を含めた各種企業に対して、エネルギーや水を大量に消耗する遅れた加工、技術および設備を強制的に淘汰する制度を実行する。外商投資企業を含めた各種企業に対する環境保護の監督管理を強化し、法の執行力を強め、クリーン生産の審査、環境マーク、環境認証制度を実行する。外商投資環境保護産業の総合的奨励政策を研究、制定して支援し、汚染防止の市場化の進展を早める。規範的な外商投資鉱山資源探査開発の参入政策を研究、制定し、外商投資の鉱山資源探査開発の参入条件を厳格にする。外商投資による水、エネルギー、材料の節約および資源の综合利用プロジェクトおよび先進技術移転強化の関連政策を制定し、整備する。

## **(四) 多種形式での内外資技術協力と連合革新の誘導**

外商、特に大型多国籍企業がハイエンド加工製造段階、研究開発センターを我が国へ移転させる総合的奨励政策を制定し、かつ発布して、多国籍企業が中国で生産製造、関連、サービスおよび訓練基地を設立

することを奨励し、外商投資企業が国内企業と連合で研究開発協力を行うことを奨励する関連政策を制定し、外商投資企業の技術効果をより良く発揮させる。

外商投資プロジェクトの輸入設備免税政策を整備し、外商投資プロジェクトが国内の先進設備および技術をより多く購入することを奨励し、国内のプラント設備、先進適用技術のためにより良い市場環境を創造し、我が国の設備製造業の発展を促進する。知的財産権保護を強化すると同時に、国際的経験を十分に鑑み、多国籍企業が知的財産権を濫用して我が国の自主革新を制約することを防止する規範政策を制定し、我が国が知的財産権の規制制定に自主的に参与する能力を強化する。

外商が我が国において行うリスクベンチャー投資を奨励し規範化する管理規定を整備し、関連政策を急ぎ発布し、国際リスク投資の成功の経験を参考にして、外商が行うリスクベンチャー投資の参入と退出のメカニズムを整える。海外留学人員、海外華僑の専門家が帰国して高技術企業を設立することを奨励する政策体系を確立し、整備する。外国のハイレベルな人材の我が国での投資や仕事を行うことを誘致する税収、出入国、就業許可などの関連政策を制定する。

#### **(五) 外国借款借用の管理の更なる強化**

外国の優遇借款に対する管理を引き続き整備し、借款の審査認可および使用手続きを規範化し、借款貸付のメカニズムを整え、業務効率と資金の使用効率を引き上げる。経済と社会の協調発展の方針に照らして、新たな貸付の分野を拡張し、新たな貸付の方式を開拓し、我が国の社会経済の絶え間ない発展の需要に適應する。多国間および二国間の外国借款機関との協調と協力を強化し、その経験と技術を絶えず吸収する基礎に立ち、積極的な相互作用を提唱する。

中西部地区および東北地区の外国優遇借款利用促進の具体的措置を徹底し、借款比率関連資金、関連政策の面において支援を提供し、借款計画では傾斜を行う。外国借款のサブリージョン経済協力における積極的作用を十分に発揮させ、辺境地区の経済成長と社会建設を推進し、周辺国地域との経済協力強化のために条件を創造する。

国際開発機構の我が国国内における債券の発行、および債券発行による調達資金を使用して国内において株式投資および債権投資を行うことに関する規定を改正し、整備し、我が国企業の国内における外貨債券発行の管理弁法を制定、整備し、国内債券市場の開放と発展を規範化し、支援する。外資の不良資産処理参画の管理弁法をさらに整備し、規範化して、不良資産処理の効率を引き上げ、我が国の不良資産処理市場の健全で秩序ある発展を促進する。

#### **(六) 外債リスクの監視と管理レベルの向上**

外債リスクの警戒システムをさらに整え、外債の監視指標の整備を強化する。合理的な外債構造と使用方向を効果的にコントロールし、外商投資企業の外債、我が国企業が国外において設立した機構の外債および我が国の偶発外債に対する管理と監視を強化し、短期外債に対するコントロールの度合いを増やし、外債管理と外為管理を有機的に結合させて、国際収支の安全を確実に保証する。

国内企業の外債リスク管理に対するマクロ指導を強化し、各種のデリバティブ商品の使用を規範化し、デリバティブ商品の取引で発生した偶発外債に対する管理を強化し、国内のデリバティブ商品市場の健全な発展を促進する。

外債管理のモデルをさらに改革し、それぞれの融資実態に対して分類管理を実行する。内外資企業の外債管理の内国民待遇を推進し、外国企業の外債リスクを効果的に抑制する。国際商業借款に対する総量コントロール、全範囲管理の新方式を研究する。

#### **(七) 国の経済の安全と公共利益の擁護**

『反独占法』の発布を急ぎ、反独占の業務を強化し、公平競争の市場秩序を擁護する。国の経済や人民の生活、国の安全に関係する影響力の大きな業種の政策をさらに細分化し、外資の産業参入制度を整備する。



国の安全に係る影響力の大きな重点企業の外資のM&Aに対する審査および監督管理を強化し、国の安全と国の経済や人民の生活に係る戦略業種、重点企業に対する抑制力と発展の主導権を確保する。外商独資企業の我が国の経済の安全、特に産業の安全に対する影響を重視し、合理的な評価と警戒システムを確立する。税収の監督管理を強化し、外商投資独資企業が移転価格、関連取引などの手段を通じて利潤を移転することを抑制する。

合理的で国際慣例要求に合致した企業の資産価格評価機能を確立し、外資のM&Aの過程において国内の資産や権益が損失を被ることを防止する。合併企業の増資の過程において、中国側の合法的権益を法に依り擁護し、被M&A企業従業員の合法的権益を保障する。土地の低価格譲渡など、我が国の利益を損なう外商誘致外資導入行為を断固として阻止し、外商投資企業に対する行政法執行監督管理制度を引き続き強化する。

効果的な措置を採用して、各地区、各部門の外資利用政策を厳格に規範化し、地方や部門の法規政策と国の法律法規の一致性と厳格性を保持する。各地方は主に当該地の優位性と良好な投資環境に依って外資を導入し、独断で税収を減免したり、その他国の政策法規に違反する優遇措置を発布したりしてはならない。外商誘致外資導入方式を引き続き改革整備し、企業の市場主体作用を十分に発揮させ、公開入札、オンライン誘致など外商誘致外資導入の新しい形式をより多く採用して、外商誘致外資導入の無計画性および過度な行政関与を回避し、外商誘致外資導入の実効を引き上げる。

#### (八) 国際経済規則の制定と協調への積極的参与

WTO交渉の新たなラウンドに真摯に対応し、二国間および区域経済貿易協力を積極的かつ適切に推し進め、多国間や二国間の投資協力関係の発展を急ぎ、重点国との投資協力促進機能を確立し、我が国の外資導入に有利な外部環境を計画的に作り上げる。